

# European Studies

## ヨーロッパ研究 Vol.18

東京大学大学院総合文化研究科附属グローバル地域研究機構  
ドイツ・ヨーロッパ研究センター

---

## 目 次

### I 論文

国民党デモクラシーの遅い終焉 —2017年連邦議会選挙とドイツ政治の変容— .....	5
	網谷 龍介
EU家族再結合指令の形成とフランスにおける受容過程 —政治アクターの行為分析を通じて— .....	19
	植村 充
「古参闘士」の最後の戦場 —第二次世界大戦最後の数ヶ月におけるナチ活動家の孤立・共同体形成・暴力— .....	33
	パトリック・ヴァーグナー
執筆者紹介 .....	49
『ヨーロッパ研究』論文・研究ノート募集 .....	50

---

## Table of Contents / Inhaltsverzeichnis / table des matières

### I ARTICLES

The Late Finale of <i>Volkspartei</i> Democracy: The German Federal Election 2017 and the Transformation of German Politics .....	5
	AMIYA-NAKADA Ryosuke
The Formulation of the EU Family Reunification Directive and the Process of its Acceptance in France: From the Perspective of the Action Analysis of Political Actors.....	19
	UEMURA Mitsuru
“Die letzte Schlacht der alten Kämpfer”: Isolation, Vergemeinschaftung und Gewalt nationalsozialistischer Aktivisten in den letzten Kriegsmonaten 1945 .....	33
	Patrick WAGNER
Contributors .....	41

# I 論文

---

Articles



論文

## 国民政党デモクラシーの遅い終焉

### —2017年連邦議会選挙とドイツ政治の変容—

網谷 龍介

#### はじめに

本稿は2017年9月のドイツ連邦議会選挙とその結果を歴史的なパースペクティブの中におくことで、ドイツ、そしてヨーロッパにおける政党デモクラシーの構造と変容を理解するための論点提示を企図するものである<sup>1</sup>。

分析の軸となるのは、国民政党 (Volkspartei) という独特の概念である。この概念の規範的含意と現実との照応を分析することを通じてドイツ型デモクラシーの特質と変化について一つの見方を提示する。以下ではまず第一節で、2017年選挙の結果とその後の連合交渉および政権樹立について略述する。第二節では国民政党概念の含意を明らかにし、それがドイツの戦後デモクラシーの現実とどの程度照応しているかを説明する。ここでは特に、国民政党概念が社会への政党の浸透という要素を含んでいること、そして二大政党の社会への浸透が、左右各々の陣営構築の上での中道票上乘せという形で実現されたことが強調される。第三節では、1970年代後半から1980年代前半にかけて頂点を迎えたこの政治モデルの緩やかな融解を分析する。ここでの分析の焦点は、時期的には1998年に成立したシュレーダー (G. Schröder) 赤緑連合政権以降の二十年間の変化に、対象は社会民主党とそれを取り巻く状況に絞られる。この20年間、2009年からの4年間を除いて一貫して政権に参画し、もっとも劇的な党勢の変化を見た同党には変化が集約的に表れているからである。本節が提示するのは、国民政党概念が重視する社会への浸透という側面の機能喪失が、広範な支持層獲得を通じた社会統合というもう一つの側面の機能の遂行をも困難にするのではないか、という論点である。最後に本稿の論点を整理し、より広い比較民主主義分析にとっての含意を確認する。

#### 1.2017年連邦議会選挙の概観

##### (1) 「想定内」の選挙結果と連合交渉

2017年9月24日の連邦議会選挙の結果は、予想外のも

のではなかった<sup>2</sup>。メルケル (A. Merkel) 首相率いるキリスト教民主党 (CDU/CSU)<sup>3</sup>は、事前予測を下回るものの第一党の座を堅持した (得票率32.9%, 前回は-8.6%, 全709議席中246議席)<sup>4</sup>。第二党社会民主党 (SPD) は、長期低落傾向に歯止めをかけられず戦後最悪の選挙結果を迎えた (20.5%, -5.2%, 153議席)。右派ポピュリスト政党のドイツのための同盟 (AfD) が第三党に躍進し初の連邦議会入りに成功し (12.6%, +7.9%, 94議席)、自由民主党 (FDP) (10.7%, +5.9%, 80議席)、左翼党 (Linke) (9.2%, +0.6%, 69議席)、緑の党 (B90/Grünen) (8.9%, +0.5%, 67議席) が議席を獲得したため、連邦議会には6つの会派が顔をそろえることになった。

メルケル首相続投を軸に連合交渉が開始されたのも想定内の範囲内である。最悪の選挙結果をうけて社民党が下野を宣言し、キリスト教民主党は自由民主党、緑の党との連合交渉に入った。キリスト教民主党が自由民主党と長年連合を組んでいたのは周知の通りだが、緑の党との間でも、この間基礎自治体・州レベルでの連合の経験があった。基礎自治体では早くも1990年代にその例があり、州レベルでは2008-2010年のハンブルク、2014年以降のヘッセンでキリスト教民主党政権に緑の党が参加している。2011年から緑の党が首相の座を保持するバーデン-ヴュルテンベルクでは、2016年の州議会選挙の結果、第二党であるキリスト教民主党がジュニア・パートナーとして政権に参加している。さらに2016年にはザクセン-アンハルトにおいて、キリスト教民主党の首班の下に社民党と緑の党が参加する政権が成立した。いよいよ連邦でも新しい連合の組み合わせが試されるかと思われた。

しかし連合交渉は決裂した。しかもその直接の契機は、自由民主党の拒否であった。一方キリスト教民主党、緑の党の双方からは、互いの交渉姿勢を評価するコメントが発されている。これにより、社会民主党との大連合交渉が開始された。青年部の反対などもあり社民党内の承認が一時危ぶまれたが、最終的には第4次メルケル政権が大連合と

して成立した。

選挙結果や政権交渉の動向それ自体は、それほど驚くべきものではない。多くの先進国で予想外の選挙・投票結果が生じたことを考えれば、ドイツ政治は相対的にはなお安定しているというべきだろう。

## (2) ボン共和国の終わり？

とはいえ、想定内とは変化が急激ではないことの謂いに過ぎない。漸進的な変化も積み重なれば、中期的には大きな変化となる。この観点からは、2017年選挙に一つの画期を見ることも出来る。政党政治の運用という観点からは三つの点が挙げられる。

第一に、政党配置の変化である。会派数が6に増加したばかりか、キリ民党、社民党という左右の政権主導勢力が得票を減じ、合計しても50%をこえる程度にとどまった。実は比較の観点からすれば、この結果にも驚くべきことはない。6という会派数は特に多いわけではなく、第一党・第二党の合計が50%程度というのもヨーロッパの常態となりつつある。ただし、後に検討するが、戦後のドイツ・デモクラシーの安定は二大政党の安定あつてのことであると認知されているため、この変化は大きく報じられている。

第二に、この変化は政権枠組の変化をもたらしつつある。連邦の政権は「大政党+小政党」の組み合わせを標準としてきた。もちろん、西ドイツ時代にも1966年からの3年間は大連合政権であり、州では大連合のほか3政党（大+小+小）の組み合わせも観察されてきた。しかし、標準=規範(Norm)は「大+小」であるという認識が、政治家や国民の判断枠組みとなっていた。この組み合わせがついに不可能となった、という事実は、デモクラシーを認知・判断する意味空間の揺らぎをもたらした。

この裏面に生じているのが大連合の常態化である。仮に第4次メルケル政権が2021年の次期選挙まで続くとするならば、2005年以降の16年間のうち12年間が大連合政権ということになる。オランダやオーストリアのような、多極共存型デモクラシーの国ならいざ知らず、ドイツは二大政党間の擬似的首相選出選挙を特徴としてきたデモクラシーであり、これは大きな転換である。特に今回の選挙後、社民党が一旦は——二大勢力競合モデルに相応しく党勢回復を目論んで——下野を宣言したにもかかわらず、結果として政権入りを余儀なくされた、という経緯は、政党政治運用ロジックの大きな変容を感じさせる。

第三に、各党の政策ポジションにも無視できない変化がある。キリ民党、社民党の中道化と政策的相違の希薄化については、量的な変化に過ぎないということも可能であり、今後も短期的な変動が見られるかもしれない。しかし、緑の党がキリスト教民主党との連合交渉に正式に踏み

切り、両党の交渉がおおむねスムーズに運んだ、ということは、同党の中で既に進行していた性格変化を象徴的に印象付けた。経済政策上は中道に位置しつつ、社会文化政策軸において特徴を持つ政党となったのである。このことは、今後緑の党がキングメーカーとなりうること、左右の二大勢力を軸とした「陣営選挙」の枠組みが解体していくことを意味する。

一方、自民党が党勢を回復したことは、2013年までの同党の窮状からはやや予想しにくいものだった。メルケル首相が中道路線をとっていることで、右側に生じた空隙を利用した形だが、1990年代後半からささやかれていた「オーストリア化」、すなわち右傾化路線の明確な選択がありうるという見解もある。仮にそのようなスタンスで党勢維持が可能であるならば、ドイツの政党システムに働く力学はさらに複雑なものとなるであろう。

以上のように、この二十年間に進行しつつあったトレンドの顕在化として、2017年選挙はドイツの戦後デモクラシーにとって一つの哩程標とみることができる。かつて統一後の時期に、「ベルリンはもはやボンではない」か否かが盛んに議論されたが、現実には「ボン」の枠組が政治を規定し続けてきた。だが統一後四半世紀を過ぎ、建国から70年近くになり、ついにボン共和国の終わりが視野に入ってきたのである。次節ではこの点を、政党デモクラシーの観点からさらに検討する。

## 2. 「国民政党によるデモクラシー」の定着

「転機」の性格を明らかにするには、(西)ドイツの戦後デモクラシーがどのようなものであったかを確認することが必要である。本節ではこれを国民政党の概念を軸に検討する<sup>5</sup>。

### (1) 国民政党の概念と規範的要請

ファン・ビーツェンらが指摘するとおり(van Biezen 2011)、戦後ヨーロッパのデモクラシーに共通するのは政党の公認とその裏面としての公的助成・規制である。ドイツのように、国家機構の中立性のドグマが強く、反多元主義的な社会像が一定の地歩を占める社会においては、このことは大きな意味を持った(Stolleis 1986; Klein 1990)。そして戦後のドイツのデモクラシー定着にキリ民党、社民党の左右の二大政党が果たした役割は大きく、民主主義の定着・機能と組織された綱領的政党が相関するものと観念されてきた。

これを示すのが国民政党の概念である(Mintzel 1984; Stolleis 1985; Lösche 2009; Wiesenthal 2011)。この語はしばしば1950年代後半の社民党の路線転換との関連で論じられ、階級政党の対義語として位置づけられることが多い。

特に、ドイツからアメリカへの亡命者であるキルヒハイマー (O. Kirchheimer) が、西ドイツのキリスト教民主党や社会民主党の動向を念頭に包括政党 (catch-all party) の語を世に広めたことで、そのような印象は強められている。

しかし比較政治学に定着した包括政党概念と国民党は異なる。キルヒハイマー自身も、包括政党のドイツ語表現としては>Allerweltparteiの語を用いている (Smith 1982; Smith 1984; Padgett 2001)。この語を初めて用いたのはカトリックの中央党であり、1903年の選挙戦の中であったという (Stolleis 1985, 9)。そしてLehnert (1989) が明らかにするとおり、第一次世界大戦後の民主化の中で中道・保守政党がその民主性を明らかにするために自称することで広がった。つまり包括性は必ずしも唯一重要な要素というわけではない。強調されているのは民衆 (Volk) に根ざしているという要素であり、戦後の政党論においてもこのイメージは大なり小なり前提されている。広いアピールと、社会に根ざした政党という両面が国民党概念の核となる内容なのである。

戦後デモクラシーの確立に際し、国民党に寄せられた規範的期待の大きさを同時代の論説にみることができる。公法学界の中心人物の一人であるショイナー (U. Scheuner) は1951年の、すなわち二大政党の地位が確立される以前の論説で、基本法21条に規定された、国民の政治的意思形成への政党の参画の重要性を確認したうえで、二大政党制が望ましいものの選挙工学によってそれが実現できるわけではないとしつつ、「二党制が機能するための前提は、二つの大集団が実際に国民的政党であること、すなわち特定の社会的・経済的グループの代表ではなくすべての国民諸階層の代表であると自認することである (Scheuner 1951, 143)」とする。さらに彼は「今日のドイツの政党の公式党員数の少なさに鑑みれば」基本法21条が十全に機能するかどうか疑問であるとしていた。つまり彼にとって、政党の包括的指向性と党員数が重要なメルクマールだったのである。

広いアピールと社会への根付きという二面性は社民党史の文脈の中で思考し「階級政党から左派国民党 (linke Volkspartei) へ」という図式化を行うと見落とされがちだが、逆側を見ることで明らかとなる。キリ民党のプログラムについての代表的研究は正面から『国民党——キリスト教民主同盟の綱領の発展——』と題している (Buchhaas 1981)。ここでは戦後のキリ民党が戦前の宗派による亀裂を越え、プロテスタント保守層をも取り込むものであることを想起する必要がある。さらに同党の組織変革を扱った書は『キリスト教民主同盟の現代的国民党化』と謳う (Schönbohm 1985)。この著者は、党近代化を推進したガイスラー (H. Geißler) のアシスタントも務めていた。中道右派政党の国民党化には組織化が必要だったのである。

この「国民党デモクラシー」を前提にドイツのデモクラシーと政党は議論されてきた。たとえば1970年代に既成政党への批判とさまざまな社会運動の噴出が見られたとき、そこでの批判は両政党の政策的接近に向けられており、政党が社会にルーツを持つことそれ自体は自明視されていた (e.g. Narr 1977)。さらに1980年代以降は政党批判が広まり、「政党嫌悪」が流行語となるが、それらはいずれも国民党が十分に民衆の意思を反映していないとし、政党の組織化の不足や組織対象の閉塞性を批判するものであった。

では政党はこれらの期待に応えたのだろうか。やや逆説的にも、政党批判の言説の中に、現実の国民党が果たしてきた機能を読み取ることができる。新しい社会運動に近いある政治学者は「国家親和的な共同性を確保するために……国民党は発明された」とし、「政権についている国民党の中では、党内の…代表を通じて潜在的な紛争のコンセンサスへの変換が起きる…この代表を通じた統合のモデルは、1970年代には政権についた社会民主党によって、現代的な社会的国家主義へとさらに発展していった (Kallscheuer 1989, 91)」と批判する (下線部は原文イタリック)。つまり、国民党はそれ自体統合作用を果たすものなのである。したがって「国民党は、国家理性を自らのうちで一定程度先取りすることになる (Ibid., 92)」という評価が下される。この評価は、批判の意図にもかかわらず、先にショイナーを引いて例示した、政党に課せられた要請がほぼ遂行されたことを示している。

## (2) 国民党の現実

前項では国民党の規範的次元を検討したが、この項では、国民党の現実を概観する (表1参照)。上述の規範的期待が実際上もかなりの程度実現されてきたことが明らかにされる。

まずマクロな選挙結果を確認する。1949年の第一回連邦議会選挙以来の、二大政党の得票の合計を見てみよう。1949年選挙において、キリ民党が第一党となりアデナウアー首相を擁して政権の座に就いたが、その際の得票率は31.0%、議席数は139議席 (全401議席) にすぎなかった。社民党の選挙結果は、29.2%、131議席である。これをスタートに、1950年代にはキリ民党が保守・中道票を吸収し、ついで1960年代には社民党が党勢を伸ばすことで、二大国民党の得票率合計は急速に増加していった。

その趨勢が頂点に達したのが1976年である。現職の社民党シュミット (H. Schmidt) にキリ民党から46才の若い州首相コール (H. Kohl) が挑戦したこの選挙は接戦となり、両政党が激しい動員を行った。その結果、両党は相対得票率で91.2%を占めるにいたった。投票率は90.7%に達しており、二大政党の絶対投票率合計も82.0%に達してい



表1 二大国民政党の連邦議会選挙結果

年	相対得票率	絶対得票率	投票率
1949	59.2	45.0	78.5
1953	74.0	61.6	86.0
1957	82.0	69.2	87.8
1961	81.5	71.4	87.7
1965	86.9	73.6	86.8
1969	88.8	75.7	86.7
1972	90.7	82.0	91.1
1976	91.2	82.0	90.7
1980	87.4	76.7	88.6
1983	87.0	76.8	89.1
1987	81.3	68.0	84.3
1990	77.3	59.4	77.8
1994	77.9	60.6	79.0
1998	76.0	61.7	82.2
2002	77.0	60.2	79.1
2005	69.4	53.1	77.7
2009	56.8	39.6	70.8
2013	67.2	47.5	71.5
2017	53.4	40.3	76.2

出所：Bundeswahlleiterのデータを基に筆者作成

表2 二大政党党員数の推移

年	キリ民党	社民党	備考
1948	445247	846518	
1950	n.a.	684698	
1955	247985	589051	キリ民は1953の数値
1960	295905	649578	
1965	359070	710448	
1970	404240	820202	
1975	723073	998471	社民は1976に1022191人
1980	865740	986872	キリ民は1983に919983人
1985	901442	916383	
1990	975807	943402	統一による一時的増加
1995	837290	817650	
2000	797743	734667	
2005	741998	590485	
2010	659204	502062	
2015	588760	442814	

出所：Oskar Niedermayer (2017b) 記載のデータを基に筆者作成。

る。キリ民党は第一党の座を回復したものの(254議席)、社民党と自民党の現職政権連合が合計で僅かに上回り(264議席)、シュミット政権が維持された。この選挙は、高い投票率、国民政党の圧倒的なプレゼンス、二大政党の政権をめぐる接戦、大政党+小政党の政権連合、とボン共和国の国民政党デモクラシーを象徴する選挙であった。

二大国民政党の発展を党員数データでも確認しておこう(表2参照)。1950年代には両党とも党員数はそれほど多くはなく、社民党も60万人程度にとどまっていた。政党への加入が加速するのは1960年代であり、これにはキリ民党と社民党の政権争いの激化、1950年代の経済の時代から1960年代の政治の時代への変化、世代の交代により政治

に関心を持つ若者世代の比重が増したことが要因として挙げられる。党員数のピークは社民党が1976年の約100万人、キリ民党が1983年の約90万人である。党員数からも1970年代後半から1980年代前半にかけて国民政党の社会への浸透が頂点に達したことが確認できる。

では国民政党の成功は「包括政党化」の結果だろうか。確かに1950年代末から1966年までは社民党が政権獲得に向けて「現実化」路線を歩み、キルヒハイマーが「包括政党化」論文でこれを批判的に論評した時期である。また1966年から1969年は、キリ民党のキージンガー(K. Kiesinger)首相の下で大連合が組まれていた。しばしば注目されてきた社民党の党勢伸長において、固定的支持層以外からの票の獲得には重要な意義がある。Pappi (1973)によれば、ホワイトカラー層(官吏・職員)からの支持は1953年のサーヴェイで27%だったものが1972年には50%に達している。

しかし同じ期間に、ブルーカラーからの支持も48%から66%に増加していることは見落とせない。しかも、プロテスタントの労働者に限れば、1953年段階で支持はすでに60%に達していたにもかかわらず、1972年には77%に達していた。さらに政党の好感度の相関をとったところ、キリ民党と社民党の値の間には-0.7前後の強い逆相関が、1961年から1972年の間、一貫して存在していた(Pappi 1973)。また二大政党の党員数が急増したのは、1969年から社民党・自民党の新しい政権連合が成立し、下野したキリ民党との間で激しい政治的対立が見られた、1970年代前半である。国民政党の浸透は、一定の政治的分極化によって促進されていた。

つまり、西ドイツにおける国民政党は、社会の各階層から得票を同じように得ることを目指すという意味の包括政党としてではなく、「自らの固定的支持層を最大限動員した上で、他の層にもウイングを広げる」政党として定着したものだ。これは、1980年代までの西欧の政党システムを検討したBartolini and Mair (1990)が、有権者の流動化を一定範囲で指摘しつつも、全体としては左右のブロック内での移動にとどまると指摘したことに照応している。

前項では国民政党はそれ自身が、様々な利益や理念の統合作用を果たすメカニズムである(べきである)という規範的要請の存在を指摘した。この項で明らかにしたのは、それに加えて国民政党が、「左と右」という政治における基本的な構図を保持しながら競合する存在であり、それぞれが明確な支持基盤を持つことである。それによって対立と統合、競合と妥協の相反する要請が満たされ、同時に政治的安定が担保される。このように、ボン・デモクラシーは、激しく競合する「左右の国民政党」に小政党が協力することで、明確な左右の相違の感覚と、実際上の安定した政権運営を可能にするものだったのである。

### (3) 国民党デモクラシーの黄昏としての1998年政権交代

1980年代前半を頂点に投票率の低落傾向や、二大政党からの有権者の離反が緩やかに始まった。統一前の1987年には既に二大政党の占有率は1957年レベルにまで戻っていた。その一因は、1980年に初めて連邦議会選挙に参加し、1983年に議席獲得に成功した緑の党の存在である。同党の成功はその後の新政党の参入の先駆としての意味を持つことになる。

さらに1990年の統一により、東ドイツが政党政治の舞台に含まれることになった。ナチス以降50年以上にわたって政党組織が事実上存在していなかった東部地域に、西側に比肩するような政党組織が復活することはなかった。そのため、二大国民党の没落は東側を含めた数値ではさらに明確となる。1990年の統一後初めての選挙では、占有率は相対得票率で8割を割り、絶対得票率では60%を下回ることになった。党員数は統一期にごく一時的に増加したが、その後急減している。

とはいえ、社会への浸透が実態としては弛緩しつつあるにも関わらず、国民党デモクラシーのフォーマットは維持されていた。その一つの理由は、吸収可能な範囲に変化がとどまっていたからであろう。緑の党の成立は、結果としては政党政治の構図を大きく変容させるものとはならなかった。1960年代後半からの新しい社会運動の形成、社民党への期待と幻滅、党内対立と活動家の離反、といった情勢を背景に成立した同党は、基本的には「左」陣営内の出来事にとどまったからである。内部の路線論争の強度が低下していくにつれ、同党はもう一つの「小」政党として、国民党デモクラシーのプレイヤーとなった。

このような観点から見直すならば、1998年選挙とその後に成立したシュレーダー赤緑連合政権は断絶や革新よりも、連続性の相の下に理解することが適切だろう。

確かに当時の文脈では時代の変化が強調された。1930年生まれのコールに代わり、1944年生まれで社会主義者青年同盟の議長経験もあるシュレーダーを筆頭とする、「68年代」が多数入閣したことで、統一によって遅れた政治的革新が取り戻されるかに思われた。左派政党のみからなる政権、前政権の与党が残留しない完全な政権交代、それぞれがドイツ史上初であった。それまでの政権交代において議会内での政権組み換えが先行し、選挙がそれを追認するという形であったこととの対比で、選挙民による政権交代の意義を強調する論評も少なくなかった。政府や議会のベルリン移転がこの時期に行われたため、「ベルリン共和国」という表現が盛んに用いられたのも特徴である。選挙前の6月には社会学者ブーデ（H. Bude）が「ベルリン世代：新しい共和国を準備する」を *Frankfurter Allgemeine Zeitung* 紙に掲載して話題となり、シュレーダー支持の社民党若手グループは「ネットワーク・ベルリン」なる新フォーラムを

立ち上げ、機関誌として『ベルリン共和国』誌を刊行した。

しかし実際にはこの変化もむしろ「ボン共和国」の枠組みの中にあつた。第一に、政権のフォーマットは依然として「国民党+1」という従来の形式であった。第二に、選挙結果は基本的に既存の左右陣営の存在を前提とするものであった。「民意によるはじめての政権交代」という評価もこの認識に基づくものである。勝利した社民党の戦略も旧来からのその延長線上にある。固定支持者層を党首ラフォンテヌが動員し、周辺の支持者・浮動票を中道イメージの首相シュレーダーがひきつけるという二頭立て戦略が成功し、固定的支持者層の高い動員に成功したのが、最大の勝因の一つである<sup>6</sup>。第三に、下野したキリ民党は、定石どおりの党再生に乗り出した。若返りとともに、党のアイデンティティ確認のために全体としてはやや右に移動した。43才の副議員団長メルツ（F. Merz）、1999年に41才でヘッセン州首相になるコッホ（R. Koch）などを中心に、ネオリベラル色、保守色を強めた政策革新が行われ、政権掌握時にはできない政策方針の見直しがなされ始めたのである。

Blühdorn and Butzlaff (2018) は「ピーク・デモクラシー」という表現で戦後デモクラシーを形容する。現在のデモクラシーがある種の転落として描かれやすいのに対し、逆に特殊な条件の組み合わせによって「ピーク」が成立していたと理解するのである。同様に Schedler (1995) は、政党の制度化の進展がリニアに民主主義の質と相関するという見方を批判し、過度に政党が制度化した国——例えば1980年代までのオーストリア——には問題が生じるとして、両者が放物線状の関係にあるものと想定する。

これらにならうならば、今までドイツのデモクラシーに欠けていた「選挙による完全な政権交代」が1998年に完遂されたのは、国民党デモクラシーがピークを過ぎた状態にあったためであろう。そこでは政党の安定的支持基盤が残存しつつ、かつてよりは多い浮動層があった。シュレーダー社民党はこの「支持基盤の緩み」を捉え、両者を獲得することで政権交代に成功した。1970年代から1980年代にかけて、前回選挙と異なる政党に票を投じた有権者は15%程度だったが、1998年選挙ではそれが24%に増加したという（Weßels 2011）。

しかし、その後の展開は同時代的には予想できないものとなった。二大国民党の基盤が融解し、2005年以降は大連合が常態となる新しい局面を迎えたのである。この変化の背景には多様な経済・社会的変容が存在しているが、その変容に政治的表現を与える契機となったのは、社民党の戦略だった。次節ではそこに焦点を絞って、ドイツのデモクラシーの変容を跡付ける<sup>7</sup>。

### 3. 国民民主党デモクラシーの（自己）解体

#### ——社民党の戦略を中心に

##### (1) 「新しい中道」戦略の（表見的）合理性

社民党は1998年の政権交代に際して新しい中道（neue Mitte）を標榜した。これはヨーロッパ規模で中道左派政党が共有する政策革新に棹差すものであった。財政による総需要管理を重視し失業解消を図る従来の方向に代えて、アメリカのクリントン（B. Clinton）やイギリスのブレア（T. Blair）を旗頭に、供給側に政策をシフトして財政制約との両立を図るとともに、機会の平等とそれをサポートする政策（教育、職業紹介）に重点を置くのである。

この路線は、ドイツ社民党が1980年代以来認識していた職業構造の転換と支持基盤の変容に、選挙戦略上対応するものでもあった。これを支えるのがドイツの投票行動・社会学研究に特徴的な「ミリュー分析」の手法である（Gluchowski 1987; Müller-Rommel and Poguntke 1991; Vester et al. 2001; Frankenberger and Frech 2017）。1970年代末に始まり、政党戦略立案、マーケティングそして社会学者が一体となって作られてきたこの分野は、経済的・職業的地位のみならず生活スタイルや音楽の趣味、さらには室内の調度の指向性など「生活スタイル Lebensstil」に基づいた集団を析出することで、ドイツ社会を8～10程度の「ミリュー」に分節化し、個々のミリューの政治的指向性と組み合わせることで政治行動の説明を行おうとしたものである。社民党は1982年に下野してほどなく、1984年にはハイデルベルクの調査機関SINUSと、世論調査で知られるインフラテスト社に委託して、「社民党が多数派構築可能性を得るための計画データ」と題する調査報告書を得ており、このような分節した社会という認識を得ている。またキリ民側でも同様の動きがあり、1987年にはその成果として『政治と現代史から』に類似のミリュー分析の成果が掲載されている（Gluchowski 1987）。Flaig, Meyer and Ueltzhöffer (1997) や Neugebauer (2007) が社民系エーベルト財団の研究成果であるように、ドイツの政党はこのミリュー分析を戦略決定に利用してきた。

これらの研究は社会集団が経時的に分化し、大集団が消失していくという社会像を提示してきた。例えばハノーファー大学グループの調査では、1982年に小ブルジョア的被用者ミリューが28%、業績指向被用者ミリューが20%を占めていたものが、1995年調査では前者が15%に、後者は18%に減るとともに、前者から現代的ブルジョアミリュー（8%）、後から現代的被用者ミリュー（7%）が分化しているという結果が示されている（Vester et al., 2001）。1998年選挙における二頭立て戦略は、伝統的労働者層をつなぎとめつつ、全体の18%を占める最大集団としての「上昇志向の被用者ミリュー」と7%の「現代的被用者ミリュー」、さらに11%の「快樂主義ミリュー」にア

ピールしようとするものだった（Vester 2000）。

「左の中道」「新しい中道」というスローガンは、国民民主党化した社民党の政治的伝統の中に根付いたものでもある。また、政権発足後一年をまたずして、党首兼蔵相ラフォンテスが辞職した際にも、党員の大多数はシュレーダーを支持していた。そもそも政策革新を前面に出して中道の獲得を図るのは、まさに国民民主党化の過程で目指されてきたことでもあった。ほとんど神話化されている1972年選挙に先立ち、ブランド（Willy Brandt）首相は臨時党大会演説で「政治的な多数派が政治的な『右』から『左』へ、すなわち社会的でリベラルな中道へと移動した」という認識を示し、「維持し変革することが不可避である」という認識のあるところ、より正確に言えば変革を通じての維持が不可避だと理解されているところ、そこそが新しい政治的中道である」と述べていた（Rede Willy Brandts auf dem Ausserordentlichem Parteitag der SPD, 12. – 13. Oktober 1972, Dortmund）。

このように、新しい中道という戦略は、一定の合理性を持つかに見え、社民党の戦略的伝統にも沿ったものだった。

##### (2) 国民民主党デモクラシーの予期せざる融解

にもかかわらず、シュレーダー政権下において、社民党の党勢は急激な低落傾向を示し続けることになった。2002年選挙以降の低迷の中、シュレーダー首相は実質的な解散により連邦議会選挙を2005年に前倒し実施するという賭けに出た。思惑は半ば実現した。権力人間としての自らの才能を最大限に発揮した追い上げと、メルケル側がネオリベラル色の強い政策を掲げたことが裏目に出たことなどもあって、社民党はキリ民党を最終盤で追い込み、得票率1%、4議席差に肉薄することに成功した。中道右派連合（キリ民党+自民党）の多数獲得阻止にも成功し、メルケルの選択肢を狭めたのである。

その結果、閣僚ポストの配分などで社民党がポイントを挙げる形で、第一次メルケル政権が大連合の形で成立した。論評は分かれていたが、シュレーダー政権の下で政権の法案を野党多数の連邦参議院を通過させることに苦心していたこともあり、大連合を評価する声も少なくなかった。1960年代の大連合同様、「時限の改革推進措置」としてこれを位置づけ、しかるべき措置がとられたら平常の二大陣営競合に戻る、というイメージである。実際に、大連合政権の下で連邦制改革が行われ、連邦参議院の賛成を必要とする法案を減らす合意がなされている。

しかし、おそらく予想外だったのは、2009年からの中道右派政権を経て再び、それも他に選択肢のない形でやむなく大連合を選ばざるを得なくなったことだろう。この中でキリ民党は「社会民主主義化」と揶揄されるような中道路

表3 統一後の連邦議会・州議会選挙におけるキリ民党、社民党の絶対得票率推移

年・選挙	キリ民党	社民党	合計	年・選挙	キリ民党	社民党	合計
1990 連議選	33.7	25.7	59.4	1990-94 州議選	27.9	24.1	52.1
1994 連議選	32.3	28.4	60.6	1994-98 州議選	26.8	25.0	51.8
1998 連議選	28.5	33.2	61.7	1998-2002 州議選	24.0	21.2	45.2
2002 連議選	30.1	30.1	60.2	2002-05 州議選	28.5	17.7	46.3
2005 連議選	26.9	26.2	53.2	2005-09 州議選	21.6	14.5	36.1
2009 連議選	23.6	16.1	39.7	2009-13 州議選	21.0	18.8	39.8
2013 連議選	29.3	18.2	47.5	2013-17 州議選	18.5	15.4	33.9
2017 連議選	24.8	15.5	40.3				

出所：Landeswahlleiter のデータを基に筆者作成

線を歩むことになる。それを象徴するのは、その後メルケル政権で一貫して閣内にとどまるフォン・デア・ライエン (U. von der Leyen) が、自ら5人の子どもを持ち医師でもあるという立場から、家族相として保育所の拡充など、ワークライフバランス政策を積極的にアピールしたことである。これはドイツが「男性稼ぎ手モデル」が根強い保守主義的福祉国家と位置づけられてきたことを考えれば、劇的な変化である。キリ民党系のアテナウアー財団の調査によれば、党員の多くは自らを党よりも右に位置づけているという (Nau 2017)。

ここにおいてメルケル政権は「国民党政党」としての課題を果たすべく「全体に責任のある」中道の政策を選択し続けている。しかしその結果、キリ民党と社民党のイメージの相違は小さくなった。その影響を大きくこうむっているのはもちろん社民党であるが、キリ民党もこの間勢力を減じ続けていることは見逃せない。国民党政党デモクラシーは、特定の支持基盤を持つ統合的な大政党が、にもかかわらず中道をめぐって競争するという矛盾する二つのベクトルに特徴があったが、いまやそれが「中道をめぐる競争」のみになり、明確なプロフィールを失いつつあるのである。

これを利したのはもちろん「ドイツのための選択肢」である。エコロジカルな分析によれば、同党への支持が最も多いのは予想されるとおりに所得の低い階層であり、これは主として旧来の社民党支持層から奪ったものと想定できる。しかし同時に今回の選挙では小市民層からもかなりの支持を得ており、メルケル・キリ民党の中道路線に不満を持つ層が、「より右」の同党に鞍替えしたものと見ることができる。また、旧東独共産党の流れを汲む民主社会党が、社民党中道化に反発する一部活動家と合同して2000年代半ばに成立した左翼党が、確固とした地位を占めるにいたったのも、国民党政党の中道化によって左側にあいた空隙を占拠したものである。

その結果として、他のヨーロッパ諸国にやや遅れてドイツにおいても、両極政党の進出・主流政党の衰退による政党システムの断片化が、大連合政権の成立を余儀なくさせ、それが更なる断片化を促すという悪循環が成立しつつ

ある。これが「政権交代」というデモクラシーの革新の直後に起きたことは皮肉である。もっとも本稿の解釈からすれば、政権交代は国民党政党デモクラシーを支える基盤が緩み始めて初めて可能となったのだから、スピードは別としても、さらなる弛緩・解体がおきても不思議とするにはあたらない。

### (3) 国民党政党の終焉

このような流れの中にある2017年選挙の結果は、国民党政党の終焉という言説を流布させた。この言い回し自体は10年以上前から用いられている。とはいえ今回のこの種の論調にはかなりの程度悲観の色合いが濃厚である。実際、絶対得票率を見ると (表3参照)、2017年選挙での二大政党の合計は辛うじて2009年を上回っているものの、この間の州議会選挙の結果から両政党の「地力」を推察するならば事態の悪化は明白である。2013年の連邦議会選挙後に行われた州議会選挙の結果を合計すると、二大政党は合計で有権者のほぼ1/3の支持しか獲得できなくなっている。「シュミット対コール」の1976年選挙に先立つ州議会選挙では、二大政党の絶対得票率合計は74.1%に達していた。

そして社民党は絶対得票率で15%程度の政党へと凋落した。これは1970年代の数値から見れば半減である。象徴的な意味を持つのは、シュレーダー支持派の機関誌であった『ベルリン共和国』誌が廃刊となったことである。政権戦略としての「新しい中道」は、一旦は大きな成功をおさめたものの、最終的には展望を失うにいたったのである。

### (4) 社民党に見る包括政党の路線決定の困難

このような解体過程は社民党の戦略の誤りの帰結だろうか。多くの分析は2003年にトップダウン式に提示された「アジェンダ 2010」改革が党勢の縮小に大きな影響があったと指摘する。これによる社会保障の切り詰めやネオリベラル化が、社民党の支持者にはマイナス評価されたのだという<sup>8</sup>。

これらの指摘それ自体は誤りではないだろう。ただし、いくつかの疑問は残る。第一に、アジェンダ 2010改革そ

れ自体は、一時的には「痛みを伴う」ものであったかもしれないが、結果的には現在のドイツの低失業に寄与しているかのように見え、国際的にもそう報じられることは少なくない<sup>9</sup>。であるならば、有権者は、一旦はシュレーダー社民党を離れたとしても、結果が出た段階で支持を回復させてもおかしくない。第二に、仮にアジェンダ 2010に問題があったとするならば、他のヨーロッパ社民党の低迷はどのように説明できるのだろうか。アジェンダ 2010 主因説にたつならば、整合的な説明は「他国の社民党も同様に致命的な改革政策を行った」ということになる。しかし国際的にも評価の高かったオランダ労働党がドイツ以上に勢力を激減させる一方、大規模な改革にはそれほど着手しなかったオーストリア社民党も振るわない。両国ともに経済実績は平均以上の優等生である。ならば政策にどれほどの重みがあるのか詳細な検討を要するであろう。

ここでは「国民政党」としての性格の喪失に着目した仮説を提示しておきたい。従来の社民党比較研究は、組織が政党の適応行動を制約することを前提していた。その典型は Kitschelt (1994) の議論であり、政党組織はリーダーシップないしは一般党員に発するイノベーションを阻害する要因として位置づけられている。

しかし、「国民政党」という本稿の視角からは、組織化と広範なアピールの両立の可能性が示唆される。むしろ組織があるからこそ、多様な支持者層を糾合することができるのではないか。社民党の戦略分析における記念碑的著作である Przeworski and Sprague (1986) は、階級横断的な普遍主義戦略に内在するトレードオフを強調した。その影で見落とされがちなのは、労組との結びつきなどの政策外的要因によってトレードオフが緩和されうる（国ごとにトレードオフの急峻さは異なる）と指摘している点である。

この観点から、社民党の支持急減について、従来の議論に対する補完的仮説を提示することができる<sup>10</sup>。すなわち、国民政党概念が含意する、政党支持を政策外の部分で涵養する構造を破壊したことが、政策以外にもドイツ社会民主党の党勢を損なった原因ではないかというのが本稿の問題提起である。政策外支持培養メカニズムの代表は党組織それ自体である。ある時期までのヨーロッパにおいて、政党への加入は政治的活動を志した市民による意識的な行為というより、一定の社会階層においては社会的な慣習としての側面を持っていた。そのような形で政党に加盟している党員は、党に対して一体感を持ち、個別の政策や決定への当否とは別に、少なくとも国政選挙においては所属する政党に票を投じるであろう。しかしここでは公的な政党組織に限らない、より広い社会的ネットワークであり、ドイツ史・ドイツ政治研究では社会的ミリューの語で表現されてきたものの組織的側面をイメージしている。このような有権者をつなぎとめるネットワークが、階層間のト

ドオフを緩和しうると考えられる。

確かに、社民党の支持の減退それ自身は社会構造の変化など社会経済的要因が主因である可能性は大きい。だとしても、ならば減少トレンドは一様であってもおかしくはない。少なくともある段階から急激に変化が起きたことの説明として、組織やコミットメントの破壊、という要因に注目する必要があるのではないか。

ドイツ社民党の場合、政策外支持培養メカニズムは、確実にシュレーダー時代に悪化した。労組との関係悪化、そして党員の大量の離脱がその顕在的現象である<sup>11</sup>。もちろんこれはアジェンダ 2010 改革の帰結であるが、シュレーダーの政治手法に帰しうる部分もある。シュレーダー政権初期には、当時流行していた政労使の協調による改革を達成すべく「雇用のための同盟」と題する三者協議フォーラムが華々しく導入された（網谷 2000）。しかし改革合意が成立せず、手詰まりとなったシュレーダーが踏み切ったのが、審議会を活用したトップダウン型の政策決定であり、アジェンダ 2010 もその成果であった。イタリア語起源の *Basta!*（「以上!」「もうたくさん!」の意）がシュレーダー政治の形容にはしばしば用いられた。このトップダウン型の政治スタイルは、政策的のみならず戦略的にも短期的には一定の成果を挙げたといえる。2002 年選挙でシュレーダー赤緑連合が辛うじて勝利したことにはシュレーダー個人の人気も寄与しているからである<sup>12</sup>。

しかし、コンセンサス指向から一転してトップダウン型になったことは、党組織の行動原理に少なからぬ影響を与えた可能性がある。実際、近年のドイツ社民党において、論争的政策課題であっても、明確な党内派閥対立になることは相対的に少ない。これは党内のコンセンサスが強いというより、むしろ党内で派閥対立を遂行することの期待利得が小さいと認知され、コミットメントが減退しているからではないか。政策ならば、修正が可能である。しかし組織の再構築はより困難である。しかもそれが無形の象徴や人的紐帯に依存していればなおさらである。統一後の政党アイデンティフィケーションの推移を検討した Dassonville, Hooghe and Vanhoute (2012) からは特に 21 世紀に入ってから明確な減少が目立つ<sup>13</sup>。

また、固定的支持基盤の代理変数としてドイツ労働総同盟の組合員数を取り、社民党の連邦議会選挙での得票数と比べてみることで、この仮説の可能性も例示される（表 4 参照）<sup>14</sup>。選挙権が 18 歳に引き下げられた 1972 年以降の平均で、社民党は労働総同盟組合員の 2.04 倍の票を得てきた。しかし 2005 年のシュレーダー政権終焉後、その値はそれ以前の時期に見られない低水準で推移している。この減少それ自体は、政策外支持構造弱体化により固定的支持基盤の動員が困難になったという本稿に整合的な解釈のほか、全く逆の「固定的支持基盤以外からの票が取れなく

表4 1972年以降の労働総同盟組合員数に対する社民党得票数の倍率

年	社民党得票	総同盟組合員	倍率
1972	17,175,169	6,985,548	2.459
1976	16,099,019	7,400,021	2.176
1980	16,260,677	7,882,527	2.063
1983	14,865,807	7,745,913	1.919
1987	14,025,763	7,757,039	1.808
1990	15,545,366	7,937,923	1.958
1994	17,140,354	9,768,373	1.755
1998	20,181,269	8,310,783	2.428
2002	18,488,668	7,699,903	2.401
2005	16,194,665	6,778,429	2.389
2009	9,990,488	6,264,923	1.595
2013	11,252,215	6,142,720	1.832
2017	9,539,381	5,995,437	1.591

なった」という解釈をも許容するが、下に述べるような支持基盤多様化を示す調査結果とあわせて考えるならば、本稿の主張のさしあたった傍証ということは許されよう。

実際、2010年代に入ってから社民党はまさに「包括政党」化している。労働者層からの支持を失った結果として、所得階層の面でも、年齢でも、性別でも、さらには東西の比率でも、他の5党に比して最もバランスの取れた支持を獲得しているのである。他方で潜在的な支持層という観点から見ると、アピール対象の多様化・細分化は進んでいる。ハノーファー大学グループの2003年調査では、業績指向被用者18%は変わらないものの、現代的被用者12%、伝統的小ブルジョア被用者13%、現代的小ブルジョア的被用者12%とすでに拡散していた。SINUSは現在10のミリューを析出しているが、最大の快樂主義ミリューが15%、次いでブルジョア中道ミリュー13%、伝統主義ミリュー13%となっている（SINUS-Milieus in Deutschland 2018 <[www.sinus-institut.de/sinus-loesungen/sinus-milieus-deutschland](http://www.sinus-institut.de/sinus-loesungen/sinus-milieus-deutschland)>）。

このような観点からは、シュレーダー以後のドイツ社民党の混迷は、巷間指摘されるようなアイデアの欠如やリーダー層の同質化というよりも、組織を失った結果として潜在的な支持グループ間のトレードオフが急峻になった結果とも解釈できる。特定の社会層に根ざしそれを組織的ネットワークで固めた上で選挙の勝利を目指す国民政党から、必ずしも組織ネットワークや固い基盤のない中で多くの社会層から広く支持を獲得しようとする包括政党へと変質したことが、どちらに動いても逆方向の票が失われているため身動きが取れない、という状況をもたらしているのではないか。現在の社民党の混迷についてリベラル系『南ドイツ新聞』はこう評している。

「社民党内には…考えうるポジションはすべて存在する…例えばハンブルク市長ショルツは中道を放棄すべきではないとし、一方その中道を象徴する大連合を青

年組織は絶対に阻止しようとする。前党首ガブリエル（S. Gabriel）はグローバル化の敗者、つまり古いミリューに拝領しようとし、ナーレス（A. Nahles）[新党首]はデジタル資本主義を重視する。そして誰もが、各々の路線を大きな革新であるとして売り出そうとする<sup>15</sup>」

## おわりに

本稿は、国民政党の概念を切り口として、戦後ドイツの政党政治の展開の中に2017年選挙を位置づけることで以下のような論点を提示した。すなわち、戦後ドイツにおいてデモクラシーは国民政党という独特の政党モデルとともに定着に成功したが、2017年選挙はその国民政党デモクラシーの衰退と終焉の中で一つの画期として位置づけることができる。比較政治分析の視角からは、国民政党の包括性が注目されてきたが、その機能を支えているのは組織を中心とする政策外の支持構造でありそれに支えられた固定支持層の存在が、より広い政策アピールを可能にしていた側面がある。現在の大政党の困難はそのような支持構造を失った結果として解しうるのでないか。異なる集団間の支持トレードオフが急峻になる結果、政党の政策位置決定は困難なものになり、複数集団を複数争点で束ねる大政党の存続が困難になったのである。

本稿より一般的な含意を指摘しておこう。ドイツの事例が示唆するのは、政党組織を中心とする政策外支持構造が、民主政治の機能に持つ重要性である。本稿が直接扱ったのは異なる選好をもつ小集団を統合する機能だが、それ以外の次元も想定しうる。Iversen（2005）は時間的不整合問題の解決デバイスとしての政党という視角を提示している。投票者がごく短期的には合理的ではないとしても（cf. Achen and Bartels 2016）、中長期的には合理的な決定がなされることが望ましく、それを政党が果たしようとするものである。組織を通じて民意の短期的変動への過剰な適応を抑制するとともに、広い有権者獲得を可能にすることで時間的不整合の解決を促す機能を組織政党は持っていたのではないか。

第二に、「投票者が選択し始める」ことの逆効果である。Prato and Wolton（2016）は、市民の政治への関与に関する興味深いモデルを提示している。すなわち、有権者が政治に関心を持つことは、より良い情報を得て選択を行うことになるため、政治家を有権者の選好に敏感にすることで、より良い（有権者の意思に沿った）決定を行うものと通常は想定できる。しかし彼らは、政治家が市民の関心の相違に応じて戦略的に行動することが、結果として民主政の総体としてのパフォーマンス低下につながると論じている。そもそも民主政の安定と投票行動を結びつける1970年代

の研究においては、投票行動が安定的であることが、とりわけそれが階級や地位によって規定されていることが、民主政の安定につながると想定されていた (Rose and Urwin 1969; Shively 1972; Przeworski 1975)。現在の民主主義観の下では、有権者が選挙のたびに政党・候補者によって提示された政策を検討し、投票先を決定するということが望ましいとされているように思われる。しかし、民主政の総体としてのパフォーマンスがそれによって改善されるのかどうか、検討する必要があるだろう。

<sup>1</sup> 本稿は2018年度選挙学会研究会分科会F「変容する欧州：2017年欧州各国選挙の分析と展望」での報告を基にしている。企画委員の西川賢、討論者の岡山裕、池本大輔の各氏、ならびに質問・コメントをいただいた稗田健志氏、中井遼氏に御礼申し上げる。有益な指摘を査読者からいただいたことにも感謝する。なおウェブサイトについてはすべて2018年7月25日最終アクセスである。

<sup>2</sup> 現時点での記述的分析を中心とする2017年選挙のレポートとして以下を参照。Vehrkamp and Wegschaidt 2017a; Niedermayer 2017a; Forschungsgruppe Wahlen. 2017; DIW Wochenbericht. 29/2017. „Wählerschaft der Parteien“ <www.diw.de/documents/publikationen/73/diw\_01.c.562050.de/17-29.pdf>. 英語によるレポートとしてはVehrkamp and Wegschaidt (2017b), Dostal (2017b), Lees (2017)などがある。

<sup>3</sup> バイエルンを除く15州に存在するキリスト教民主同盟 (CDU) とバイエルンの地域政党キリスト教社会同盟 (CSU) の共同会派であり、厳密には二つの政党である。

<sup>4</sup> 前回比8.6%の減を重視する向きもあるかもしれないが、2005年が35.2%、2009年が33.8%であったことを考えれば、むしろ前回が例外であったと見るべきである。

<sup>5</sup> ドイツの政党論については何よりも林 (2002-4) の緻密な分析が参照されるべきである。

<sup>6</sup> 1994年選挙に比べ旧西ドイツ地域で非熟練労働者で16%、熟練労働者で7%の支持増に成功した。また労組加盟との組み合わせでは、労組加盟労働者・職員とともに6%の支持増がみられる (Stöss and Neugebauer 1998; Thaidigsmann 2004; Deutscher Bundestag 2016)。

<sup>7</sup> この問題の十全な分析のためにキリ民の分析がもちろん必要であり、社民党に限定する点で本稿の分析は部分的なものにとどまる。ただし相対的にみて社民党の方がより組織的、イデオロギー的であるため、社会変容の影響を受けやすく変化をより顕著に表現していると仮説的に想定することは許されるだろう。議論を一般化する上では左右の国民政党、すなわち社民党と保守・キリ民政党は構造的に同質か否かが問題となりうる。国民政党のカテゴリーから出発するならば、両者の問題は同じように説明される必要がある。他方、左右の違いを想定させる事情も複数存在する。第一に、社会文化軸の重みが増し極右政党が進出する中で、元々「進歩的」な価値観を掲げてきた社民党の方が、「保守的」な価値観を掲げてきた右派政党より政策位置の調整が難しいかもしれない (cf. Oesch and Rennwald 2017)。第二に、左派政党と右派政党に対して有権者が抱く元々の政策期待が異なるため、同じ緊縮政策をとっても投票への影響が異なる、という指摘もある。ただしこの相違が左派に有利 (Bojar 2018) か不利 (Kraft 2017) か、評価は定まっていない。

<sup>8</sup> 例えば以下を参照。„Agenda 2010 ist eine Ursache des Niedergangs“ Frankfurter Rundschau. 23.5.2016. <www.fr.de/kultur/sozialdemokratie-

agenda-2010-ist-eine-ursache-des-niedergangs-a-353728>; „Agenda Untergang“. Der Freitag. 49/2017. <www.freitag.de/autoren/michael-jaeger/agenda-untergang>; "Wozu sind Sozialdemokraten auf der Welt?" sz.de (Süddeutsche Zeitung), 9.10.2017. <http://www.sueddeutsche.de/politik/zukunft-der-spd-wozu-sind-sozialdemokraten-auf-der-welt-1.3699025>これに対しシュレーダーは、経済運営能力の信頼なしに選挙には勝てないとし („Schröder: SPD hat keine ökonomische Kompetenz mehr“ faz.net. 27.09.2017<www.faz.net/aktuell/wirtschaft/gerhard-schroeder-beurteilt-wahlschlappe-der-spd-15220412.html>), 一時キール市長を務めた社民系ジャーナリストのガシュケも中道票の必要とアジェンダ2010路線の改革を主張する ("SPD nur in der modernen Mitte erfolgreich" <www.ndr.de/kultur/buch/tipps/Buchtip-SPD-Zwischen-Burnout-und-Euphorie, burnout212.html>). アジェンダ2010路線を綱領史の中に位置づける研究としてNawrat (2012), 政党システム上の効果についてのバランスの取れた評価として, Schwander and Manow (2017)を参照。

<sup>9</sup> 実際の効果については諸説ある。よくまとまった記事としてZacharakis et al. (2017)を参照。賛否の評価を離れば、事実認識について大きな違いはないようにもみえる。改革が「直接に」職を作り出したわけではないことについてあまり異論はなく、批判論は、それ以前から低賃金雇用の拡大傾向は始まっていたこと、雇用の拡大は輸出ブームによることなどを指摘する。支持派は、雇用の維持・拡大の閾値が下がっていること、つまり企業の雇用インセンティブが増したこと、競争力上昇に一定の寄与が合ったことなど、要するに間接的・下支え効果を中心に論ずる。さらに格差拡大など社会的問題を引き起こしていることなどを批判論は指摘するが、それ自体はシュレーダー自身も補完が必要であることを認めており、改革それ自体とは別次元の問題だろう。Goecke et al. (2013); Riphahn and Schrader. 2017; Odendahl. 2017; Knuth. 2014; Klinger, Rothe and Weber (2013)。

<sup>10</sup> ヨーロッパ規模で社民党支持の低落が見られることを、政策外支持構造で説明できるか否かについては、別稿の課題としたい。

<sup>11</sup> 例えば Das Zerwürfnis. Der Spiegel. 27/2004, 28.6.2004, 22-28; Wiesenthal 2014. なお1998年に830万人を数えていたドイツ労働総同盟組合員は、2017年には600万人をわずかに割り込み、組織率で20%を下回る水準である (Die Mitglieder der DGB-Gewerkschaften 1950-2017 <www.dgb.de/uber-uns/dgb-heute/mitgliederzahlen>). また労働協約のカバー率は、旧西ドイツで、就業者ベース76% (1998) から59% (2016)、経営数ベース53% (1998) から31% (2016) と激減している。旧東ドイツでは今は就業者ベースでも半数を割り、経営数では22%に落ち込んでいる (WSI-Tarifarchiv <https://www.boeckler.de/wsi-tarifarchiv\_64293.htm>).

<sup>12</sup> 例えば最もよく引用される世論調査における「首相として望ましいのは」という問いにおいてシュレーダーは58%対34%でシュトイバーを圧倒していた。信頼できる、親しみやすい、勝者のタイプといった問いでの差が大きい (Forschungsgruppe Wahlen 2002)。2005年選挙においてもシュレーダーはメルケルに対し53%対39%で個人的支持では優位に立っていた (Forschungsgruppe Wahlen 2005)。

<sup>13</sup> ただしパネルデータを用いたこの論文における推移と、通常の世論調査データによるDalton (2014)では傾向がやや異なる。同論文は、政党によるキューに従う儀礼的な政党アイデンティティ保持者の減少を重視する。

<sup>14</sup> この例証にあたっては、ドイツ労組組織率の低下を「社会的慣習としての労働組合主義」の退潮の結果として分析するという、本稿と類似の視点を持つSilvia (2013)が、社会的習慣の代理変数として社民党の党員数を用いているのにヒントを得ている。ただし、政党と労組はどちらも公的問題解決の組織として性格の類似

があるため、社会的慣習の代理変数としては、より非政治的な組織の加盟者数のデータなどを用いることが必要だろう。

<sup>15</sup> Als den Volksparteien das Volk davonrannte. sz.de, 25.12.2017. <[www.sueddeutsche.de/politik/bundestagswahl-als-den-volksparteien-das-volk-davonrannte-1.3798822](http://www.sueddeutsche.de/politik/bundestagswahl-als-den-volksparteien-das-volk-davonrannte-1.3798822)>

#### 【参考文献】

- 網谷龍介. 2000. 「『ヨーロッパの顔をしたグローバル化』にむけて? —ドイツ社会民主党の現在—」日本比較政治学会編『グローバル化の政治学』早稲田大学出版部, 137-157.
- 林知更. 2002-04. 「政治過程の統合と自由一政党への公的資金助成に関する憲法学的考察(1)~(5・完)」『国家学会雑誌』115(5・6): 1-86; 116(3・4): 33-116; 116(5・6): 66-153; 116(11・12): 1-86; 117(5・6): 1-77.
- Achen, Christopher H., and Larry M. Bartels. 2016. *Democracy for Realists: Why Elections Do Not Produce Responsive Government*. Princeton: Princeton University Press.
- Bartolini, Stefano, and Peter Mair. 1990. *Identity, Competition and Electoral Availability: The Stabilisation of European Electorates 1885-1985*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Blihdorn, Ingolfur, and Felix Butzlaff. 2018. Rethinking Populism: Peak Democracy, Liquid Identity and the Performance of Sovereignty. *European Journal of Social Theory*. Forthcoming.
- Bojar, Abel. 2018. The Electoral Advantage of the Left in Times of Fiscal Adjustment. *European Political Science Review*. 10:2, 291-322.
- Buchhaas Dorothee. 1981. *Die Volkspartei: Programmatische Entwicklung der CDU 1950-1973*. Bonn: Droste.
- Dalton, Russel J. 2014. Interpreting Partisan Dealignment in Germany. *German Politics*. 23: 1-2, 134-144.
- Dassonneville, Ruth, Marc Hooghe and Bram Vanhoutte. 2012. Age, Period and Cohort Effects in the Decline of Party Identification in Germany: An Analysis of a Two Decade Panel Study in Germany (1992–2009). *German Politics*. 21:2, 209-227.
- Deutscher Bundestag. 2016. Stimmabgabe nach Beruf und Konfession (Zweitstimme). <[https://www.bundestag.de/blob/272928/f5acde8f297f7dd8ce148d79a3de1b1b/kapitel\\_01\\_11\\_stimmabgabe\\_nach\\_beruf\\_und\\_konfession\\_\\_zweitstimme\\_-pdf-data.pdf](https://www.bundestag.de/blob/272928/f5acde8f297f7dd8ce148d79a3de1b1b/kapitel_01_11_stimmabgabe_nach_beruf_und_konfession__zweitstimme_-pdf-data.pdf)>
- Dostal, Jörg Michael. 2017a. The Crisis of German Social Democracy Revisited. *Political Quarterly*. 88:2, 230-240.
- Dostal, Jörg Michael. 2017b. The German Federal Election of 2017: How the Wedge Issue of Refugees and Migration Took the Shine off Chancellor Merkel and Transformed the Party System. *Political Quarterly*. 88: 4, 589-602.
- Flaig, Berthold Bodo, Thomas Meyer and Jörg Ueltzhöffer. 1997. *Alltagsästhetik und politische Kultur: Zur ästhetischen Dimension politischer Bildung und politischer Kommunikation*. Bonn: Dietz Nachf.
- Forschungsgruppe Wahlen. 2002. Wahlanalyse Bundestagswahl: Die Union gewinnt, die Regierung bleibt. <[www.forschungsgruppe.de/Wahlen/Wahlanalysen/BTW02.pdf](http://www.forschungsgruppe.de/Wahlen/Wahlanalysen/BTW02.pdf)>
- Forschungsgruppe Wahlen. 2005. Wahlanalyse Bundestagswahl: Rot-Grün gescheitert - Schwarz-Gelb verpasst Mehrheit - Deutschland noch ohne Regierung. <[www.forschungsgruppe.de/Wahlen/Wahlanalysen/Newsletter\\_Bund05.pdf](http://www.forschungsgruppe.de/Wahlen/Wahlanalysen/Newsletter_Bund05.pdf)>
- Forschungsgruppe Wahlen. 2017. Wahlanalyse Bundestagswahl: Angela Merkel sichert verlustreichen CDU/CSU-Wahlsieg, SPD am Boden, FDP-Comeback, AfD drittstärkste Partei. <[www.forschungsgruppe.de/Aktuelles/Wahlanalyse\\_Bundestagswahl/NewsL\\_Bund\\_170928.pdf](http://www.forschungsgruppe.de/Aktuelles/Wahlanalyse_Bundestagswahl/NewsL_Bund_170928.pdf)>
- Gluchowski, Peter. 1987. Lebensstile und Wandel der Wählerschaft in der Bundesrepublik Deutschland. *Aus Politik und Zeitgeschichte*, B12/87, 18-32.
- Goecke, Henry, Jochen Pimpertz, Holger Schäfer and Christoph Schröder. 2013. Zehn Jahre Agenda 2010: Eine empirische Bestandsaufnahme ihrer Wirkungen. *IW policy paper*, 7/2013. <[www.iwkoeln.de/fileadmin/publikationen/2013/110085/Agenda\\_2010\\_policy\\_paper.pdf](http://www.iwkoeln.de/fileadmin/publikationen/2013/110085/Agenda_2010_policy_paper.pdf)>
- Iversen, Torben. 2005. *Capitalism, Democracy, and Welfare*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Kallscheuer, Otto. 1989. Schwierigkeiten beim Aneignen von Demokratie - Zur Verfassung der bundesdeutschen Protestbewegungen. *Forschungsjournal Neue Soziale Bewegungen*. Sonderheft, 89-98.
- Karreth, Johannes, and Jonathan T. Polk and Christopher S. Allen. 2013. Catchall or Catch and Release? The Electoral Consequences of Social Democratic Parties' March to the Middle in Western Europe. *Comparative Political Studies*. 46:7, 791-822
- Klein, Ilona. 1990. *Die Bundesrepublik als Parteienstaat: Zur Mitwirkung der politischen Parteien an der Willensbildung des Volkes 1945-1949*. Frankfurt a. M. et al.: Peter Lang.
- Klinger, Sabine, Thomas Rothe and Enzo Weber. 2013. Die Vorteile überwiegen. *IAB Kurzbericht*. 11/2013.
- Knuth, Matthias. 2014. Rosige Zeiten am Arbeitsmarkt? Strukturreformen und „Beschäftigungswunder“. Friedrich-Ebert-Stiftung. <[library.fes.de/pdf-files/wiso/10866.pdf](http://library.fes.de/pdf-files/wiso/10866.pdf)>
- Kraft, Jonas. 2017. Social Democratic Austerity: the Conditional Role of Agenda Dynamics and Issue Ownership. *Journal of European Public Policy*. 24:10, 1430-1449
- Lees, Charles. 2017. German Elections: back to the future or into the unknown? *Political Insights*. 8:3, 28-32.
- Lehnert, Detlef. 1989. Zur historischen Soziographie der »Volkspartei«. Wählerstruktur und Regionalisierung im deutschen Parteiensystem seit der Reichsgründung. *Archiv für Sozialgeschichte*. 29: 1-33.
- Lösche, Peter. 2009. Ende der Volksparteien. *Aus Politik und Zeitgeschichte*. 51/2009, 6-12.
- Mair, Peter. 2009/2014. Representative vs. Responsible Government. In: *On Parties, Party Systems and Democracy: Selected Writings of Peter Mair*. Colchester: ECPR Press, 2014, 581-595.
- Mintzel, Alf. 1984. Die Volkspartei: *Typus und Wirklichkeit*. Ein Lehrbuch. Wiesbaden: Westdeutscher Verlag.
- Müller-Rommel, Ferdinand, and Thomas Poguntke. 1991. Lebensstile und Wahlverhalten: „Alte“ und „neue“ Milieus in der Wahlforschung. In: *Wahlverhalten*. ed. Hans Georg Wehling. Stuttgart: Kohlhammer, 179-193.
- Narr, Wolf-Dieter, ed. 1977 *Auf dem Weg zum Einparteienstaat*. Wiesbaden: Westdeutscher Verlag.
- Nau, Viola. 2017. „Ich wollte etwas bewegen“: die Mitglieder der CDU. Eine empirische Analyse von Mitgliedern, Wählern und der Bevölkerung. Konrad-Adenauer-Stiftung. <[http://www.kas.de/wf/doc/kas\\_51117-544-1-30.pdf](http://www.kas.de/wf/doc/kas_51117-544-1-30.pdf)>
- Nawrat, Sebastian. 2012. *Agenda 2010 – ein Überraschungscoup?: Kontinuität und Wandel in den wirtschafts- und sozialpolitischen Programmdebatte in der SPD seit 1982*. Bonn: Dietz Nachf.
- Neugebauer, Gero. 2007. *Politische Milieus in Deutschland: Die Studie der Friedrich-Ebert-Stiftung*. Bonn: Dietz Nachf.
- Niedermayer, Oskar, eds. 2015. *Die Parteien nach der Bundestagswahl 2013*. Wiesbaden: Springer VS
- Niedermayer, Oskar. 2017a. Die Bundestagswahl 2017: ein schwarzer



- Tag für die Volksparteien. *Gesellschaft, Wirtschaft, Politik*. 4/2017, 465-470.
- Niedermayer, Oskar. 2017b. Mitgliederentwicklung der Parteien. <<http://www.bpb.de/politik/grundfragen/parteien-in-deutschland/zahlen-und-fakten/138672/mitgliederentwicklung>>.
- Odendahl, Christian. 2017. The Hartz Myth: A Closer Look at Germany's Labour Market Reforms. Center for European Reform. <[www.cer.eu/sites/default/files/pbrief\\_german\\_labour\\_19.7.17.pdf](http://www.cer.eu/sites/default/files/pbrief_german_labour_19.7.17.pdf)>
- Oesch, Daniel, and Line Rennwald. 2017. Electoral Competition in Europe's New Tripolar Political Space : Class Voting for the Left, Centre-right and Radical Right. *EUI Working Paper*. MWP 2017/02.
- Padgett, Stephen. 2001. The German Volkspartei and the Career of the Catch-All Concept. *German Politics*. 10:2, 59-76.
- Pappi, Franz Urban. 1973. Parteiensystem und Sozialstruktur in der Bundesrepublik. *Politische Vierteljahresschrift*. 14:2, 191-213.
- Przeworski, Adam. 1975. Institutionalization of Voting Patterns, or is Mobilization the Source of Decay? *American Political Science Review*. 69:1, 49-67.
- Przeworski, Adam, and John Sprague. 1986. *Paper Stones: A History of Electoral Socialism*. Chicago. University of Chicago Press.
- Prato, Carlo, and Stephane Wolton. 2016. The Voters' Curses: Why We Need Goldilocks Voters. *American Journal of Political Science*. 60:3, 726-737.
- Rose, Richard, and Derek Urwin. 1969. Social Cohesion, Political Parties and Strains in Regimes. *Comparative Political Studies*. 2:1, 7-67.
- Schedler, Andreas. 1995. Under- and Overinstitutionalization: Some Ideal Typical Propositions Concerning New and Old Party Systems. *Kellogg Institute Working Paper*. 213.
- Schoen, Harald, and Bernhard Weßels. 2016. *Wahlen und Wähler: Analysen aus Anlass der Bundestagswahl 2013*. Wiesbaden: Springer VS.
- Schönbohm, Wulf. 1985. *Die CDU wird eine moderne Volkspartei: Selbstverständnis, Mitglieder, Organisation und Apparat 1950–1980*. Stuttgart: Klett-Cotta.
- Schwander, Hanna, and Philip Manow. 2017. 'Modernize and Die'? German Social Democracy and the Electoral Consequences of the Agenda 2010. *Socio-Economic Review*. 15:1, 117–134.
- Shively, W. Philips. 1972. Party Identification, Party Choice, and Voting Stability: The Weimar Case. *American Political Science Review*. 66:4, 1203-1225.
- Silvia, Stephen J. 1993. *Holding the Shop Together: German Industrial Relations in the Postwar Era*. Ithaca: Cornell University Press.
- Smith, Gordon. 1982. The German *Volkspartei* and the Career of the Catch-All Concept. In: *Party Government and Political Culture in Western Germany*. ed. Herbert Döring and Gordon Smith. London: Macmillan, 59-76.
- Smith, Gordon. 1989. Core Persistence: Change and the 'People's Party'. *West European Politics*. 12:4, 157-168.
- Stolleis, Michael. 1986. Parteienstaatlichkeit – Krisensymptome des demokratischen Verfassungsstaats? *Veröffentlichungen der Vereinigung der Deutschen Staatsrechtslehrer*. 44, 7-45.
- Stöss, Richard and Gero Neugebauer. 1998. Die SPD und die Bundestagswahl 1998: Ursachen und Risiken eines historischen Wahlsiegs unter besonderer Berücksichtigung der Verhältnisse in Ostdeutschland. *Arbeitshefte aus dem Otto-Stammer-Zentrum*. 2.
- Thaidigsmann, S. Isabell. 2004. Sozialstruktur und Wählerverhalten: Das Ende einer alten Beziehung? *Arbeitspapier der Konrad-Adenauer-Stiftung*. 126.
- van Biezen, Ingrid. 2011. Constitutionalizing Party Democracy: The Constitutive Codification of Political Parties in Post-war Europe. *British Journal of Political Science*. 42:1, 187-212.
- Vehrkamp, Robert, and Klaudia Wegschaider. 2017a. "Populare" Wahlen? Mobilisierung und Gegenmobilisierung der sozialen Milieus bei der Bundestagswahl 2017. Bertelsman Stiftung. <[www.bertelsmannstiftung.de/fileadmin/files/BSt/Publikationen/GrauePublikationen/ZD\\_Populaere\\_Wahlen\\_Bundestagswahl\\_2017\\_01.pdf](http://www.bertelsmannstiftung.de/fileadmin/files/BSt/Publikationen/GrauePublikationen/ZD_Populaere_Wahlen_Bundestagswahl_2017_01.pdf)>
- Vester, Michael. 2000. Gibt es neue Mitte? *Zeitschrift für sozialistische Politik und Wirtschaft*. 111, 43-48.
- Vester, Michael, et al. 2001. *Soziale Milieus im gesellschaftlichen Strukturwandel: Zwischen Integration und Ausgrenzung*. Frankfurt a. M.: Suhrkamp.
- Von Arnim, Hans Herbert. 1982. Grundfragen der Kontrolle von Gesetzgebung und Verwaltung. *Die Öffentliche Verwaltung*. 35:22, 917-925.
- Weßels, Bernhard. 2011. Schwankende Wähler: Gefährden Wechselwähler die Demokratie? In: *Der unbekannte Wähler?: Mythen und Fakten über das Wahlverhalten der Deutschen*. Frankfurt a. M.: Campus, 43-57.
- Wiesenthal, Elmar. 2011. *Volksparteien: Aufstieg, Krise, Zukunft*. Opladen: Barbara Budrich.
- Wiesenthal, Elmar. 2014. Gewerkschaften in Politik und Gesellschaft: Niedergang und Wiederkehr des „Modell Deutschland“. In: *Handbuch Gewerkschaften in Deutschland*. ed. Wolfgang Schroeder. Wiesbaden: Springer VS, 395-421.
- Zacharakis, Zacharias, et al. 2017. SPD: Das Agenda-Trauma. *Zeit-online*. 7.3.2017. <[www.zeit.de/wirtschaft/2017-02/agenda-2010-spd-martin-schulz-arbeit-niedriglohnsektor-effekte-deutschland/](http://www.zeit.de/wirtschaft/2017-02/agenda-2010-spd-martin-schulz-arbeit-niedriglohnsektor-effekte-deutschland/)>

\* 本稿はJSPS科研費21330035の助成を受けた研究の成果の一部である。

## Resume

# The Late Finale of *Volkspartei* Democracy: The German Federal Election 2017 and the Transformation of German Politics

AMIYA-NAKADA Ryosuke

The nineteenth election of the German Federal Diet (Bundestag) was held on 24 September 2017. Although the result of the election itself did not strike us as a surprise, it marks a milestone in the transformation of the German party system. This article is intended to put the election in historical context and elucidate several aspects of the transformation. Better to figure out the nature of change, we take the concept of *Volkspartei* (literally, “people’s party”) as our guiding thread. Although the concept is sometimes conflated with the similar “catch-all party” concept, *Volkspartei* is more multi-faceted and has clear normative implication, which has laid the ground for Postwar (West-) German Democracy.

The article first clarifies what *Volkspartei* means and which normative tasks it has been expected to fulfill. Then we look at how the reality of the two major parties, the Christian Democrats and the Social Democrats, have corresponded to the model. The two parties have roughly succeeded, but in a specific way. They

have consolidated their own camp, right and left respectively, then reached out for the center and the floating voters.

After obtaining an overview of developments in German party democracy, we focus our analysis on the political strategies of the Social Democrats in recent years, in order to illuminate the difficulties the *Volkspartei* model has been facing. Although the demise of German Social Democracy is usually attributed to their neo-liberal “Agenda 2010” policies, this article stresses another aspect. The *Volkspartei* concept urges us to examine the roles of support-consolidating organizational structure, which has been weakened by the top-down decision-making style of the Schröder Government. Without organizational anchor, it is very difficult for the parties to broaden and consolidate their appeal. Current predicament and the lack of dynamism can be explained from this angle. As they have spread over so diverse segments of the electorate, they always lose some if they try to move.



論文

# EU 家族再結合指令の形成とフランスにおける受容過程

—政治アクターの行為分析を通じて—

植村 充

## 1. 問題設定

2017年はヨーロッパにおいて多くの国政選挙が行われた。極右政党の伸長は著しくほとんどの選挙において争点となった移民・難民問題は、各国社会の分断を顕にし、欧州統合の進展にも暗い影を落としている。本稿では、この状況を鑑み、特にEU域外から来る移民の出入国管理に対して、EUがいかに共通化を進めてきたかを考察する<sup>1</sup>。

EU域外出身者の入国及び滞在条件に関してEUレベルで共通化を進める試みは、1990年代後半より発展してきた<sup>2</sup>。もちろん入国や滞在に関する権利についてEUレベルで共通の制度形成を進めることで、主権国家にとって重要と見なされてきた出入国管理の権限や入国条件の設定権などが構成国から絶対的に奪われているわけではない。構成国は移民政策の領域において、EUレベルでの過度の共通化を防ぐため、時に自国の自律性を追求し、あるいは国内における諸勢力との衝突を避けるために、時に移民政策をEUレベルで共通化しようという、いわゆる「ヨーロッパへの脱出」(ラブヌー)を試みてきた<sup>3</sup>。このような複雑な構成国の振る舞いは、人の移動が受け入れ国において社会保障負担の増大をもたらす、あるいは社会的軋轢の原因、さらには安全保障上の脅威ともなる特徴を持っている証左である。

移民政策領域の中でも、特に合法的な移民に関する政策<sup>4</sup>についてEUは法的拘束力を持つEU指令と中長期的な行動計画(プログラム)の策定、そして移民政策領域における欧州連合司法裁判所(以下CJEU)の管轄権を拡大させることによって、構成国の政策実践に影響を与えてきた。特に2000年代以降は、最低限度の共通ルールであるEU指令の国内における国内法化及び国内実施が行われている<sup>5</sup>。例えば、家族再結合指令(2003/86/EC)や長期滞在者に関する指令(2003/109/EC)などが閣僚理事会で採択されている。

近年の同領域における現象としては、EU構成国がさらに制限的で選択的な移民受け入れを志向する際には、直接的

に移民送り出し国と外交交渉を行うことで「ヨーロッパから外交政策への脱出」(ラブヌー)を試みていると指摘されることがある<sup>6</sup>。他方で、EU構成国内におけるEU指令の国内法化及び国内実施が適切に行われているかどうか判断を下すCJEUの管轄権も2009年のリスボン条約以降は、移民政策領域において強化されている。すなわち、構成国が自律性を求める力学と同時にEUレベルでの制度変化によって共同体化に向かう力学が現在も働いているのであり、EU共通移民政策の発展は自律性を追求する構成国と共同体化を進めるEUとの戦略的対抗関係の歴史でもあると指摘できる。

このEU共通移民政策の発展をより正確に理解するには、EU共通制度の形成をもって分析を終わらせ、静態的な制度分析にとどめるのではなく、その形成された制度が構成国及びEUアクターの認識に対していかなる影響を与えたのか、この点を分析対象に組み入れる必要がある。本稿の主目的を端的に言えば、形成されたEUレベルでの政策がいかに構成国の移民政策に影響を与え、かついかにEUへとフィードバックされているのか、その過程を明らかにすることである。具体的には、2000年代中盤以降、実際に上記の移民政策に関わるEU指令がいかなる様態で国内法化されたのか、それらが構成国の移民政策及び関係アクターの選好に対していかなる影響を与えたのか、さらに欧州委員会をはじめとするEUアクターは構成国での国内法化に対してどのような評価を下しているのかをより詳細に分析する必要がある。

この学術的課題に基づき本論文においては、EU共通移民政策の制度発展に対する先行研究を踏まえ、さらに合法移民に関するEU指令の一つであり、EU域外から来た全移民数の中で多数を占める、家族関係を基盤とした移民を対象とする家族再結合指令(2003/86/EC)のフランスにおける国内法化とその政治過程を分析する。特に同指令の国内法化が実質的にフランス国内にいかなる影響をもたらしたか、またその影響を踏まえてEUに対していかなるフィー

ドバックを与えているのか、この事例分析を通じて先行研究に対する理論的貢献とフランス移民政策の実態の把握を試みる。

あらかじめ本稿の結論を端的に述べると、移民政策領域において策定されるEU指令には条項の中に構成国に一定の自由裁量を与える裁量条項が含まれ、構成国内で国内法化される際には、当時移民の権利保障を志向していた欧州委員会の意図に反して、むしろ制限的な移民政策の策定における政治的資源となりえた。一方で指令の国内法化後も欧州委員会をはじめとするEU機関は継続的に各構成国の自由裁量を減じる努力を行っている。構成国と欧州委員会の間に存在する戦略的対抗は一般的にこのような動態を示す。

論文の構成は、以下の通りである。第2節ではEU移民政策に関する既存研究の整理と検討を行う。特にEU共通移民政策領域においては、欧州統合理論を用いた分析枠組みと「欧州化」を用いた分析枠組みが、並存している状況にあることを指摘し、論争点を明確にした上で問題の所在を明らかにする。第3節においては、2003年に採択されたEU家族再結合指令(2003/86/EC)の成立過程及びフランスにおける国内法化過程に関する分析を行う。第4節では、事例分析より得られた結果とEU研究およびフランス移民政策研究に対する貢献を確認して結びとする。

## 2. 既存研究の整理と検討

### 2.1 既存研究の整理

本節においては、EU共通移民政策に関する既存研究の整理と検討を行う。フェイスとエッテ (Faist and Ette) は、EUにおける移民政策のマルチレベルのガバナンス構造においては、2つの学術的な蓄積が確認されると主張する<sup>7</sup>。それは、「欧州統合理論 (European Integration Theory)」に基づく研究と「欧州化 (Europeanization)」の分析枠組みを用いた研究である。以下、移民政策領域における欧州統合理論と「欧州化」の研究について概観する。

まず、超国家的なEUレベルでの制度の共同体化と政策の発展に関する理解を提起しているのが欧州統合理論である。欧州統合理論は、国際関係論の観点から欧州地域における地域統合がなぜ進んだのか、それがどのような様態をとってきたのかという問いに対して理論的説明を与える上での基盤となってきた。特に近年の議論においては、一つの統合理論が全ての政策領域を説明するというグラウンド・セオリーとしての有効性は低下しており、むしろ欧州統合理論を総括的に検討したウィナーとディーズ (Wiener and Diez) が、「ヨーロッパ統合理論というモザイク」<sup>8</sup>と指摘するように、各政策領域において最も説明が有効であろうと思われる統合理論がモザイク的に存在しており、なお

かつ各アプローチは互いに相反的であるというよりは、むしろ補完的な関係にあるといえる。移民政策領域、特に出入国管理は、従来、近代国民国家の主権の中核をなす政策領域であり、モラブチックをはじめとするリベラル政府間主義の視角とEUアクターの統合推進能力を評価する新機能主義の視角とが対立する構図が確認されてきた。

次に第2の研究の蓄積として、1990年代以降から徐々に研究が発展しているのは、「欧州化」の議論である<sup>9</sup>。欧州統合理論が前述の通り、EUレベルにおける制度発展の様態・理由を描き出すもの、すなわちアクター及び制度がいかに制度形成や変化を生じさせたかという政治力学の理解を試みるものとするならば、「欧州化」の議論はその形成された制度がアクターに対して具体的にいかなる影響を与えるのか、欧州統合の文脈で言えば、EUレベルの制度形成が各構成国や非政府主体の選好にどのような影響を与えているのか、それはどのような様態をとっているのかを分析する視角であると説明できる。この分析視角は、各構成国内における変化を理解するものとして、構成国を対象とする地域研究者や比較政治学者によって用いられている<sup>10</sup>。この両者はEU共通移民政策においていかに用いられてきたか。以下の代表的な2つの先行研究を踏まえて確認したい。

まず2000年代以降のEU共通移民政策研究にとって、出発点となる先行研究は、ギロードンによる研究で、各EU構成国による「垂直的な場の選択 (vertical venue - shopping)」という概念である<sup>11</sup>。ギロードンは、欧州統合理論の新機能主義とリベラル政府間主義がともにEUレベルでの移民政策形成について十分に説明できないとし、移民政策の決定過程においては各構成国政府・内務省がEUという場を利用する迂回戦略をもってEUと関わり、「垂直的な場の選択」を行っていることを主張した。各国の内務省 (あるいは法務省) は、移民政策に同様に関わる労働省や社会問題省・外務省などの他の省庁や国内裁判所が強調する人権規範の圧力を回避する方法を模索する。そこで、EUへと交渉の場を移し、他のアクターからの干渉を防ぎつつ、移民に対する制限的な政策の形成を試みたことを説明される。ギロードンは、各構成国政府全体の選好のみを分析対象とする通常のリベラル政府間主義とは異なり、各構成国の政府内における省庁間の対立に対しても注意することでEU共通移民政策を推進するアクターを特定し、欧州統合理論を踏まえたEU共通移民政策に関する研究の出発点を築いた。次に、EUレベルでの移民政策に関わる政治交渉の様態を2000年代に採択されたEU指令の形成過程を分析することで明らかにしたのがロースである。彼は欧州統合理論の展開と近年のEU共通移民政策の変化をふまえて、「多層的・アクター中心的制度主義 (multi-level actor-centered institutionalism)」という理論的枠組みを示し、制度とアクターの行為との相互作用を視野におさめ、移民政策を拡張的な

ものと制限的なものとに区別して、EU 共通移民政策について分析している<sup>12</sup>。ロースの理論的枠組みは、様々なアクターの選好のもとでの制度形成を重視する立場に基づき、ギロードンの「場の選択」の理論を発展させている。さらに近年の欧州統合理論が共通にEU ガバナンスの多層性を認識していることを踏まえて、欧州委員会、CJEU、欧州理事会、各構成国、国内の利害集団など様々なアクターの選好に着目しつつ、多層的なレベルでの政策形成を分析している。特に、移民のカテゴリーによって各構成国が課す要件が異なり、さらに欧州委員会の提起した指令案に対して構成国が強い影響力を行使していく点を強調する。他方で、形成されたEU 指令が実際に構成国においていかに国内法化され関係アクターに影響を及ぼしているかという点についてはいまだ分析に組み込めていない点が自覚的に示唆されている。

## 2.2 本論文における分析視角の提示

上記のように先行研究の検討を行ってきたが、以下の点が既存研究の問題点として指摘できる。まず欧州統合理論を踏まえつつ、ギロードンが提示した「垂直的な場の選択」の議論は、構成国が自律性を求める力学を説明し、それによってEU レベルの政策形成が進展する力学が働いている現状を理論的に説明する上で有効である。さらに、ロースの提示した多層的・アクター中心的制度主義的分析視角は、EU レベルでの交渉に関係アクターがいかに関与しているかを分析している点で、構成国が自律性を求める力学と共同体化に向かう力学の衝突の様態を具体的に描写するものとなっている。

しかしながら、現在までの先行研究ではEU 指令策定までを分析対象とするにとどまり、指令の国内法化の様態や中長期的に構成国の移民政治における政治リーダーの変更や国内状況の変化、指令策定後の国内における影響と構成国の政府アクターがEU に対して持つ選好の変化まで分析射程に入れたものは少ない。すなわち、前項の2分類に従えば、「欧州化」の視角から分析を行っている先行研究は十分であるとは言えない。しかしながら、この視角は後のEU 共通移民政策の発展を理解するうえで非常に重要である。

そこで本論文においては、EU 構成国の1つであり、他の構成国と比べても移民問題が国内政治における中心的課題となっているフランスを取り上げ、EU 指令の策定と国内法化におけるフランスとEU の相互作用について時間的な変動性を踏まえつつより政治学的な観点から分析する。これによって中長期的なEU と構成国の相互作用の動態を把握し、EU 共通移民政策領域の研究に対する貢献を試みる。

この事例を以下の方法で分析する。第1に、EU 家族再結合指令の策定がいかなるEU 機関と構成国政府アクターの

相互作用によって生じていったのかをEU 公的資料から明らかにする。第2に、EU レベルで策定された指令がフランスにおける国内政治を経て、どのように国内法化されたか、国内法化がなされた際の国内的状況及び関係アクターの選好の把握、さらにフランス国民議会（下院）および元老院（上院）における審議過程について議会議事録及び政府発行資料をふまえて分析を行う<sup>13</sup>。第3に、EU 指令の規定を反映した国内法によっていかなる具体的変化が生じ、フランスの政府アクターおよび非政府アクターがその事実をいかに認識しているか、EU が設定した諮問プロセスにおける各アクターの応答文書を分析することによって明らかにしたい<sup>14</sup>。またこの諮問プロセスを受けて欧州委員会の選好はいかに変化しているのかを考察する<sup>15</sup>。

## 3. 家族再結合指令の形成と受容過程 (1999年から2007年)

本節では、2003年に採択されたEU 家族再結合指令 (2003/86/EC) がいかにEU レベルで策定され、フランス国内において国内法化されて実施されたのかを分析する。その際に注意するのは次の3点である。まず第1に、家族再結合指令の成立過程では、欧州委員会の提案と当時議長国であったフランスの選好がいかに一致しており、閣僚理事会における構成国間の交渉を通していかなる状態で指令が採択されたのかを明らかにする。第2に、フランスにおける国内法化・実施はどのような国内状況及び国会における審議過程を経て成立したのか、議事録および政府発行資料を用いて分析を行う。第3に、成立した国内法に対していかなる評価がフランス政府および関連NGO より示されているかを確認する。

### 3.1 家族再結合指令 (2003/86/EC) 成立過程とその内容

#### 3.1.1 欧州委員会の指令案策定の目的

戦後高度経済成長の「黄金の30年」に終止符をうった1970年代の経済危機がもたらした移民労働者の原則受け入れ停止は、むしろ家族再結合による入国者の割合を増加させた。2001年のOECD統計によると、フランス以外にもオーストリア・オランダ・スウェーデンにおいては家族再結合の移民数は全移民数の半分から、3分の2以上にもなっていた<sup>16</sup>。この様に家族再結合を目的とする移民が大量に生まれていた中で、EU 市民と第三国定住者の家族再結合の権利保障については大きな格差が存在していた。実際に欧州委員会が1999年に提起した第1指令案においては「EU 内に居住する誰もが、第三国に居住している家族と共に暮らす権利を付与されなければならない」との主張が明示されている<sup>17</sup>。

家族再結合指令の政策形成過程は、欧州委員会が第1指令案を1999年の12月に提案したことにより開始される<sup>18</sup>。

表1は、家族再結合指令のEUレベルにおける形成過程を示したものである。

表1：家族再結合指令のEUレベルにおける形成過程

	EUレベルにおける指令形成過程の日程
1999年12月 1日	欧州委員会より家族再結合の第1指令案が提起される。
2000年 7月13日	欧州議会より第1指令案に対する評価レポートが発行される。 フランスが閣僚理事会議長国となる。
2000年10月10日	欧州委員会より第2指令案が提起される。 閣僚理事会における交渉過程で第2指令案はドイツ・オーストリア・オランダなどの反発にあい、デッドロックが生じる。
2002年 5月 2日	欧州委員会より第3指令案が提起される。
2003年 9月28日	EU家族再結合指令（2003/86/EC）締結

この家族再結合を目的とする移民に対する政策の共通化は各構成国に重要な問題として認識され、欧州委員会と構成国の議論は極度に論争的なものとなり、指令として成立するまでに4年近くを要した。各構成国が納得する共通の基盤を策定するために、欧州委員会は修正案を含む3つの提案を行った。それぞれ1999年、2000年<sup>19</sup>、2002年<sup>20</sup>になされたものである。

1999年の第1指令案において、欧州委員会は家族の権利を保護するために、既存の国際的な法枠組みに言及して家族再結合に関するEU立法の枠組みの必要性を提唱した<sup>21</sup>。さらに、各構成国間の基準を統一化する機能的な利益を強調し、その共通化のアプローチを正当化した<sup>22</sup>。確かに当時、各構成国の国内法においては家族構成員の基準も異なり、受け入れの基準には大きな違いが存在していた。このような状況に対して欧州委員会の提案は、構成国間で異なる条件に共通した最低基準を設定することによって、家族呼び寄せに必要な資格の基準設定に関する各構成国の自由裁量の余地を減らそうと試みていたと言える。

具体的な法案の内容として、呼び寄せられた家族に対する高等教育および労働市場へのアクセスの保障などが規定されている<sup>23</sup>。これらの規定においては、欧州委員会の家族移民に対する寛容的な態度が強く家族再結合移民の権利保障に反映されている形となっていたと言える。特に欧州議会からは欧州委員会の第1指令案に対する意見書が2000年7月に提起されている<sup>24</sup>。その意見は全体として欧州委員会の提案を肯定するものであった。欧州議会は、当時移民政策の領域において諮問機関としての権限しか持っていなかったが、欧州委員会は欧州議会の提案を勧案し、修正を施し、第2指令案を閣僚理事会に提起した。この当時の閣僚理事会の議長国が社会党ジョスバン首相下のフランスであった。次項では、閣僚理事会における交渉の様態について言及する。

### 3.1.2 議長国フランスの選好

閣僚理事会においてはいかなる交渉が進んだのであろうか。閣僚理事会での会合内容に関して、議事録は存在しないために、ここでは主に二次文献を参考にして議論を進める。

2000年7月以降に、閣僚理事会の議長国であるフランスは、家族再結合の指令案を閣僚理事会の議題に設定し、議論を開始した。ロースによればフランスはこの時、特に欧州委員会の方針を支持していた<sup>25</sup>。リュートケが指摘するように閣僚理事会においては欧州委員会の提案に反対の構成国もドイツやイギリスなど一定数いたが、フランスのような中心国が欧州委員会の考えと類似した選好を有していた意義は大きい<sup>26</sup>。このフランスの立場を説明するものは何であろうか。前述した1997年にジョスバン内閣が誕生した際には、それまでの制限的な移民立法であるドゥブレ法とパスクワ法2を修正し、より移民に寛容的な内容となるシュベヌマン法が策定された<sup>27</sup>。シュベヌマン法の内容については、野村（2009）において以下のように説明されている。「[シュベヌマン法]で特に注目すべき点は、「サン・パピエ」の運動を受けて、入国・滞在条件に家族関係や居住実績が重視されるようになったことである。とりわけ「個人的および家族生活」滞在証は、それを如実に示す例である」<sup>28</sup>。ここで言及されている「個人的および家族生活」滞在証は、非正規の滞在身分であったとしても、家族関係および居住の期間を根拠として獲得することができる。そのため不法移民を事実上合法化する余地を拡大し、人道的な配慮が盛り込まれた規定となっていたと言える。

シュベヌマン法の家族関係に関する配慮からは、当時のフランス政府が欧州委員会の家族移民に寛容的な選好と同様の選好を有していたという事実を導き出すことができる。さらに、シュベヌマン法制定当時には、右派勢力からの強い批判が出ており、国内に十分なコンセンサスがあったとは言いがたい<sup>29</sup>。この点をふまれば、社会党のジョスバン政権には、EUモデルとして家族再結合移民に寛容的な移民政策を「アップロード」する試みがあったと推察される。当時のフランスと欧州委員会の選好が一致していたことがすなわちEU指令の成立の決定要因であったとはいえないが、後にEU指令が国内法化される際のサルコジ政権とは、家族生活の権利保障といった点に大きな選好の乖離を認められ、示唆的な点であるといえる。

### 3.1.3 閣僚理事会における採択

フランスが議長国としての任を終えた後、スウェーデンやベルギーなどによってこのアジェンダは引き継がれるが、ドイツ、オーストリア、ギリシャ、オランダなどの構成国は反対の意を継続して示した。最終的には2002年に

欧州委員会から提起された第3指令案が閣僚理事会において議長国ギリシャのもとで採択される。

指令の主要な内容は以下の通りであり、構成国の移民法に従って同国に合法的に1年以上居住した第三国国民で、同国において適切な住居と疾病保険と十分な資力を持つ者は、配偶者と未成年の子供を呼び寄せて居住させる権利を賦与されることが明示された。しかしながら、欧州委員会が2011年に発効した緑書<sup>30</sup>においては、「採択された時、この指令は調和の第一段階にとどまり、低レベルに向かう調和を設定してしまったとNGOおよび学識者から批判された」と反省的に記述されている<sup>31</sup>。例えば、家族再結合の権利を享受できる対象は一定の核家族に限定され、それを超える親戚関係については、構成国に一定の自由裁量が認められた<sup>32</sup>。第3項でより詳述するが、本緑書においては同様に指令の実施問題についても議論がなされている。そこでは、国内法化の問題は確認されなかったと述べられているが、裁量条項 (optional-clause) あるいは委任条項 (may-clauses) に対しては、待機期間・収入要件・移民統合の実施方法について指令が構成国に多すぎる自由裁量の余地を残したと記述されている。

### 3.2 フランスの国内状況と国内法化過程

#### 3.2.1 EU 指令に対応する国内法と国内状況

フランスにおける国内状況は、欧州委員会の指令案を支持し、同指令案を閣僚理事会の議題として設定した2000年と指令の国内法化プロセスに入った2003年から2007年にかけてでは大きく変化している。ここでは、2002年に生じた政権交代と国内法化プロセスに関与したアクター、さらに国内議会における審議過程に注目して分析を行う。そして最終的に国内法化された法律が諮問プロセスにおいていかにフランス政府あるいはフランス国内の人権NGOなどに評価及び批判されているかを分析し、2011年に開かれた諮問プロセスとそれ以後の欧州委員会との相互作用を考察する。

まず、指令がどの法律によって国内法化されたのかを確認する。家族再結合の指令は、一つの法に基づいて特定の国内法化されたわけではない。指令の国内法化によって修正を迫られるあるいは新しく制定された法律は「外国人の入国滞在並びに庇護申請者の権利に関する法典」(CESEDA : Code de l'entrée et du séjour des étrangers et du droit d'asile) によって集成されている。2003年家族再結合指令の国内法化以前にも、フランスにおいては1976年4月29日の行政立法 (Le décret du 29 avril 1976) が家族再結合の法枠組みに言及し、1993年には憲法院によって、憲法第11条の原則より、外国人であっても通常の家族生活を営む権利があることを判示されている。

家族再結合指令の国内法化に関係しており、本稿の分析

対象とする法律は、以下の通りである。Loi n° 2006-911 du 25 juillet 2006 (「移民と統合に関する法律 (通称 Sarközy 法 2)」)、Loi n° 2007-1631 du 20 novembre 2007 (「移民の管理、統合、庇護権に関する法律」) さらにこれらを補完する行政立法 (décret) および省庁の通達である<sup>33</sup>。

これらの法律の中で、特に政治的な論争を引き起こしたのは2006年の「移民と統合に関する法律 (以下2006年法)」及び2007年の「移民の管理、統合、庇護権に関する法律 (以下2007年法)」である。そこでの論点としては、政府が高技能労働者を望む「選択的移民政策」を促進する一方で、外国人の家族の入国基準を厳格なものとするという点である。そのため、この項においては、特に家族再結合の資格および権利を厳格化した2006年法および2007年法の政策形成過程について焦点を当てて説明を行う。

まず2006年法の形成過程について、2002年に生じた政治リーダーの変化を踏まえて記述を行う。2000年時には大統領は共和国連合のジャック・シラク、首相は社会党のリオネル・ジョスパンという「コアビタシオン」が生じていた。既述の通り、「コアビタシオン」期には内閣を構成する首相の出身政党の選好が反映され、移民に寛容的なシュペーマン法の策定などがなされた。しかしながら2002年に大統領選挙および議会総選挙が開催されると社会党が擁立したジョスパンは大統領選挙の決選投票にさえ進めないという事態が生じ<sup>34</sup>、国民議会総選挙においても前回の議席数を大幅に減らした。これによって社会党内閣は解散し、「コアビタシオン」も解消されることとなった。新しい首相として国民運動連合のジャン＝ピエール・ラファランが指名され、内閣を形成することとなる。その際に内相に任命されたのがニコラ・サルコジ<sup>35</sup>である。

こうしたなかでまずLoi n° 2003-1119 du 26 novembre 2003 (「移民の管理、外国人の滞在中および国籍取得に関する法律」通称 Sarközy 法1) の制定がなされる<sup>36</sup>。この法では、移民の移動に伴う「偽装」や「違反」を取り締まるための退去措置が強化されている。この法律は多くの研究者によって、フランスがサルコジ主導の下で「選択的移民政策」への舵をきった契機とみなされている。フランスでは移民政策の策定にあたり、政権与党の選好が明確に反映されてきた。すなわち、伝統的に政権が右派であるか左派であるかで制限的政策か、寛容的政策かいずれかが策定された<sup>37</sup>。特にサルコジは伝統的な右派の議員の中でも極めて移民に対して制限的な選好を有していたことが推定される。このことは、2006年法策定期の国内状況に対する分析からも確認することができる。

同法策定期前年の2005年10月にはパリ郊外において移民の第二、三世を中心とした移民暴動が生じている。この2005年暴動への対策にあたっては、国民運動連合内部においても、移民政策に関する立場にズレあることが明確に



なった。渡邊（2015）では、「政府の対応は慎重だったが、首相と内相の間にズレがあった。サルコジ内相は秩序回復最優先を掲げ、「寛容ゼロ」政策で臨むことを強調すると同時に、警察力の投入で鎮圧する方針を表明した。……（中略）……他方で、ド・ヴィルパン首相は首相府に犠牲者の青年の家族を招待した」<sup>38</sup>と説明されている。サルコジは2002年の内相就任時より、一貫して不法移民を厳格に取り締まり、前社会党政権が設定した寛容な滞在条件を批判してきたが、2005年に生じた暴動を契機として、家族呼び寄せに対してより制限的な条件の改定を行う必要があることを認識したと言える。サルコジの標榜する「選択的移民政策」が左派から批判を受け、そして国民運動連合内部にも政策選好にズレが生じる中で、2006年法はいかに制定されたか。次項においては、2006年法の立法過程における審議について分析を行う。

### 3.2.2. 2006年法の法案と国民議会および元老院における審議過程

国民議会及び元老院における審議では、担当大臣によって法案が提出された後に、委員会審査が行われ、そこで決定された法案担当者（rapporteur）によって法案に関する報告書が提出される。その後、審議が開始され、各条項に対して委員会が修正した条文に基づき討論が展開される。表2は、2006年法の国民議会および元老院における審議日程を示したものである。

表2：2006年法の国民議会および元老院における審議日程

	国民議会および元老院における審議日程
2006年3月29日	国民議会において法案（n° 2986）提出
5月 2日	国民議会における公式会議の開始
5月17日	国民議会において法案採択 元老院において法案提出
6月 6日	元老院における公式会議の開始
6月16日	元老院において法案採択
7月20日	憲法院による合憲判決

国民議会において2006年移民法に関する審議が5月2日に開始された。サルコジ内相名義<sup>39</sup>で提出された法律案（Projet de loi n° 2986）の冒頭には以下の記述がある。「今日、フランスの受け入れ能力及び経済的利益と関係なく、移民が国内に滞在している。高技能労働を目的とする移民はたった7%に止まり、より促進されなければならない。さもなければ、フランス経済にも移民の送り出し国にも好ましい状態とは言えないであろう。」<sup>40</sup>そして家族移民については、「家族再結合のための移民が実際のところ最も多く、家族再結合の厳格な基準を定めて適用する必要がある」と主張した<sup>41</sup>。さらに、2006年5月2日の国民議会<sup>42</sup>における冒頭のスピーチにおいては、社会党内閣時代に施行

された不法移民の大量合法化や難民政策に対する批判が加えられ、「家族生活の保護という憲法的な原則に縛られすぎている」との主張を行った<sup>43</sup>。この冒頭陳述において注目すべき点は、イギリス・スペイン・ドイツにおける移民政策に関する言及を行い、他国で積極的に行われている移民政策の改革がなぜフランスにおいてできないのかという点が強調されたことである。さらに、サルコジは2005年に生じたパリ近郊での暴動が、社会党政権時代に行われた移民統合政策の失敗であったことを痛烈に批判した。サルコジによる冒頭陳述の返答として社会党のベルナル・ローマン（Bernard Roman）が左派の代表として陳述を行った。彼は「同法は戦後始まって以来の共和国原則の最大の破壊であり、破棄せねばならない」<sup>44</sup>と述べた上で2003年のSarközy法1の制定以降、国民運動連合が望んでいる労働移民数が減少しており、サルコジの手法が極右勢力に近づいていることを指摘した。

上記の例のようにサルコジが提出した移民法案については、特に「選択的移民政策」の概念と具体的な政策内容について、左派政党から多く反対が提起され、修正案が提出された。基本的には、サルコジの提案した同法案がフランス共和国の自由・平等の理念を切り崩すものであるとの主張である。最終的には5月17日に国民議会において同法の採択に関する投票が行われるが、社会党、共産党、緑の党を中心とした反対票が164票であったのに対し、国民運動連合とフランス民主連合を中心とした賛成票は367票であり、同法案は国民議会を通過した<sup>45</sup>。

次にEU指令の関連条項において行われた議論について確認する。家族再結合に関する規定は同法においては23条から32条に規定されている。特に28条及び30条そして32条の立法については2003/86/EC指令で許容された範囲で法律の改正を行っている点が言及されている。それでは、これらの条項についてはいかなる議論がなされたのか。続いてこの点を確認したい。同条項に対して元老院で審議がなされるのは、2006年6月15日である。それ以前に2006年5月31日にフランソワ・ノエル・ビュッフエ（François-Noël Buffet）が提出したレポートには、まず30条の規定（家族の呼び寄せに際し、必要な合法的滞在期間を従来の12か月から18か月引き上げる規定）について、「本法案がなした修正には、報告の前に団体および教会の代表者より批判を受けた。……（中略）……しかしながら、この期間延長は2003/86/EC指令における8条の規定、『構成国は、家族の呼び寄せを行う前に2年間を超えない滞在期間、合法的にその呼び寄せ者が国内に滞在する要件を課すことができる』という規定を尊重しているものである」<sup>46</sup>と説明し、その正当性をEU指令に求めている点が確認される。さらに続けて、結婚可能年齢の引き上げによる家族再結合移民の抑制に関しても2003/86/EC指令の規定に一

致するものであると報告している<sup>47</sup>。このレポートにおいては、家族の呼び寄せに際し、必要な合法的滞在期間を従来の12か月から18か月引き上げる規定をはじめとして、法律の諸改正が2003/86/ECの規定に則していることを強調することで正当性の確保を試みている様子が確認される。

さらに、2006年6月15日の元老院においては、社会党・緑の党などの左派政党から、同法案の関連条項に対する批判がなされた。例えば社会党のモニック・シェリジエーベン・ギガ（Monique Cerisier-ben Guiga）は、国民運動連合の、同法案が家族再結合移民の代わりに経済労働移民の増加を志向するものであるという意見に対し、家族再結合の移民は経済労働移民に対抗するものではないと主張した。緑の党のアリマ・ブムディエンス・ティエリ（Alima Boumediene-Thiery）は、同法が政府の自由裁量を増加させるものであるとの批判を行う。これに対して、フィリップ・グジョン（Philippe Goujon）国民運動連合議員は、デンマークやオランダなどの制限的な移民政策を実施している国に言及して、フランスがそのような移民政策を導入するのは合理的であると主張した。

元老院においても6月16日に同法の採択に関する投票が行われ採択が決定した。そして、憲法院においても、n° 2006-539 DC du 20 juillet 2006<sup>48</sup>の決定において合憲と判断された<sup>49</sup>。

上記の審議過程を経て成立した2006年法においては、以下の内容が要点として挙げられる。第1に、従来、不法滞在者が、10年以上の滞在を証明すると合法的滞在者として認められる自動的な正規化の制度を廃止した。第2に、家族呼び寄せが認められる合法的外国人労働者の滞在年数を、従来の12か月から18か月に延長した。第3に、フランス国籍保有者との婚姻に基づく正規滞在許可証の交付を、従来の結婚後2年から3年に延長した。第4に、「能力と才能による滞在許可証（La carte compétences et talents）」が新設された<sup>50</sup>。これらの規定はまさにサルコジの標榜する「選択的移民政策」を代表するものであると言える。

さらに上記の審議過程の分析は、以下のことを示している。第1に、同法の成立を志向する国民運動連合の議員達あるいは法案担当者は2003/86/EC指令を同法の根拠とし、立論を行っていることが確認できる。第2に、EUの存在とは直接関わりなく、他構成国で採択している制限的な移民政策に対する言及が非常に多いということである。これらの事実はEU指令というEUの公式のルールにとどまらず、他の構成国で実施された政策スタイルがフランス国内のディスコースや公共政策に組み込まれていく様態を示すものとなっていると言える。第3に、まさに欧州委員会が後に反省点として挙げている裁量条項に基づく国内法化が、審議過程では重要な論争点となっていたことが判る。

### 3.2.3 2007年法の法案および国民議会および元老院における審議過程

次に2007年法について分析を行う。2007年法は、家族再結合に関する規制をさらに制限的なものにした。具体的には、第1に、入国前にフランス語の理解力および共和国の理念に関する理解を証明するテストを受けること。第2に、家族を呼び寄せようとする外国籍保有者は、最低賃金の1.2倍の収入を社会保障抜きで確保すること。第3に、DNAテストの実施可能性を規定することであった<sup>51</sup>。

まず2007年の国民議会および元老院の審議がなされる以前の国内状況について記述する。

同年の4月から5月にかけて大統領選が行われたが、国民運動連合の党代表はサルコジであった。党内では現大統領のシラクを支持する派閥とサルコジを支持する派閥が形成されたが、最終的には、シラクが大統領選挙への出馬を表明しなかったことからサルコジが党の代表となる。いずれにせよ、サルコジは党内外で支持を獲得していたと言える。その要因としては、内相として取り組んだ治安対策の評価が指摘できる<sup>52</sup>。それでは彼は2007年時の大統領選挙公約において、移民問題に対してはいかなる態度を示していたであろうか。選挙のマニフェストが示されたSarközy, N. (2007) “Mon Projet Ensemble tout devient possible”においては、年ごとの移民の上限を創設すること、移民に入国前に一定程度フランス語を習得させること、家族呼び寄せ者は居住および家族手当なしに家族を養えることなどの要件を満たすことを強調する等、家族再結合移民に対する一層制限的な姿勢を顕にしていた<sup>53</sup>。結果としてニコラ・サルコジが大統領選を制し、さらに、6月に行われた国民議会選挙においても国民運動連合が勝利した<sup>54</sup>。

それでは、選挙後に策定された2007年移民法案およびその審議過程について分析を行う。表3は、2007年法の国民議会および元老院における審議日程である。

表3：2007年法の国民議会および元老院における審議日程

国民議会および元老院における審議日程	
2007年 7月 4日	国民議会に法案が提出
9月18日	国民議会における公会議が開始
9月19日	国民議会において法案が採択
10月 4日	元老院において法案採択
11月15日	憲法院による判決（n° 557 DC、13条及び63条に関するもの）

まず同法案は2007年より新たに新設された「移民、統合、国民アイデンティ、共同開発省」（Ministere de l'immigration, de l'intégration, de l'identité nationale et du co-développement）の大臣であるブリス・オルトフー（Brice Hortefeux）によって提起される。提出された法案においては、まず家族再結合移民がフランス入国の最も多い移民カテゴリーになって

いる点を強調する<sup>55</sup>。さらに、「移民の社会における統合は、言語理解と共和国価値の理解によって達成される」<sup>56</sup>と主張している。本法案においては、第1条および第2条がそれぞれ移民統合の方策に関する規定及び引き寄せ者の収入要件に関する内容である。各項に指令2003/86/ECに関する言及がある。第1条に対しては「第1条は、共和国統合の道程に対する準備の規定を家族再結合の利益を要求する16歳以上の外国人に適用するものである。この規定は、2003/86/ECの方向に沿うものであり、同指令の7条2項では『構成国は第三国定住者に、国内法を尊重しつつ、統合の方策に順応することを要求できる』ことを予定している」<sup>57</sup>との指摘がなされる。また第2条の引き寄せる滞在人が要求される資力に関する規定については、「家族構成員のメンバーに応じて、求められる資力も変化するが、これも2003/86/EC指令によって、構成国に許可されている規定である」<sup>58</sup>と説明している。法案の提出段階において既にEU指令に対する言及がなされていることがわかる。2003/86/EC指令を用いたこれらの論理構成は、後に元老院に対して提出される報告書でも確認できる。

次に2007法の国民議会および元老院における審議過程について分析する。国民議会において同法案の議論が開始されるのは9月18日からであるが、第1条に関する議論は同日午後より開始される。本会議においては、左派から、同法案が人権を切り崩すものであると批判された。特に社会党のジョルジュ・ポー・ランジュバン (George Pau-Langevin) は、「私達は、家族再結合の権利を切り崩すこの条項の削除を要求する。この条項は、同規定によって外国人は利益を受けることができると主張しているようであるが、彼等のフランス語のレベルを改善するという口実の下で、政府は、彼等の基本的な権利を排除している」<sup>59</sup>と批判を浴びせた。彼女の批判が左派政党から提起される議論の基本線であるが、これに対して委員会の報告者ティエリー・マリアニ (Thierry Mariani) は以下のように反論を行う。「第1条は、同法律においては不可欠なものである。なぜなら、この条項は、国民議会選挙のキャンペーン中に共和国大統領によって結ばれた、フランス語の習得を義務化するという約束を代表するものだからである。…… (中略) ……さらに、私達はそのような施策を試みる初めてのヨーロッパの国ではない。2006年にオランダが施行し、去年の8月にはドイツが施行しているの、3番目の国である」<sup>60</sup>と反論を加えている。ここで注意すべきは、もちろん国民議会選挙においてフランス語習得を義務化することが、有権者の支持を得ているという、市民に賦与された正当性を主張しているのに加えて、オランダ・ドイツの例を出して、自身の法案を擁護している点である。さらに、与野党議員の提案する修正案に対してEU指令との適合性を根拠として報告者が多く反論を行っている。この条項に関する議論にお

いては、もっぱら平等という共和国の原則的価値を根拠にして左派政党から批判が加えられている。元老院においても同様の議論がなされているが、基本的には左派政党より提起された修正案は採用されることなく、ほぼ初めの原案に近い形で成立することとなる。国民議会においては、賛成282票、反対235票で採択された<sup>61</sup>。

### 3.3 国内法化後の現象的变化と政治アクターの選好変化

#### 3.3.1 現象的变化

2006年法実施以降に、家族再結合のカテゴリーで入国する人数はどのように変化しているであろうか。欧州委員会の「欧州移民ネットワーク (European Migration Network: EMN) に提出されたフランス政府の統計によると、2006年時には、19419人であったのが、2008年時には、17214人、2009年には、15158人となっている<sup>62</sup>。2006年から2009年にかけては、約20パーセントの減少が生じている。これは2003年のSarközy法1、2006年法、2007年法に制定された制限的な家族再結合に関する規定が有効に働いている証左であると言える。

#### 3.3.2. 国内アクターによる国内法に対する評価と選好把握

前項において、フランスにおける家族再結合指令の受容の様態と同カテゴリーで入国する移民数の変化を確認したが、これを受けて関係アクターはいかなる認識を持ったかを確認したい。そのためここでは、2011年に欧州委員会のイニシアティブで開かれた家族再結合指令実施の諮問プロセスについて分析する。この諮問プロセスは2011年に欧州委員会より提出された緑書 (グリーンペーパー) に対して各構成国及び関係非国家アクターが回答することで成立している<sup>63</sup>。さらに、2012年5月には、欧州委員会が諮問プロセスの要約文書の発行を行い、2014年4月には家族再結合指令の運用に関するガイドライン資料を発行する。表4は、EU家族再結合指令の国内法化後に行われた、欧州委員会の諮問プロセスの日程である。

表4：EU家族再結合指令の国内法化後に行われた欧州委員会の諮問プロセス

	国内法化後に行われた、欧州委員会の諮問プロセス
2011年11月15日	欧州委員会よりEU家族再結合指令に関する緑書発行
2012年 3月 1日	緑書に対する返答期限
2012年 5月11日	欧州委員会より諮問プロセスの要約文書の発行
2014年 4月 3日	家族再結合指令の運用に関するガイドライン資料を発行

2011年に提起された緑書に対するフランスの回答について分析するといかなるフランス政府の選好を把握できるか。ここでは特にEU指令の国内法化において制限的な方

策の策定につながった裁量条項について分析する<sup>64</sup>。

まず録書2.2項において論点となっている家族再結合の権利を行使するために第三国国民に課される要件について説明したい。家族再結合指令の中には構成国が課す家族再結合移民が受け入れ国に統合されるための条件と具体的な方法については規定されていない。該当するEU指令の第7条2項は裁量条項であり、構成国に第三国国民に統合の方策に対する自由裁量を与えている。この条項は閣僚理事会における交渉でも最も議論された要求であったが、欧州委員会のレポートによれば3つの構成国が、これらの方法を用いて、言語テストあるいは受け入れ国の社会に関する知識テストを通過するように第三国国民に要求している<sup>65</sup>。

この統合方策に関する規定について、録書の中では欧州委員会側から以下の質問が提起された。

質問5：「①現在の方法は、統合の目的に対して、効率的に貢献しているか。どのような統合の方策が最も効果的であると言えるか。②EUレベルにおいてより具体的に、これらの方策を設定するのが有用であるか。③入国前の方策は推奨できるか」<sup>66</sup>という問いである。これに対してフランス政府は、「統合方策の効果についての評価は簡単なことではない。もう少し結果を長期的にとらえなければならない。しかしながら、現在の評価の難しさは、その利益や重要性と対立するものではない」<sup>67</sup>とし、フランスはストックホルム・プログラムにも謳われているような責任、機会の平等という目標に適合的であるとの回答を行った。さらに、統合の方策としてフランスでは、当該移民がフランス国内に到着する前に、受け入れと統合の事前契約を2008年12月1日より実施しており、入国後も、フランス社会の理解に対する誓約を移民に対して課していると説明している<sup>68</sup>。

さらに、②の部分については、現在の指令では異なる構成国間で効果的な移民政策の実践情報を共有するという目標を達成できていると説明する。移民統合は国家の特権的な事項であり、家族再結合指令において、この事項を扱う必要はないと説明した。そして現在の指令で、構成国が第三国から家族再結合の資格によって入国してくる移民に対し、国内法によって規定される統合方策に順応するように要求することが可能である点を肯定的に評価している。

③の部分について、フランス政府は受け入れに際して事前の方策を設定することに賛成である立場を示した。この政策は人の移動に対する障壁であると見なされているが、逆に第三国国籍者のフランスにおける将来の生活を保障するものであるとし、フランスでは無料で語学研修などが提供されている点を強調している。

次に録書の2.5項で言及されている詐欺行為、権利の不正利用、手続き上の問題について検討する。これはEU指令第5条2項の規定に関する部分であるが、同項はインタ

ビューを実行し、仮に必要であれば、他の調査（DNAテスト）を実行する可能性を提供した。欧州委員会としてはこれらのインタビューや調査が適切性のあるものでなければならないと主張している。これについては質問10：「詐欺行為についての明らかな証明はあるか。問題はどの程度重大であるか。インタビューやDNAテストはそれらを解決する道具となり得るか。さらにより特定の上記の調査方法をEUレベルにおいて規定する必要があるか？」<sup>69</sup>が提示された。フランス政府の回答においては、2007年11月20日の法律により、DNAテストを行う可能性が生じたことを説明している。そしてフランス政府は、ヨーロッパ・レベルにおいて全ての構成国に共通した政策を創設するのは容易ではないように思われるとし、統合の手続きは重要かつ調和化に向かないとした。他方で、構成国がそれぞれの実践を他の構成国と情報共有することについては関心を示していた。

結論部分においては、フランス政府は現行の2003/86/EC指令の枠組みはいくつかの点において修正の余地はあるが、改定を行うことについては賛成しないと立場を表明している<sup>70</sup>。

### 3.3.3 諮問プロセスを受けての欧州委員会の対応

上記の諮問プロセスのまとめとして、欧州委員会は2012年5月に回答をした関係アクター達の返答を集計し、要約したコミュニケーション資料を発行した<sup>71</sup>。大半の構成国は、現行指令が保証する構成国の権限、自由裁量に好意的であった。個別の質問項目について確認すると、質問5、すなわち移民の統合方法に対しては、フランスのみならず大半の構成国が移民統合の方法をEUレベルで共通化することに反対であることを表明していたことが確認される。しかしながら、全ての構成国が制限的な統合方法を志向しているわけではなく、キプロス、ラトヴィア、ルクセンブルク、スウェーデンなどはむしろ移民に対して制限的ではないアプローチに好意的であることが示されている<sup>72</sup>。国際機関あるいは、社会パートナー、NGOの意見としては、やはり批判が入国前の審査に対して集中した<sup>73</sup>。

さらに欧州委員会は、2014年に発効した2003/86/ECのガイドラインを示したコミュニケーション資料<sup>74</sup>において、この諮問プロセスの合意として、「指令は再提起されるべきではなく、欧州委員会は既存のルールの十分な実行を確保する。そして必要な個所においては、是正手続きを行い、発見された問題についてのガイドラインを作成すべきである」<sup>75</sup>という結論に至った。各構成国に自由裁量が認められており、各構成国がそれを制限的な移民政策の実施に利用している現状も認識しつつ、その利用が、「家族再結合及びその有効性の促進」という指令の目標を切り崩すべきものとはならないとの意見は同時に表明された。

さらに、前節の質問に関連する条項に関してはいかなる反応を示しているだろうか。まず統合の方策について規定している7条2項については、以下のような言及がなされている。「欧州委員会は、構成国が第三国国民に対して統合方策を遵守するよう要求するかどうか決め、彼等の国内状況に最も適的な方法を発展させるための余地を認識している」<sup>76</sup>と裁量条項によって生じた構成国間の実施の多様性に関する認識を表明している。続けて、「しかしながら、欧州委員会はそのような方策の目的は家族メンバーの統合を促進するものであるということ強調する」と留意する。さらに、具体的な方策についても言及し、「欧州委員会は、以下のように考える。構成国は家族のメンバーが新しい居住国について学ぶため、そして統合プロセスを促進する言語スキルを獲得するために必要な統合政策を提供すべきである。……(中略)……出発前の統合政策は移動が起きる前に情報を与え、そして能力を鍛えることによって受入国への移動準備に有用であるかもしれないが、受入国でそのような統合政策を行う方がより有効であろう」<sup>77</sup>と意見を述べている。ここでは欧州委員会がフランスなどの構成国が実施している入国前の統合政策に対して、一定の有用性は認めつつも、入国後により効果的な方策を見込んでいるという点で、人権NGOの意見に近い考えを持っていることがわかる。ガイドラインは各条項に対して以上のような形で提起されており、法的拘束力はないものの、構成国によるEU指令の国内法化に対する欧州委員会の重要な意見表明と捉えることができるであろう。次節においては、本節の事例分析において得られた含意を確認し、結びとする。

#### 4. 結論：「欧州化」と政治過程のダイナミズム

本論文において事例分析によって得られた結果とその実証的及び理論的な貢献を整理し、EU共通移民政策の研究に対する含意を確認していきたい。まず事例分析によって得られた結果を整理し考察する。次に、分析結果によって得られた先行研究に対する理論的貢献を確認する。

まず事例分析を通して得られた結果を整理するが、第2節において言及した「欧州化」の分析視角から、移民政策領域におけるEUという政体のダイナミクスがいかなる様態をとっていることが明らかとなったかを記述する。

第1に、EUにおける指令の策定過程においては、EUアクターと各構成国の政府アクターとの間で相互作用が生じていたことが確認された。特に家族再結合指令の策定過程においては、2000年の議長国フランスの選好と欧州委員会の指令策定の趣旨が一致し、EUレベルでの共同体化に反対する国がありながら、欧州委員会をサポートしていた点が確認された。さらに、閣僚理事会における議論を通して、

指令は多くの「裁量条項 (optional clause)」を含むものとなったことが明らかとなった。指令がこの様な裁量条項を含むということは、合法的移民政策領域の特徴であるといえる。

第2に、EU指令がフランス国内において国内法化される過程では、フランス国内の移民政治に大きく影響を受けたことが確認された。第3節で述べた通りフランスにおける移民政策は政権与党の選好を強く反映するものであり、家族再結合指令は、特に2007年以降内閣を形成した国民運動連合のリーダーであったサルコジが展開する「選択的移民政策 (immigration choisie)」の一環として国内法化されていった側面が強い。特に裁量条項を理由にして、制限的な移民政策を立法していることが、大きな特色として挙げられるであろう。

また、その審議過程においては、EU指令の国内法化によるEUレベルでの移民政策の共通化や他の構成国における移民政策に対して言及が多くなされるなど、EUレベルの共通移民政策の形成を重要視するという、EU構成国としてのアイデンティティに対しても影響を与えられていることが確認される。それと同時に、EU指令の規定や文言が国内ディスコースにおいて、与党である国民運動連合の主張を裏付ける根拠として組み込まれていることも確認できる。しかしながら他方で、結果として国内法化された法律によって、家族再結合移民の入国数は減少するなど、従来欧州委員会がその指令に込めた規範や信念は、むしろ裏切られる結果となっていたことも指摘できる。

第3に、EUと各構成国の相互作用は、EUレベルにおける指令の策定及び協定の締結と各構成国における国内法化と実施をもって終了するわけではない点も重要である。家族再結合指令の事例においては、欧州委員会主導のもとで、諮問プロセスが設けられたことが確認できる。特に、「裁量条項」に対して構成国のみならず人権NGOに意見を求め、それによって各構成国の移民政策の実施を監視し、さらなる共通化が必要であるかを諮問している。結果的に欧州委員会は、各構成国が、さらなる共通化には反対するという選好を持っていることを踏まえて、指令実施のガイドラインを提起するという戦略をとり、共通化の漸進的な進展を試みたのである。このような分析結果を踏まえて、EU共通移民政策、特に合法的移民政策領域における発展の様態を改めて記述すると、以下ようになる。すなわち移民政策領域において策定されるEU指令は条項の中に構成国に一定の自由裁量を与える裁量条項を含め、構成国内で国内法化される際には欧州委員会の意図に反する制限的な移民政策の策定における政治的資源となりうる。他方で指令の国内法化後も欧州委員会をはじめとするEU機関は継続的に各構成国の自由裁量を減じる努力を行っている。

事例分析から得た上記の点は、先行研究をいかに発展さ

せているか。第2節において整理した先行研究においては、欧州統合理論や「欧州化」の枠組みを用いてEU指令形成の背後にあるアクターの選好や交渉の様態が主に分析対象とされていた。しかしながら、これらの研究はEUレベルでの制度形成を分析の終着としている点で、静的な制度分析にとどまっている。それに対して本稿の理論的貢献を簡潔に述べるならば、以下ようになる。すなわち本稿では各構成国の政治状況を考慮にいれEU指令の国内法化とその影響を分析することで、EU共通移民政策の発展において制度とアクターがマルチレベルな政治体制のもとで相互作用しているという点に加え、時間的な変動性を視野に収めて考察を行うことによって、各アクターの戦略や選好の変化といった動的な分析を行うことが可能となる。この動的な分析は、変化の激しい欧州統合に対する研究をより豊かなものとするであろう。

<sup>1</sup> 本稿で用いる「移民」には、2015年初頭より欧州地域に流入した大量の避難民などは含まれていない。経済的な目的で移動を行う労働移民や、家族生活を目的とする家族再結合移民などを主な対象として想定している。

<sup>2</sup> EU共通移民・難民政策が含まれる「自由・安全・司法の領域」は、1999年に発効したアムステルダム条約によって導入された。リスボン条約以降はマーストリヒト条約において想定された柱構造が消滅し、EU運営条約(旧EC条約)に移行した。移民・難民政策に関するEU条約の規定については、中西優美子『EU法』(新世社、2012年)、293-296頁を参照されたい。

<sup>3</sup> 「ヨーロッパへの脱出」及び「ヨーロッパから外交政策への脱出」という表現は、Lavenex, S. “Shifting Up and Out: The Foreign Policy of European Immigration Control,” *West European Politics*, Vol.29, No.2, 2006, pp.329-350. によって用いられているものである。

<sup>4</sup> 合法的移民 (legal migration) は、各構成国の定める入国基準に合致する形で正規に入国する移民である。例として学生、技能労働者、家族統合を目的とする移民などが挙げられる。

<sup>5</sup> EU指令は閣僚理事会において採択された後に、各構成国において国内法化、および国内実施を行わねばならない。その方法としては、既存の国内法の修正や新しい国内法の創出などが挙げられる。このプロセスは通常“transposition”と呼ばれるが、中西優美子前掲書においては、「国内法化・国内実施」という邦訳がなされている。本論文においては、「国内法化」を訳語として用いる。

<sup>6</sup> EU構成国とEUの移民外交を巡る対外政策領域での交錯と相互作用を分析した研究としては、植村充「フランス移民管理の対外政策化とEU多層的移民ガバナンス—EU対外移民政策とフランス二国間協定の共存という事例分析から—」『国際政治』第190号(有斐閣、2018年)、17-32頁。を参照されたい。

<sup>7</sup> Faist, T. and A. Ette “The Europeanization of National Policies and Politics of Immigration: Research, Questions and Concepts,” in T. Faist and A. Ette *The Europeanization of National Policies and Politics of Immigration Between Autonomy and The European Union*, Palgrave Macmillan, 2007, pp.3-31.

<sup>8</sup> Wiener, A. and T. Diez (eds.) *European Integration Theory*, 2nd ed., Oxford University Press, 2009. 東野篤子訳『ヨーロッパ統合の理論』(勁草書房、2010年)、邦訳版 371頁

<sup>9</sup> 「欧州化」という概念を用いる際には、まず「欧州化」は現象

なのか分析枠組みなのかという点について触れなければならない。オルセン (Olsen) は2002年の論文において、「[「欧州化」]がどのような現象であるかという点ではなく、欧州化という用語が変化するヨーロッパ政体のダイナミクスを理解するのに有益か、であるとすればどのように用いることができるか」という理論枠組みとしての側面を重視している。本論文においても欧州化を欧州地域の動的な政治システムを理解する分析枠組みとして用いる。Olsen (2002) “Many faces of Europeanisation,” *Journal of Common Market Studies*, Vol. 40, No. 5, pp.921-952.

<sup>10</sup> Graziano, R. and Vink, P. “Introduction: The Europeanization Turn in EU Studies : Beyond Grand Theory,” in Bulmer, S. and Lesquene, C. *The Member States of the European Union, Edition: Second Edition*, Oxford University Press, 2013, p.40.

<sup>11</sup> Guiraudon, V. “European Integration and Migration Policies: Vertical Policy-Making as Venue Shopping,” *Journal of Common Market Studies*, Vol. 38, No.2, 2000, pp.251-271.

<sup>12</sup> Roos, C. *The EU and Immigration Policies: Cracks in the Walls of Fortress Europe?*, Palgrave Macmillan. 2013.

<sup>13</sup> フランスの移民政策の形成過程においては政党が独占的な影響力を有している。そのため、本論文においても国内法化における媒介制度としてのアクターとして政党に焦点化する。

<sup>14</sup> 欧州委員会の移民・内務総局 (Migration and Home Affairs DG) では、EU指令の国内法化をはじめ、中長期的な行動計画に関して構成国政府、NGO、学術界に対して広く諮問を行っている。

<sup>15</sup> EUと各構成国のEU指令を巡る問題を分析する際には、欧州連合司法裁判所や欧州人権裁判所の判例なども重要な意味を持つが、本稿においてはあくまでEU研究における政治学的手法による理論研究への貢献を試みるものであるという性質上、欧州委員会の資料を中心に関係アクターの選好変化を分析の対象とする。なお同問題を法学的手法によって分析した論文として大西 楠・テア「グローバル化時代の移民法制と家族の保護 — 家族呼び寄せ指令とドイツの新移民法制 —」『社会科学研究』東京大学社会科学研究所 第65巻2号、157-183頁 (2013年) などがある。

<sup>16</sup> OECD, *International Migration Outlook 2013*, OECD Publishing, 2001, p.6.

<sup>17</sup> Commission of European Communities, *Proposal for a Council Directive on the Right to Family Reunification*, 638, Brussels. 1 December 1999.

<sup>18</sup> 家族再結合指令の策定当時 (1999-2003) におけるEU立法手続きは、以下の通りである。欧州委員会により提出された法案は閣僚理事会において全会一致方式で採決される。そのために、全ての構成国が指令成立に同意をする必要があった。欧州議会は諮問機関としての権限しか持たず、その権限も制限的であった。

<sup>19</sup> Commission of European Communities, *Amended Proposal for a Council Directive on the Right to Family Reunification*, 624, Brussels. 10 October 2000.

<sup>20</sup> Commission of European Communities, *Amended Proposal for a Council Directive on the Right to Family Reunification*, 225, Brussels. 2 May 2002.

<sup>21</sup> Commission of European Communities, *Proposal for a Council Directive on the Right to Family Reunification*, 638, Brussels. 1 December 1999, pp.3-5.

<sup>22</sup> *Ibid.*, p.9.

<sup>23</sup> *Ibid.*, p.19.

<sup>24</sup> European Parliament, *Report on the Proposal for a Council Directive on the Right of Family Reunification*, A5-201, 17 July 2000.

<sup>25</sup> Roos, C. op.cit., p.95.

<sup>26</sup> Luedtk, A. “Uncovering European Union Immigration Legislation:

Policy Dynamics and Outcomes,” Paper prepared for European Union Studies Association (EUSA) 17-19 May 2007, p.17.

<sup>27</sup> Loi n° 98-349 du 11 mai 1998.

<sup>28</sup> 野村佳世 「サン・パピエ」と「選別移民法」にみる選別・排除・同化」宮島喬編著『移民の社会的統合と排除—問われるフランス的平等—』（東京大学出版会、2009年）、192頁。

<sup>29</sup> 1998年のChevènement法の策定過程については、<http://www.gisti.org/spip.php?rubrique99>（2017/07/20最終アクセス）において確認できる。

<sup>30</sup> European Commission, *Green Paper on the right to family reunification of third-country nationals living in the European Union (Directive 2003/86/EC)*, Brussels, 15. 11. 2011, COM (2011) 735 final.

<sup>31</sup> *Ibid.*, p.1.

<sup>32</sup> だが一方で、この家族再結合指令(2003/86/EC)には拘束的な役割が全く存在しないというわけではない。後述するが2011年の緑書においては、近年構成国がより制限的な規則を志向しており、指令の修正を構成国が要求している事例に対しても言及がなされている。

<sup>33</sup> EUR-Lex national transposition measures CELEX number of the legal act: 32003L0086([http://eurlex.europa.eu/search.html?DB\\_AUTHOR=FRA&DB\\_CELEX\\_OTHER=32003L0086\\*&qid=1501170134027&DTS\\_DOM=NATIONAL\\_LAW&type=advanced&lang=en&SUBDOM\\_INIT=MNE&DTS\\_SUBDOM=MNE](http://eurlex.europa.eu/search.html?DB_AUTHOR=FRA&DB_CELEX_OTHER=32003L0086*&qid=1501170134027&DTS_DOM=NATIONAL_LAW&type=advanced&lang=en&SUBDOM_INIT=MNE&DTS_SUBDOM=MNE)) (2018/07/27最終アクセス)で指令がどの法律によって国内法化されたかが判別できる。

<sup>34</sup> この時、大統領決戦投票に進んだのは国民戦線が擁するルベンであったが、国民議会総選挙における国民戦線の議席獲得数は0にとどまっている。

<sup>35</sup> サルコジは2002年5月から2004年3月まで、そして2005年6月から2007年3月まで内相に在任している。

<sup>36</sup> Loi n° 2003-1119 du 26 novembre 2003の形成過程については東村紀子「サルコジ2003年法の策定過程：移民政策の転換期を迎えて」『国際公共政策研究』14(2) (2010年)、125-132頁、が詳しく、参照されたい。(http://hdl.handle.net/11094/12903) 2017年9月30日アクセス

<sup>37</sup> 植村充「移民政策領域における欧州化—欧州統合とフランス移民政治の変容—」『ヨーロッパ研究』（上智大学ヨーロッパ研究所）第8号、83-96頁、2016年において各政党の具体的な方策に言及している。

<sup>38</sup> 渡邊啓貴『現代フランス：「栄光の時代」の終焉、欧州への活路』岩波現代全書、2015年、151-152頁。

<sup>39</sup> 内閣提出法律案（Projet de loi）は当該省庁の大臣の名義で提出される。そのため、法律が成立された際にはその大臣の名前を冠して「～法」という形で呼ばれることが多い。

<sup>40</sup> Projet de loi n° 2986, 2006, p.4.

<sup>41</sup> *Ibid.*

<sup>42</sup> フランス議会は国民議会および元老院という二院によって構成されている。各議院の権限については、大山礼子『制度のメカニズム4：フランスの政治制度 改訂版』東信堂、86-115頁、2013年に詳しい。特に両院の関係については、105-106頁において記述されている。「フランス議会両院の権限は基本的に対等といってよく、先議の議決で可決された法案は他の議員に送付され、両院が同一のテキストで可決するまで、両院間を行き来する」と説明されている。

<sup>43</sup> Nicolas Sarközy, mardi 2 mai 2006 Discussion en séance publique 2e séance Assemblée nationale - 1ère lecture

<sup>44</sup> Bernard Roman mardi 2 mai 2006 Discussion en séance publique 2e séance mardi 2 mai 2006 Assemblée nationale - 1ère lecture

<sup>45</sup> Scrutin public n° 0979 sur l'ensemble du projet de loi relatif à

l'immigration et à l'intégration au cours de la 1ère séance du mercredi 17 mai 2006

[http://www.assemblee-nationale.fr/12/dossiers/immigration\\_integracion.asp#ETAPE231881](http://www.assemblee-nationale.fr/12/dossiers/immigration_integracion.asp#ETAPE231881)（2018年9月25日アクセス）

<sup>46</sup> François-Noël BUFFET, Rapport n° 371 (2005-2006) de M. François-Noël BUFFET, fait au nom de la commission des lois, déposé le 31 mai 2006 p.148. (pdfの場合)

<sup>47</sup> *Ibid.*, p.151. (pdfの場合)

<sup>48</sup> n° 2006-539 DC du 20 juillet 2006 (<http://www.conseil-constitutionnel.fr/conseil-constitutionnel/francais/les-decisions/acces-par-date/decisions-depuis-1959/2006/2006-539-dc/decision-n-2006-539-dc-du-20-juillet-2006.1010.html>) 2018年7月24日アクセス

<sup>49</sup> EU指令のフランスにおける国内法化と憲法院の関係について考察しているものとして、伊藤洋一「EC法の優越とフランス憲法規範—フランス国内判例の進展開」『慶應法学』12号 2009年101-170頁がある。同様に憲法院の機能については、大山（前掲書）127-128頁を参照されたい。

<sup>50</sup> 安江則子「EUの域外国境管理政策とフランスの移民問題—岐路に立つシェンゲン協定」安江則子編著『EUとフランス：欧州統合のなかで揺れる三色旗』（法律文化社、2012年）、所収、84頁および伊藤るり「共和国的統合コンセンサスへの挑戦とその帰結」小井戸彰宏編著『移民受け入れの国際社会学』（名古屋大学出版会、2017年）、149頁を参考にしている。

<sup>51</sup> このうちDNAテストについては、憲法院によって留保が付された後に破棄されている。

<sup>52</sup> 自治体国際化協会『2007年大統領選挙』（2007年）[www.clair.or.jp/j/forum/c\\_report/pdf/304.pdf](http://www.clair.or.jp/j/forum/c_report/pdf/304.pdf)（2018年9月30日アクセス）11項には、犯罪件数の減少が確認されているが、「2002年に411万3,000件だったのに対し、2006年は372万5,000件と9.3%減少した」と記述されている。

<sup>53</sup> Sarközy, N. “Mon Projet Ensemble tout devient possible” 2007年、p. 14.

<sup>54</sup> サルコジが大統領選挙に勝利した理由については、渡邊、前掲書、172~174頁が詳しい。

<sup>55</sup> Projet de loi n° 2007-1631, p.2.

<sup>56</sup> *Ibid.*, p.2.

<sup>57</sup> *Ibid.*, p.2.

<sup>58</sup> *Ibid.*

<sup>59</sup> George Pau-Langevin, mardi 18 septembre 2007 Discussion en séance publique 2e séance mardi 18 septembre 2007 Assemblée nationale - 1ère lecture

<sup>60</sup> Thierry Mariani, mardi 18 septembre 2007 Discussion en séance publique 2e séance mardi 18 septembre 2007 Assemblée nationale - 1ère lecture

<sup>61</sup> <http://www.assemblee-nationale.fr/13/scrutins/jo0033.asp>（2018年7月20日最終アクセス）

<sup>62</sup> Ministère de L'immigration, de L'integration, de L'identite Nationale et du Développement Solidaire, “Rapport Politique 2009” [https://ec.europa.eu/home-affairs/what-we-do/networks/european\\_migration\\_network/reports\\_en](https://ec.europa.eu/home-affairs/what-we-do/networks/european_migration_network/reports_en)（2018年7月25日最終アクセス）

<sup>63</sup> European Commission, *Green Paper on the right to family reunification of third-country nationals living in the European Union (Directive 2003/86/EC)*, Brussels, 15.11.2011, COM(2011) 735 final. 委員会の発行する緑書（Green Paper）では、問題提起の形で、現行指令に内在する問題点が指摘され、それに対する諮問プロセスの中では、構成国やNGO、第三国政府の意見が収集される。

<sup>64</sup> Le gouvernement français “Contribution Française Livre Vert de la Commission Européenne sur le Regroupement Familial,” 2012.

<sup>65</sup> European Commission 2011, loc. cit, p.4.

<sup>66</sup> *Ibid.*, p.5.

<sup>67</sup> Le gouvernement français, loc. cit, p.3.

<sup>68</sup> *Ibid.*, p.4.

<sup>69</sup> European Commission 2011, loc. cit, p.7.

<sup>70</sup> Le gouvernement français, loc. cit, p.8.

<sup>71</sup> European Commission (2012) *Summary of Stakeholder Responses to the Green Paper on the Right to Family Reunification of Third-Country Nationals*, Brussels, 11 May 2012.

<sup>72</sup> *Ibid.*, p.12.

<sup>73</sup> 唯一 IOM（国際移住機関）のみが入国前の審査について、部分的にはあれ好意的である意見を表明した。

<sup>74</sup> European Commission, *Communication from the Commission to the European Parliament and the Council on guidance for application of directive 2003/86/EC on the right to family reunification*, Brussels, 3.4. 2014, COM (2014) 210 final.

<sup>75</sup> *Ibid.*, p.2.

<sup>76</sup> *Ibid.*, p.15.

<sup>77</sup> *Ibid.*, p.16.



## Resume

# The Formulation of the EU Family Reunification Directive and the Process of its Acceptance in France: From the Perspective of the Action Analysis of Political Actors

UEMURA Mitsuru

The EU common policies on immigration and residence permission have developed since the late 1990s. The attempt to establish common institutions at the EU level has not necessarily deprived the EU member states of the competence of migration management. On one hand, the EU member states have pursued their autonomy to prevent stronger common policies and their conflict with domestic actors, and have made the “escape to Europe,” which formalizes acceptable common immigration policies at the EU level. On the other hand, the EU has succeeded in establishing common rules for the member states by formulating directives and medium-term action plans, and strengthening the jurisdiction of the Court of Justice of the European Union. Namely, the development of the EU common immigration policies reflects the history of conflicting relationships between the member states pursuing their autonomy and the EU pursuing communalization.

Furthermore, since the 2000s, there has been an increase in the transposition of the EU directives as common rules into domestic laws in the member states, as well as in the implementation of these laws. In order to understand the development of the EU immigration policies well, we should analyze precisely how the EU directives are transposed into domestic laws in the member states and how the transposition has influenced the EU member states and other actors. In this article, the historical process of transposition of the EU directives on legal immigration (for example, the EU Family Reunification Directive 2003) into domestic laws in France is analyzed carefully, considering the discussions on the European integration theories and “Europeanization,” which provide the theoretical framework to analyze the historical process of the development of common institutions in the EU.

The European integration theories and the framework of “Europeanization” as well as the existing research on the EU common immigration policies serve as the basis for this study. On one hand, the European integration theories explain how “actors”

form “institutions” in the EU, promoting the evolution of institutions in a self-enforcing way. On the other hand, the theory of “Europeanization” enriches our understanding of the dynamic interactions between “institutions” and “actors” at multi-layered levels. Therefore, these theoretical foundations are very helpful for our study of the EU immigration policies. In this study, on the basis of the analysis of “Europeanization” in existing research, we establish a dynamic framework for analysis, integrating the EU-level negotiations, the effects of established institutions on domestic politics, the diversified process of the transposition of the EU directives to domestic laws, and the influence of the process of transposition on the negotiations at the EU level.

We obtained the following conclusions from the results of our analysis of the transposition process of the Family Reunification Directive 2003 into French domestic laws. First, in the process of formulating the Family Reunification Directive, the role of the correspondence of preferences between the European Commission and the Jospin French government of *Parti Socialiste*, which had the Presidency of the Council, is identified. The European Commission implied the right of education for the integrated family in the bills, and the French government legislated the Chevènement Law that founded residence permit. Second, by analyzing the discussions in *Assemblée nationale* and *Sénat*, it is concluded that the process of transposition and implementation of laws in France was strongly influenced by the preferences of Nicolas P. S. Sarközy, who was the Minister of Internal Affairs in the Cabinet of *Union pour un Mouvement Populaire* (UMP). Third, a shift in the strategy of the European Commission was observed, which, faced with strategic responses by France and other member states, tried to make guidelines for the implementation of immigration laws as a solution to difficulties in promoting more common policies.

論文

## 「古参闘士」の最後の戦場

—第二次世界大戦最後の数ヶ月におけるナチ活動家の孤立・共同体形成・暴力—

パトリック・ヴァーグナー

(今井宏昌 訳)

1945年4月12日にアメリカ軍がブラウンシュヴァイクを占領する3日前、ブラウンシュヴァイク市内とその周辺部では、数多くのナチ党員が殺害された。特筆すべきは、そこでの犠牲者がブラウンシュヴァイク郡の郡長と、突撃隊中尉 [SA-Obersturmführer]、そしてヘルマン・ゲーリングが所有する狩猟場の管理人だった点である。加害者らは、ブラウンシュヴァイク・ナチ党の「機動襲撃班 [Rollkommando]」に所属しており、その管区指導者であるベルトルト・ハイリヒ [Berthold Heilig] の命令にもとづき行動した<sup>1</sup>。ここで問題となるのは、彼らが明らかに、ヒトラー内閣の誕生する1933年より前の時点でナチ党に入党した、いわゆる「古参党員」だったことである。ナチによる権力掌握後、彼らはブラウンシュヴァイクの都市行政ないしは公益事業に職員として採用された。またそのうちの何人かは、党の職員としても活動した。戦中の最後の数日間、彼らは管区指導部の掩体壕で生活し、そこに貯蔵される食糧や酒類といった奢侈品をむさぼりながら、時折自らの殺人行為を披露した。

被害者に話を戻そう。そこで犠牲となったのは、ナチの権力掌握後に初めてナチ党に入党した男たちだった。入党当時、彼らはすでに定職に就いていた。しかしながら、さらなる出世を遂げるうえで、ナチ党員という立場が彼らに有利にはたらくことは明らかだった。こうした男たちは、第二次世界大戦の最後の数日間のうちに、突如ナチズムから距離をとり始めた。彼らは自分の制服を焼き捨て、鉤十字を玄関から取り外すか、ないしは国民突撃隊の設置した対戦車障害物を隣人が撤去するさまを、ただ茫然と眺めるほかなかった。加害者の側から見れば、彼らは1933年以降、勝利を取めたナチ運動に大挙して押し寄せた機会主義者であり、敗戦後の自身の将来を確実なものとするべく、すんでのところこの運動から立ち去ろうとしたのだった。

ハイリヒの部下のひとり、1945年4月9日に偶然、知り合いの工場主に出くわした。その工場主は、アメリカ軍から自分の村を防衛することに、何の意味があるのか懐疑

的だった。これを聞きつけたナチ党幹部は、工場主に非難の言葉を浴びせた。「貴様らは上手くいっているあいだは、大声で『ハイル・ヒトラー』と叫んでも叫び足りないぐらいだったのに、今じゃもう愛想を尽かしちまったんだな。」<sup>2</sup>そして彼はSA隊員に指示を出し、この工場主を射殺させたのだった。

ベルトルト・ハイリヒは1931年5月、16歳のときにすでにSAに入隊し、その後すぐにナチ党への入党も果たしている。1933年8月以降、彼はヒトラー・ユーゲントと党のためにさまざまな役職を渡り歩いた。そして1943年初頭に独ソ戦への出撃で負傷し、受勲とともに戦場から帰還したのち、1944年からヒルデスハイムのナチ党管区指導者を務めることになる。事件の起きた1945年4月、彼は加害者らに対して次のように宣言している。立場の定まらないナチ党員を処罰することで、ハードさと確固たる決意を表明せねばならない、と。

加害者らは多くの場合、犯行現場に遺体を置き去りにした。その際、遺体には「人狼部隊 [Der Werwolf]」と書かれたボール紙製の掲示板が添えられた。それを見た住民たちは、ヒムラー率いるSSの手でごく小規模に組織され、1945年4月以降はゲッベルスにより大々的に宣伝され、にもかかわらず、実際には存在しなかった同名のナチ地下運動が、ブラウンシュヴァイクで活動していると思い込んだようだ<sup>3</sup>。1945年4月11日、ハイリヒもまた現地の有線放送を使い、「人狼部隊」は腰抜けどもを処罰する、見せしめはすでに始まっているのだ、と宣言した<sup>4</sup>。ハイリヒとその信奉者たちが市内から逃走したのは、それからわずか数時間後のことだった。

1945年春にナチ体制は黙示録的な終焉を迎えた。何十万というドイツ兵と連合軍の兵士が、終戦間際の最後の数ヶ月間に戦死した。何万という強制収容所の囚人が、死の行進のさなかに命を奪われた。彼らは往々にして、あと数日ないし数時間生き延びていれば、連合国の手で解放されたはずの人びとだった。何千という外国人強制労働者

が、SSや警察、国防軍の部隊、そして国民突撃隊の手で殺害された。何千というドイツ兵と一般市民が、国防軍の即決裁判の犠牲者となった。それは戦争の最後の一日まで部隊を将校の統制下にとどめ置くための方策だった<sup>5</sup>。

私が本稿で取り上げる、終戦間際の最後の数週間における暴力の断片は、量的な点でいえば最も小規模な部類に属する。ただしそこでは、確かに千人を下回る規模ではあるものの、百人以上ものドイツの一般市民が、ナチ党の地元活動家の手によって、最後の数ヶ月のうちに殺害されたのである<sup>6</sup>。従来の説明方法としては、こうした事件の加害者に、没落に瀕して自暴自棄に振る舞うようになった無法者、あるいは倒錯した狂信者、ないしはあらゆる手段を使い、数日でも長く自らの支配を維持しようとしたシニカルな権力者を見出すのが常だった<sup>7</sup>。しかしそのような叙述は、1940年代後半から1950年代前半にかけて、西ドイツの法廷や世論を通じ支配的となった解釈を再生産しているにすぎない。この種の殺人は当時、まさにナチ体制が自民族に行使したテロの典型とみなされていたのである。

ファナティズム、非合理主義、ないしは世界が終わってしまうのだという、攻撃性へと転化した雰囲気——こうした個々のファクターは、いかなる事例を扱う場合でも、そのつど慎重に検討されるべき、意義ある役割を担ってきたと推察される。そしてその意味において、確かにこれらのファクターは重要な説明因子 [Erklärungselemente] といえよう。ただ、もし仮にこうした個々のファクターを参照するだけで、ベルトルト・ハイリヒの機動襲撃班がとったあのような行動を十分説明できるのであれば、その行動は全体として、第二次世界大戦最後の数ヶ月における、これとって関心を寄せられることのないひとコマに過ぎなくなるし、また量的な面だけでなく、質的な面においても、どちらかといえば意味のないものとなるだろう。

私は本稿において、そうした解釈とはまったく別の解釈を提示してみたい。議論の対象となるのは、ナチの「民族共同体 [Volksgemeinschaft]」がドイツの戦後社会で変容を遂げる際、これまで述べたような暴力行為と同程度に、終戦直後におけるその受容も重要なファクターをなした、という点である。連合国やかつての迫害の被害者が不信をもったように、そこではほとんど誰も、自分は実のところナチでなかったと主張したのだ。

こうした暴力の分析から明らかなのは、戦時下における最後の一年間が経過する中で、ドイツ社会の多数派が徐々にナチズムから距離をとり、「民族共同体」からこっそりと撤退していったことである。深まりゆく自らの孤立、さらには衰退を自覚したナチ運動の中核グループは、1945年初頭以降、離脱していく「民族同胞」に対してますます情け容赦のない態度をとるようになった。そのような態度は一方において、こうした社会現象としてのセルフ非ナチ化

[Selbstentnazifizierung] の帰結であったし、また他方では、そのセルフ非ナチ化を決定的に促したのである。

歴史学者のクラウス＝ディートマー・ヘンケは、当該の暴力行為を「『非ナチ化過程』 経験的ショック」として特徴づけており<sup>8</sup>、また政治学者のヘルフリート・ミュンクラーは、連合国の進駐によってその都度もたらされたナチ支配の地域的終焉よりも、「権力崩壊 [Machtzerfall]」（これはヘッセン州の小都市フリートバルクの終戦に関するミュンクラーの研究のタイトルである）プロセスの方が先行していた、とのテーゼを打ち出している。そしてこのような分析は、ナチズムという全体現象に対する、まったく独自のパースペクティブを可能にしたとされる。すなわち、第二次世界大戦の最後の数ヶ月間に起きた出来事について、ミュンクラーは次のような指摘をおこなっている。「ナチ党は、1933年以前のナチ党と1933年以降のナチ党が渾然一体となった状態から、ふたたびそれぞれの要素へと分解していったのである。」<sup>9</sup>

1945年にナチがドイツの一般市民に行使した（ブラウンシュヴァイクの事例にみられるような）暴力行為のイニシアティブは、奇妙なほど多くの場合、ナチ党という「アマalgam」における特殊な要素、つまりはその「古参闘士」を担い手とするものだった。この点から浮かび上がるのは、1944年半ば以降のナチ体制の権力崩壊とドイツ社会のセルフ非ナチ化、ならびにナチ運動の歴史的中核においてますます深まっていった孤立と自己隔離をてがかりとしながら、研究をおこなうというアプローチである。

私は第一に、このテーマをナチズムの歴史に関する目下の研究状況の中に位置づけたうえで、第二に、1944/45年の時点でなお確信的なナチだった人びとの手による、同時代の自己描写をてがかりとしながら、権力崩壊に関する彼らの自己認識を素描していく。それは第三に、ナチ党の活動家がドイツの一般市民に行使した1945年春の暴力を、こうした背景のもとに分析し、また加害者が自らの行為を同時代においてどのように意味づけたのかを問うためである。

その際、私が打ち出したいのは、1945年春に「古参闘士」がドイツの一般市民に行使した暴力について、次のような説明が可能であるとのテーゼである。すなわち、そうした暴力は一方で、1933年以前のナチ党における内政上の「闘争期」経験に由来し、また他方では、「古参闘士」のミリューで広まった将来への期待にも由来しているのだ、と。ここでの期待とは、近々訪れる敗戦が1920年代初頭のような戦後状況をもたらし、そこで新たな急進ナショナリストの運動が成立し、権力をめぐり闘争を繰り広げられるだろう、というものだった。

そして最後に、私は第四の段階として、1945年以降、西ドイツの司法と公論によって究明された暴力行為の総括に

視点を移し、さらには反ナチズムという連邦共和国の建国コンセンサスにとって、そうした総括がもつ意味を問うこととしたい。

### カリスマ的共同体と民族共同体

ナチズムの歴史に関する研究は近年、ふたつの概念に特徴づけられている。ひとつは「カリスマ的支配」の概念（とともに、そこに「新しき国家性 [neue Staatlichkeit]」というモデルを付け加えようという提案）であり、もうひとつは「民族共同体」の概念である。「民族共同体」は長いあいだ、とりわけイデオロギー批判の観点から「誤った意識」とされており、それが有する迷妄説的な性格について、階級状況の連続性を示す社会統計学的なデータとともに立証されてきた。これに対し最近の研究は、民族共同体という〈誓約〉のもつ長期的な結合力や、それが生み出した擬似的な日常経験としてのメディア演出に力点を置き、さらには、そこから排除された人びとに対する集団的暴力の実践において、まさしく「民族共同体」が成立した、との主張を強く打ち出している。それは例えば、ミヒャエル・ヴィルトが〈自己への権限付与としての民族共同体〉に関する研究でおこなったことである<sup>10</sup>。

こうしたパースペクティヴに立つ場合、1945年春という時期はアンビヴァレントな様相を呈してくる。つまり一方では、死の行進を強制された強制収容所の囚人に対し、戸口で新たに繰り広げられた集団的暴力が、行動共同体としての民族共同体をもう一度再現する。しかし他方においては、ナチ党幹部がドイツの一般市民に向けて行使した暴力が、感情的結びつきによって統合された「民族共同体」の存続を否認したのである<sup>11</sup>。

イアン・カーショー、ハンス＝ウルリヒ・ヴェーラー、そしてドルフ・ヘルプストといった面々が最も強く主張したように、マックス・ヴェーバーから借用したカリスマ的支配のモデルを駆使することにより、ナチズムの支配体制を独裁制とするか、それとも多頭制とするかをめぐる長い論争をくぐり抜け、研究はさしあたり、明らかに合意可能な基盤を見つけ出した<sup>12</sup>。そこでの考察においては、アドルフ・ヒトラーの軽薄な人柄はさほど問題とされず、それよりむしろ、想像されたカリスマ的指導者とドイツ社会とが織りなす相互作用の方に力点が置かれた。そのような相互作用は、社会の大部分の人びとが抱いた欲望、つまりは、実存的な危機として知覚された近代の中で——ヘルプストが言うところの——「ドイツの救世主」にその身を預けたい、という欲望のうえに成り立つものだった。

こうした相互作用において中心的役割を担ったグループについては、ヴェーバーに倣い、ヒトラーの「カリスマ的共同体」とみなすことが可能である<sup>13</sup>。「信奉者」からな

る緊密なグループこそが、1920年代初頭にヒトラーのカリスマ性を捏造し、宣伝したのであった<sup>14</sup>。1933年以降、そのグループは伝統的国家機構を特殊ナチ的な、国家的なるものへと変貌させた。そこでは、官僚制的な組織形態と「運動」の要素が混交され、これによりカリスマ的支配を比較的長期にわたり存続させることが可能となった<sup>15</sup>。また同時に、こうした支配体制の破壊的力学を支えた要素として特筆すべきは、「総統」の思し召しを執行するにとどまらず、それを前もって察知し、自ら実現していくカリスマ的信奉者集団の決然たる態度である<sup>16</sup>。

むろん、その自己理解と機能から、ヒトラーのカリスマ的共同体として定義しようと考えられたグループについては、それがどの程度の範囲をもつかで、研究ごとにかなりイメージが異なっている。例えば、そうしたグループは時折、ヒトラーとの親密な人間関係を足がかりとしながら、ナチ運動やナチ国家での上がった人びとから構成される、ごく狭小なサークルと同一視される。この場合、グループの範囲は数の上では3桁にとどまることになる。これに対し、他の研究者はカリスマ的共同体の境界線をより広く設定するか、ないしはそのような境界設定それ自体を断念している。

私自身はヒトラーのカリスマ的共同体を、およそ85万人の規模をもった、いわゆる「古参闘士」のグループとして広く位置づけることを提唱したい。彼らは1933年1月の段階ですでにナチ党に入党しており、早くもその6ヶ月後には党内における少数派となった。そして1945年の初めには、ナチ党の全構成員のうちわずか10%以下にとどまったのである<sup>17</sup>。当然ながら、こうした初期からの信奉者が全員、ヒトラーと親密な人間関係を築いていたわけではない。けれどもナチのプロパガンダ国家は、1933年以前も以降も、莫大な資金を費やすことで、そうしたヴァーチャルな親密さともいえる関係を演出したのであり、その限りにおいては、ヴァーチャルな共同体についても語る事が可能だろう。1933年以前のいわゆる「闘争期」にナチ党に参加した人間は、比喩的な意味でヒトラーと肩を並べて闘争し、それによって——ヒトラーと実際に個人として出会ったことがない場合ですら——ナチ的な理解において、彼の信奉者となったのである。

これまでの研究は「古参闘士」を扱う際、その検討対象を主に「闘争期」における役割、ないしは1933年以降の支配体制改造に対する、彼らの決定的な関与に限定してきた。それは1930年代半ば以降のナチ党組織の歴史に関するわれわれの知見が、その他の時代に比べて依然乏しい状況にあるのと同様である<sup>18</sup>。ある現象を検討しないとき、歴史学者がおこなう古典的な言い訳は、確たる史料が不足しているというものだ。この傾向はまさに、第二次世界大戦末期という時代に顕著である。すなわち、党史に関する

潜在的に興味深い側面が数多く存在するにもかかわらず、それらが文書として結実しないのである。加えて、終戦時には膨大な数の書類が処分されたし、また1945年以降に自伝的な自己研究を推進しようとした「古参闘士」の動きも、ごくわずかなものにとどまった<sup>19</sup>。

にもかかわらず私は、「古参闘士」のテキストと行為を体系的に分析していけば、戦争の最後の一年におけるカリスマ的なナチ共同体の展開を、その根本的特徴において検討することが可能だと確信している。すなわち、この共同体の構成員たちは、そうしたテキストと行為において、互いに自らの現状解釈と自己描写を交わすことに執心し、また同時に、自分たちの共同体を経験共同体として再生しようと試みたのである。

### 「闘争期」の現前化

確信的なナチが最後の瞬間、自身の共同体に向けた省察は、実に多様な様相を呈している。第一に、宣伝省とナチの地元当局は戦争の最後の数ヶ月にわたって、党の活動家に向けた集会活動を増大させ、またそれと同時に、活動家のみを対象とした通知、ビラ、新聞の作成に力を入れた<sup>20</sup>。「そもそも私が现阶段でより重要だと考えているのは」と、宣伝大臣ヨーゼフ・ゲッベルスは1944年11月末に書き留めている。「党指導層の前で、何もかも包み隠さずに話すことである」。お互いにおおっぴらに話せば、まるで「闘争期に戻った」かのように感じるだろう、と<sup>21</sup>。

その数ヶ月前の1944年8月3日、ゲッベルスはすでにポーゼンの大管区指導者会議における演説で、「古参闘士」の新たな前衛としての役割について訴えていた。1933年以前の「闘争期」において幾度となくそうだったように、われわれは改めて「生きるか死ぬかの危機」に直面しているのだ、と大管区指導者らに打ち明けた彼は、ナチ党の「革命的高揚」の復活を次のようにアピールした。「国民社会主義者は今やふたたび問題を突きつけられている。国民社会主義者は今やふたたび決断するだろう。民族 [Nation] をどう導くのかを。」<sup>22</sup> ゲッベルスはここで、「国民社会主義者」をおよそすべての党員ではなく、「古参闘士」の中核を軸に形成されうような、活動家集団の一部として理解していた。ゲッベルスが要求するのは、党機構が「根源的な原器 [primitives Urmaß]」、つまりは「古参の即興演説家」と「古参の戦友」にまで縮小されねばならないということだ。ゲッベルス曰く、そうした人びとは目下の危機に際して、1933年以前の自身の経験にもとづきながら、動じることなく対応し、むしろそれどころか「絶好調」といえる状態にまで達したのだ、と<sup>23</sup>。

1944年の晩夏以降、ナチ党指導部が「古参闘士」に向けて発しようとしたのは、彼らが特権的な地位を要求して

も一向に構わないし、むしろかつてナチズムを政権の座に就かせた際のエネルギーを再度発揮することで、そうした地位を手に入れねばならない、というメッセージだった。ヒロイズムという集団的経験を主張することで、カリスマ的共同体を統合しようという試みは、いわばテーマ的な面でも当該テキストの中心部分を占めていた。ナチ体制が目下抱える存立の危機は、常に「闘争期」とのアナロジーに置かれる。「闘争期」のナチ党員は、ドイツ人の大多数から理解されないまま、先行き不透明な状況に絶えず身を置いていたとされる。しかしながら、自らの指導者を信頼し、不屈の意志を携えながら、動じることなく闘争し、最終的に勝利を手にしたというのである<sup>24</sup>。

1933年以前のナチ党が幾度となく体験し、そしてドイツが目下体験しているとされる実存的な危機について、ヒトラーは1944年11月9日の宣言で、党友に向けて次のようにそぶいている。この状況はまさに「幸運」かもしれない。「なぜならそうした危機が、軽薄きわまりない輩を党から削ぎ落としたからだ。奴らは単なる金魚のフン [Mitläufer] に過ぎなかつたらうが、にもかかわらず、勝利の日には最も騒々しく英雄を気取ったことだろう」<sup>25</sup>。1945年初頭、ヒトラーは「古参闘士」が最後までもつ特別な義務を、幾度となくアピールした。彼は全国民に向けられた1945年1月30日の最後のラジオ演説にて、指導者、そして預言者たる自らの役割を前面に押し出す一方で、党友に対しておこなった1945年2月24日の党綱領発布25周年記念宣言においては、次の点を強調している。すなわち、1920年に「まったく無名の人物」として「一致団結した敵の世界」に対する闘争を開始したのは、自分ひとりだけではない。初期ナチ党員の全員が「名もなき人びと」として、最終的には「粘り強さと、何事にも動じない固い意志」を発揮しながら、「完全に崩壊状態にあった民族 [Volk]」を味方につけたのだ、と<sup>26</sup>。ヒトラーは同じ宣言で、「古参闘士」に向けて「臆病をさらけだしたり、闘争をサボタージュしたりする輩は、ひとり残らず始末する」ように、とかなり具体的な命令を下している<sup>27</sup>。

党の官房長官であるマルティン・ボルマンは、総統の思想について、1945年2月24日のナチ党員向けの布告において次のように述べている。目下の状況において、またもや「価値あるものと無価値なもの」が選別されている。「今やわれわれが打算的な金魚のフン [Mitläufer] だったのか、それとも私心なき信奉者なのかが決せられる時だ」と<sup>28</sup>。

ところで、1944年から1945年にかけては、ナチ自身の共同体がもつ脆弱性を証明するようなそれ以前の経験が、ごく頻繁にテーマとして取り上げられた。例えば、ヒトラーとグレゴール・シュトラッサーとのあいだに勃発した1932年秋の抗争がその典型であるが、そのような経験はベテランのナチ党支持者が目下弱気に取り憑かれているこ

とのアナロジーとして利用された。すなわち、シュトラッサーのような輩の「裏切り」は、1933年1月30日の勝利をもって、最終的にそれが誤った決断だと証明されたのだ、と<sup>29</sup>。

このような現実からかけ離れた呪文の言葉は、1945年において、その受け手に対しある程度の影響力を発揮したと思われる。というのも、その呪文は過去10年以上ものあいだ、ナチ党のコミュニケイティヴな記憶において涵養されてきたのと同じように、定型句と結びつく（そしてそれをアクチュアル化する）ことに成功したからである。こうした関係から歴史学者フランク・パヨールは、ナチ党の性格を「組織化された自己憐憫の党」と的確に表現しており<sup>30</sup>、また社会学者クリストフ・シュミットは、ナチ時代に作成された「古参闘士」の履歴書をてがかりとして、「ここでの叙述は、敵に全面包囲され、絶えず迫害され追い回されているという、錯覚にとりつかれたような報告に類する」と指摘している<sup>31</sup>。

初期ナチ党員の犠牲者の歴史は、キリスト教の殉教説話と非常に似通っており、1918年の革命を機に始まる。そしてそのような犠牲者の歴史という神話は、1933年の権力掌握以降、各支部のナチ党幹部、そして「古参闘士」の手により定期的に紡がれた。とりわけ1923年11月9日の一揆の企てを祝うべく、毎年開催される記念式典においては、こうした神話が儀式的に表現され、それを通じて「運動の信念に殉じた人びと」が追悼された<sup>32</sup>。ミュンヘンで毎年壮麗な行進がとりおこなわれ、ヒトラーがビュルガーブローイケラーで最初期の同志を前に演説をおこなう中、ナチ党の地区[Ortsgruppe]や管区[Kreisgruppe]は、帝国全土で祝典を開催した。各支部はそこで、1923年のミュンヘンにおける死者だけでなく、場合によっては1933年以前に自分たちの地元で命を落としたナチ党員への追悼をもおこなった。こうした犠牲者神話は1933年以降、日常生活においてはとりわけ、国務や都市、ゲマインデ、ないしはそこでの（路面電車や水道、墓場をも含めた）公共事業における、何十万という「古参闘士」の立場を正当化することに貢献した。

1944年秋以降、ナチ党の幹部と活動家を対象としたプロパガンダは、1933年以前のナチ党における自称数千人もの「流血の犠牲者」——ひどくグロテスクな誇張である——の記憶を呼び覚ますことに、尋常でないほどに力を入れた<sup>33</sup>。この結果、プロパガンダの対象者たちは、自分たちが目下同じような犠牲を払っているとの心持ちになり、またさらには、自分たちの生命を脅かすと思われる敵が、連合国のみならず（1933年以前と同じように）ドイツ社会内部の敵対者の中にも存在していると思ひ込んだ。こうした省察の中では、目下の戦争に敗北するかもしれないという考えは、完全なタブーとはならなかった<sup>34</sup>。そのようなパース

ペクティヴにおいて、1918年11月の終戦が国民的なカストロフとして浮上してきたのは、何も当時のドイツが（目下の状況と同じように）圧倒的な物量を誇る外敵に軍事的な点で劣っていたからではない。むしろ、1945年に繰り返してはならないとされた本当のカストロフとは、まずもって革命であり、さらには塹壕で生まれた「民族共同体」の崩壊であった。ただし、「古参闘士」の本来の役目は、こうしたナチ党初期の共同体を再活性化させることにあるとされた。目下の戦争が先の戦争と同じく敗戦に終わったとしても、その終焉は決して、革命や「民族共同体」の崩壊によってもたらされてはならなかったのだ<sup>35</sup>。

革命なき敗戦後の未来に向けて、SS人事本部に勤務するアルフレート・フランケ＝グリークシュ大佐[Standartenführer Alfred Franke-Grieksch]は、1945年4月初旬に「ドイツ自由運動（民族同胞運動）[Deutsche Freiheitsbewegung (volksge-nössische Bewegung)]」と名乗る新たなナチ政党の綱領を起草した。その草稿によると、この政党は「古き国民社会主義運動の中から生じ」ながらも、メンバーは戦闘的な中核部分に限定されねばならないという。その際、綱領の作成者は明らかに、ナチ的な自己理解にもとづく形で、1918年以降にナチズムが胎動する契機となった経験のリフレインを念頭に追っていた。すなわち、「最も深い暗闇と苦しみの只中にありながらも […] ドイツ自由運動の男たちは、あらゆる絶望、失意、目的の喪失、祖国への裏切りに対する」、「異民族の抑圧の軛」に対する、そして「分離主義」に対する「闘争を繰り返しているのだ」、と。最後の「分離主義」については、一方で1920年前後に起きたライン地方の分離主義運動を指しており、他方で1945年に西部ドイツの人びとが示した、アメリカ軍に対する——ナチの視点からみれば——きわめてポジティブな態度のことを指している<sup>36</sup>。

第二の史料群をなすのは、SS保安部（つまりはSD）が1938年以降、ナチ指導部に対しておこなった、民情の変遷に関する報告である。数万人にもものぼるSDの情報提供者は、自らの周囲で広まっている意見を定期的に文書に記録した。これをもとに、地域の出先機関、最終的にはベルリンの中央機関で勤務するSDの本部職員がムードを素描した。

このSD報告に対する研究のスタンスは、史料批判にもとづく懐疑的な態度と、時としてほとんど開き直ったような希望的観測とのあいだで揺れ動いている。ここでいう希望的観測とは、もはや公論とは呼べないようなナチ時代の世論について、信頼のおける史料が他に存在しない事実を鑑み、少なくとも「帝国民情報告[Meldungen aus dem Reich]」を使うことで、ごくごくふつうのドイツ人の頭の中を、断片的にはあれ覗き見ることができるのではないか、というものである<sup>37</sup>。こうしたテキストをめぐる史料

批判は、まさに古典的な問題であり、テキストの成立条件や作成者とその観測範囲、世界観的な特徴や影響力、さらには史料類型の規則、そして言葉で表現しうることの限界性を問うことにつながる。そしてそのような問いを立てるのであれば、SD報告を民情の反映として解釈する立場に与することは、ほとんど不可能となる。

とはいえ、SD報告が決して価値をもたないというわけではない。われわれはむしろこのテキストを、作成者集団による現状解釈のドキュメントとして分析すべきだろう<sup>38</sup>。原資料を提供する情報提供者と同じく、SDの事務所で勤務する報告書の編纂者もまた、ナチ・ミリューの中核を担っていた。1944/45年に、彼らは報告書で自らを「積極的なサークル」<sup>39</sup>、「政治的に自覚し思考する民族同胞」<sup>40</sup>、あるいは「『揺るぎない』とみなされる国民のごくわずかな部分」<sup>41</sup>などの概念を用いて描いた。確かにわれわれは、作成者一人ひとりが「本当は」何を考えていたのか、またさらにいくなれば、ナチズムの中核グループの内部で、現状の解釈についてどのような話し合いがおこなわれたのかを、この報告書から再構成することはできない。したがって私としては、これらの史料をナチズム内部の意思疎通のプロセスとして読むことが、納得のゆく読み方のように思われる。では、この読み方を実践すると、SDの報告書から何がわかるのだろうか。

まずもって、1944年8月までの報告書が証明するように、自らがドイツ国民の大部分と調和しているのだ、という執筆者の過剰な思い込みを指摘することができる。確かにSDのナチ活動家は、1944年春の段階ですでに、国民が意気消沈し、懐疑的で、将来への不安に苛まれていると認識していた。しかしまた、連合国のフランス上陸が戦争の勝敗を早急に決するだろうという予期を、国民と共有してもいた<sup>42</sup>。ノルマンディー上陸作戦の2日後である1944年6月8日、SDが報告したところによると、「こうした決定に耐え抜こうとする意志」が「いたるところで」支配的な影響力を及ぼしていた。

もちろんSD報告の作成者は、自分たちが代表的な立場を務めるグループとそれ以外の国民とのあいだに亀裂が生じていると気づいており、それを次のように示唆している。「民族同胞の大部分は充足感と喜びに浸っている。なぜなら、成功した侵攻のなかに、それでもどういふわけか、ある決定が迫っていることが察知されるからである。積極的なサークルは、われわれが上陸してきた敵を追い払うことができるだろうとはほぼ確信しており、そこに戦争に勝利する可能性をみいだしている。それ以外の民族同胞は、それでも侵攻が成功すれば、戦争がじきに終わるのだと自らに言い聞かせている。」<sup>43</sup>

報告書はそれから、段々と縮小していくグループ——そこには報告書の作成者たちも含まれる——の基本的態度と

して定着した楽観主義と、(1944年6月25日付報告書の表現を借りれば)「広範な大衆のなかに」確認できる「状況を批判的かつ悲観主義的に」把握する「傾向」とのあいだに生じた二元性を指摘し、週を追うごとにますますその点を強調するようになった<sup>44</sup>。そうした描写が実際のところ、当時国民のあいだで支配的だった空気の流れをどの程度反映していたのか——この点については、方法論的にしっかりとした形で評価することが不可能である。しかし「民情報告」からは、確信的なナチが1944年夏以降、ドイツ民族への影響力を失っていく自分たちのことを、ドイツ民族内部の少数派として認識していく過程を把握することができる。

注目すべきことに、民情に関する懐疑的な叙述は、この当時からとある指摘と分かちがたく結びついていた。それは、厭戦気分に入った一部国民のあいだに、敗戦すら生き延びることができるとの確信が広まっていた、というものだ。例えば1944年8月17日付のSD報告によると、「農村部の住民」は「自らを酷使することがもはや何の価値ももたず、それどころか無駄でさえある」と考えており、「さらにいえば、農民は誰からも必要とされていないため、そうした酷使に晒されることはほとんどないのだ」と確信していたという<sup>45</sup>。

SDが作成した1945年3月付の二つの民情報告書については、結局のところ、それまでまだ信奉の姿勢を保っていたナチ共同体の内部において、自暴自棄が蔓延していく様子を記録したドキュメントとして読むことができる。ナチ党の地元幹部は、報告書の作成者が断言するところでは、孤立感に苛まれていたという。国民はもはや動員不可能なほど「冷淡になっている」とされ、「言うことを聞くそぶりすらほとんど見せない」のであった<sup>46</sup>。党の地元職員は「事あるごとに、自分たちと広範な国民大衆との間の溝を感じとっているようだ。例えば、制服のまま街頭に出る、あるいは交通機関に乗ったとき、彼らはそこで、民族同胞からの敵意を察知したのである」<sup>47</sup>。

1945年2月24日付のヒトラーの布告に対しては、党の幹部ですら「総統はまたもや予言をなさっている」とのコメントを投げかけている<sup>48</sup>。また1945年3月末の最後の報告書には、次のような反抗的なコメントが残されている。皆「理念と総統に従って」いる。しかし、「わが国の数ある制服のうち、いずれかを身に着ける者は、誰であろうと、他の民族同胞が抱くのと同じ疑問、疑念、そして感情を引きずっているのである」<sup>49</sup>。統一的な方針については、もはや話題にものぼらない。つまり「誰しもが自分自身の観点と意見をもって自立的に動いている」のだ<sup>50</sup>。

報告書の作成者たちはその一方で、ナチ党员としてのアイデンティティに固執し続けた。彼らは1945年3月末の段階に至ってなお、自らを「国民社会主義に従う者」だと単

純に定義している。その理由は、敗戦後の状況について、「つきつめてみれば、ひょっとするとそれほど悪いものでもないかもしれない」と国民の大部分が気分を落ち着かせる中であって、彼ら自身は「われわれの目の前に最大級の国民的破局が待ち受けている」ことを自覚していたからだとされる<sup>51</sup>。

カリスマ的なナチ共同体の自己解釈を分析する際、有益となる第三の史料は、ヨーゼフ・ゲッベルスの日記である。ゲッベルスはこの日記を、明らかに後世の人びとに読まれることを意識して口述筆記させている。したがって、歴史学者がこれを史料批判にもとづき注意深く取り扱うのは、ごく当然のことである。ただ、ゲッベルスが自らの現状について、いかなる解釈を後世に伝えようとしたのかに関心を寄せる場合、こうした記録は、その受け手がどこに設定されたかを確認することによって、とたんに有益な史料へと変貌する。というのも、戦争の最後の数ヶ月間、ゲッベルスが自らのメッセージの宛先にふさわしい後世の存在として念頭に置いたのは、急進ナショナリストの運動だったからである。つまるところゲッベルスは、国民全体と、1945年4月初頭に自らが命名したような「頑固な政治的少数派」とのあいだの関係性の変化を描き出したのであり、さらには、そうした少数派勢力の瓦解とさらなる減少についても記述している。その際、彼はこのような記述が未来のナチ共同体を構成するうえでの自己理解を促すと考えていた<sup>52</sup>。

ゲッベルス的な状況認識の輪郭ははっきりとしている。すなわち、ゲッベルスは1944年の夏から秋にかけての時期、ナチ活動家が1933年以前の闘争期の経験へと立ち返り、それにもとづく形で国民を熱狂させ、意志の力によって状況を無理にでも好転させることができると、この期に及んで確信していた。ところが1945年1月にソヴィエト軍の攻勢が始まって以降、彼が描くようになったのは、ただ非力であるだけでなく、厭戦気分ゆえに決戦をサボタージュするような国民の姿であった。それゆえゲッベルスは、1945年2月初頭において、ナチ活動家たるもの「ブルジョワ的思考の最後の残骸を […] 捨て去る」べきであり、また（レニングラードならびにモスクワの防衛戦に際するボルシェヴィキの姿を手本とする形で）「住民に対して無慈悲に」振る舞わねばならないと説いたのであった<sup>53</sup>。1945年3月末のメモには、「状況は今や、われわれが指導の面でも、また服従の面でも闘争し、耐え抜き、直立不動であるかどうかにかかっている。革命的に思考すること、そしてとりわけ、革命的に振る舞うことが求められているのだ」と記されている<sup>54</sup>。

しかしながら、この大臣はナチ党幹部の中にも弱気と裏切りが広まっていることを、いよいよ認めざるをえなくなった。敵地においては、戦闘の意欲を見せる一部のナチ

活動家と、「臆病者や変節漢」がそれぞれ分裂を始めており、後者は戦友を「恥知らずにも見殺しにし」、前線だけでなく、共同体それ自体からも逃亡したとされる<sup>55</sup>。「今や党友の多くがぐらついており」、そればかりか、運動全体が「妥協路線」へと歩みを進めているという<sup>56</sup>。1945年4月初頭、ゲッベルスはすでにナチ党員の大部分がナチズムから離れていったと考えていた。今や彼は、新たに結成された「人狼部隊」が効果的なパルチザン戦を展開できないにしても、ごく少数の「活動家を帝国全土において強固な共同体へとつなぎとめ」、「革命的精神」に満ち溢れさせることに期待を寄せるほかなかった<sup>57</sup>。

第二次世界大戦末期における「古参闘士」の内部事情について、以上のような診断を総括してみると、そこではあるグループの姿が浮かび上がってくる。それはまずもって、社会の内部で世論形成を担うという特権的立場を失い、自分たちがますます国民の多数派から孤立していると考え、またそうした観点を記録として残したグループである。「古参闘士」の眼前に広がっていたのは、自分たちがパーリア（賤民）の烙印を押される未来であった。またその一方で、「古参闘士」の側から見ると、1933年以降に機会主義的な動機からナチ党に押し寄せた「3月の入党者」〔訳註：1933年3月5日の国会選挙を機にナチ党に入党した人びと〕は、何らかの闘争を経ずに機能エリートとしての立場を手に入れ、将来的にもそのポジションを維持することに再度成功するだろうとみられた。

こうした社会的孤立は、運動の中核においてすら共同体形成の絆が弱まっている（「誰もが自立的に動いている」といった洞察をともないながら、党にとどまった残りのナチ活動家の態度をぐらつかせ、攻撃性と諦念とのあいだで揺れ動く不安定な状態へと追い込んだ。そしてこうした諦念に対抗すべく、彼らは「闘争期」の経験から導き出した次のような期待を募らせていった。すなわち、革命的精神を抱き続け、敗戦を迎えてなお「民族共同体」という概念に命を吹き込み続ければ、敗戦後においてもナチズムの復活は可能である、と。その際、彼らは必要とあらば暴力も辞さないと考えていた。

## 予見された内戦とそこでの暴力

以上のような背景から、今度は考察の第三段階として、1945年を通じ、ナチ活動家がドイツの一般市民に行使した暴力行為を分析する必要が出てくる。ここでは事例として、ある事件から考察を始めてみよう。この事件をめぐる司法処理は、1945年以降、最も世間の注目を集めることになった。それはいわゆる「ペンツベルク殺戮の夜 [Penzberger Mordnacht]」事件であり、その主犯はハンス・ツェーバーライン [Hans Zöberlein] という人物だった。



ツェーバーラインはさまざまな点で「古参闘士」のプロトタイプだった。1895年に生まれた彼は、第一次世界大戦に兵士として参加し、大戦後も市民生活に回帰することはなかった。まずミュンヘンで義勇軍 [Freikorps] の活動に従事した彼は、その後1921年にナチ党への入党を果たしている。党員番号は869番だった。さらに2年後、ヒトラー一揆に参加してからは、小説家へと転身し、義勇軍の叙事詩を中心に執筆活動をおこなった。そこで彼は、このパラミリタリ部隊が第一次世界大戦後の数年間にわたり、ドイツ左翼を相手に繰り広げた内戦を、ナチズムの前史として描いたのである<sup>58</sup>。

ナチ体制がツェーバーラインのことを放っておくはずもなく、1933年からはミュンヘン市役所に雇い入れることで彼の生活を支え、また彼の小説にヒトラーの序文をつけ加えることで商業的成功へと導いた。SAにおいては大佐 [Standartenführer] にまでのぼりつめた。しかし政治的な面でいえば、ツェーバーラインにそれほど大きな影響力はなかった。1933年以降の彼は、多くの「古参闘士」と同じく、どこか風変わりな自分本位で、新国家の権力構造に簡単には馴染めない人物だと、仲間内では思われていたのである。

しかし1945年3月末になると、ミュンヘンの大管区指導者パウル・ギースラー [Paul Giesler] がツェーバーラインのことを思い出し、この義勇軍叙事詩の語り手をオーバーバイエルンのある部隊の隊長に任命した。それはナチ党の帝国組織指導者 [Reichsorganisationsleiter] であるロベルト・ライ [Robert Ley] の手で結成された「アドルフ・ヒトラー義勇軍 [Freikorps Adolf Hitler]」の部隊だった。ヴェストファーレンの「ザウアーラント義勇軍 [Freikorps Sauerland]」や「オーバーシュレージエン義勇軍 [Freikorps Oberschlesien]」などは、純粋に地域的なレヴェルで結成された義勇軍であり、大管区指導者たちは1944年末以降、それらを使うことで、選り抜かれた党友からなる独自の戦闘団を生み出した。ただ、「アドルフ・ヒトラー義勇軍」の場合はそれらとまた異なり、ナチ活動家たちの最後の動員を特殊な組織形態へと流し込む試みだった<sup>59</sup>。ライはナチ党のいくつかの大管区で、当地の大管区指導者を自身のプロジェクトに参加させることに成功した。とはいえ、各地域に分散した3,000人以上もの構成員がライの義勇軍にいたとは考えにくい。

1945年4月半ば、義勇軍の構成員を前にしたザルツブルク大管区での演説において、彼らに課せられた任務をライは次のように述べている。「ハリネズミ陣を設置し、そこでロシア人とアメリカ人が互いに衝突するのを待つ」——つまりライの義勇軍は、終局に近づいている第二次世界大戦の部隊よりも、むしろ待望の第三次世界大戦の部隊たるべきと考えられていたのである<sup>60</sup>。またそれと同時

に、こうした編隊やそれに類する編隊を「義勇軍」と呼ぶことは、それらの編隊がヴァイマル共和国初期に活動した同名のパラミリタリ部隊と同じように、外敵への攻撃に従事するだけでなく、とりわけナチズムに敵対したドイツ人に対するテロを拡散すべきである、といった主張の表現であった。

数百人を擁するツェーバーラインの部隊は、とりわけミュンヘン・ナチ党のメンバーから構成されており、彼らは市の交通・公益事業に勤務していた<sup>61</sup>。その風貌は、純粋に1920年代の義勇軍を彷彿とさせるものであった。とはいえ、彼らがそろいの軍服を意識的に着用していたわけではない。むしろ義勇軍構成員の大多数は平服であり、時には民族衣装——それは1920年前後のオーバーバイエルンの義勇軍で好まれた服装であった——を迷彩ジャケットと組み合わせる形で着用していた。この部隊は「ハンス分隊 [Gruppe Hans]」を名乗っていたが、このような自称も、その時々には部隊を統率した指揮官の名を冠するヴァイマル期義勇軍の慣例に倣ったものである<sup>62</sup>。

ミュンヘンの国防軍駐留部隊の一部は、1945年4月28日に大管区指導者ギースラーに対する一揆を企て、戦闘を回避する形でオーバーバイエルンをアメリカ軍に明け渡そうとした<sup>63</sup>。そのとき、ツェーバーラインの義勇軍はまずミュンヘンの労働者地区であるヴェストエント、それからオーバーバイエルンの炭鉱労働都市であるペンツベルクを襲撃し、双方の地で社会民主党員や коммуニストの捜索をおこなった。ペンツベルクでは、この義勇軍が少なくとも8人を殺害し、そのうちひとりには妊婦だった。殺害方法は、被害者を都市の中心部の木に吊るし、縛り首にするというものである。

ツェーバーラインはこの出撃を、内戦の始まりにおけるナチ秘密組織の行動として演出した。彼は自分がこのペンツベルクの事件に居合わせていたことを秘匿しようとした。というのも、このとき彼は自らの部隊に対し、あたかも「人狼部隊」のパルチザン部隊の如くに振る舞うことで、一般市民のあいだに恐怖を蔓延させるよう指示していたのである。ミュンヘンやペンツベルクにおける暴力行為の舞台では、ツェーバーラインの部下たちがピラ配りをおこなった。そのピラの中では、「オーバーバイエルン『人狼部隊』」が住民に対し、進駐してくる連合国軍と親交を深めることのないよう警告を発するとともに、「裏切り者や敵にこびへつらう者には皆」死が待ち受けていると脅しをかけていた。

こうしたピラは公然と、内戦の言葉遣いを用いていた。「われわれ」、つまりは「アドルフ・ヒトラーに忠誠を誓い続けてきた」（継続・反復的な過去を表す未完了過去 [Imperfekt] である点に注意が必要である）人びとに対し、「その生命を危険に晒すような罪を犯した」者は、「遅かれ

早かれ、破壊的な民衆裁判 [Haberfeldtreiben] の対象となるだろう、と<sup>64</sup>。義勇軍はむろん、アメリカ軍との戦闘に及ばなかった。むしろその構成員は、4月29日に自分たちの武器をミュンヘン南部の森の中に埋蔵し、その翌日には早くもオーバーバイエルンの遠方へと離散していったのである<sup>65</sup>。

ツェーバーラインの部隊は、右翼義勇軍がミュンヘン・レーテ共和国を流血の末に打倒した1919年の春が、あたかも1945年の春に再演されているかのようなアジテーションをおこなった。その意味でこの出来事は、終戦間際の数週間にわたりナチ体制がおこなった「内向きの内戦 [Bürgerkrieg nach innen]」（ハンス・モムゼン）として特徴づけられる広範な現象の一部であった。ただし、これを「内戦」と捉える見方は、ツェーバーラインとその共犯者によって殺害されたドイツ人被害者が、ほとんど何の暴力も振るわなかったという点において、あまり適切ではない<sup>66</sup>。

被害者については、基本的に3つのグループに分類可能である。第一に、暴力はヴァイマルの民主主義的諸政党、カトリック教会、ないしはコミュニストを代表する人びとに向けられていた。つまりここでは、地元において潜在的な対抗エリートを構成する人びとが、予防措置的に抹殺されたのである。例えばレーゲンスブルクでは1945年4月24日、大管区指導者ルートヴィヒ・ルックデシェル [Ludwig Ruckdeschel] が、イエズス会士にして司教座教会の司祭であるヨハネス・マイヤー [Johannes Maier] と並んで、当地のカトリシズムを代表する名士を公開で縛り首に処した<sup>67</sup>。

第二の、群を抜いて最大規模の被害者グループとなるのが、間近に迫る前線を目の前にしながら戦わず、自らの居住地を率先して連合軍に明け渡した一般市民である。彼らは白旗を掲げるか、戦う意志をもつヒトラー・ユーゲントのメンバーを武装解除する、ないしはその他諸々の「敗北主義」行為に及んだとされる。ナチ民族共同体からの離脱はこの場合、地元における種々の共同体の再活性化と同時並行的にみられた現象だった。生き残りたいという意欲は、今や「総統、民族、そして祖国」を生き残らせるという意欲をも上回ったのである。そして第三に、暴力は結局のところ——ブラウンシュヴァイクの事例にみられるように——ほんの数日前までナチ共同体の構成員でありながら、そこから離脱した人びとに向けられた。

関連する40を超えた判決の評価は、ヒトラーのカリスマ的共同体の構成員として、最後まで暴力的なアジテーションをおこなったナチ活動家たちのプロフィール、そして動機の内情に注目を促す<sup>68</sup>。「狂気 [Wahnsinn]」、「自暴自棄 [Verzweiflung]」、あるいは「ファナティシズム」といった単語は、数多くの出版物で用いられながらも、ほとんど何も説明していないに等しい。代わりに重きを置くべきは、

一度時代をさかのぼって、ナチ支配体制の構造や「古参闘士」の経験共同体に目を向けるやり方である。私見では、ラインハルト・コゼレックが発展させた説明モデル——つまりは複数の主体における「経験空間 [Erfahrungsraum]」と「期待の地平 [Erwartungshorizont]」との交錯から歴史的行為を解き明かす手法——を採用することによって、病理学的診断に頼ることなく、加害者における暴力を辞さない態度 [Gewaltbereitschaft] を理解し、また説明することが可能となる。そうした態度はつまるところ、1920年以降におけるヒトラーのカリスマ的共同体の経験と、その共同体が「総統」に向けて示した模範的な基本姿勢や急進ナショナリズム、そして新たな戦後・「闘争期」に対する期待が混じり合う中で生み出されたものだった<sup>69</sup>。

ナチ体制の終焉——そして同時に、ナチ共同体の組織的な足場の終焉——は、その構成員からみれば、15年から25年にわたり馴染んできた唯一の存立形態の終焉を意味していた。戦争の継続を民族同胞や党友に拒絶されたことは、共同体の側からすれば、自らの存在そのものに対する直接的な攻撃にほかならなかったのだ。彼らは最後まで一貫して、1945年の中にかなるオルタナティヴも見出さなかった。ただし、とりわけその期待の地平は、ある確信のもとに描き出されていた。それは彼らが政治参加を開始した1918年以降の経験が、1945年において再演されるとの確信である。

これとは反対に、地元のナチ幹部は、厭戦気分には沈んだ隣人を好きなようにさせておくことにした。このようなナチ幹部たちは、基本的に党だけでなく、それ以外の地域的ネットワークともつながり有するような人びと、例えば農民や村落学校の教員であった。したがって彼らは、暴力的な決戦が断念された際、そこに平和的な未来という自分たち自身にとっての好機を見出したのである<sup>70</sup>。

暴力を行使する前段階において、加害者たちは数日間、場合によっては数週間ものあいだ、空間的な面でも自らの共同体へと回帰し、社会の大部分から孤立していった。つまり彼らは、ナチの管区指導部の事務所や市庁舎において、あるいはナチ幹部のために残されていた掩体壕の中とともに夜を明かすか、ないしは「アドルフ・ヒトラー義勇軍」のような内戦の実働集団に統合されたのである。「闘争期」のロマン化は、彼らの中で規範的となるような態度を、とりわけ「総統」との関連において形づくった。そして彼らは、1940年代後半から1950年代初頭にかけて開かれた法廷においてさえ、そのような態度を再度示したのである。

たいていの場合、加害者たちの暴力行為を突き動かしていたのは、自分たちが昔とは違い「民族同胞」をもちや思い通りにできなくなっている、という具体的な経験であった。「民族同胞」とされた人びとは、禁止を振り払う形で

白旗を掲げ、対戦車障害物を取り除き、あるいはその他の行為によって、連合軍支配下の未来に順応するための準備をおこなった。これに対してナチ活動家は、いかなる未来が到来しようと、それを受け入れることができなかった。「われわれが退くとき、それは他の連中もともに退くときだ。奴らがわれわれに勝利するなどということは、あってはならない」と、ヴェッツラーの管区指導者は、ある老人を縛り首に処す前に宣言した。その老人は、アメリカ人に対して自分がナチでないことを証明しようと、その旨を記したボール紙製の看板を自宅前に掲げたのであった<sup>71</sup>。

一部では、殺害に際して1920年代のフェーメ殺人[Fememorde]のスタイルが採用され、遺体が森の中や街頭の脇に置き去りにされた。遺体には手書きのボール紙製掲示板が添えられたが、そこに記されたのは、「人狼部隊」が裏切り者全員を同じ目にあわせるという脅し文句であった。まだ体制側の統制下にあった都市では、新聞各紙が殺人について報じた。そこでは、このような殺人事件そのものが、前線地域にナチのゲリラ部隊が存在する何よりの証拠として利用されたのであった。

国民突撃隊の特別編隊の構成員は、1945年4月14日にオルデンブルク大管区指導者パウル・ヴェーゲナー[Paul Wegener]の指示のもと、ある農民を射殺した。その農民は、イギリス軍の進駐を心待ちにしていると、包み隠すことなく公言したのであった。その射殺のあと、大管区指導者は新聞雑誌において、次のような声明を発した。「ドイツ人としての自覚をもつ」名もなき「男女」が、「売国奴[Vaterlandsverräter]」に対する「民族の裁き[Volksurteil]」を口にし、「ドイツの名誉を守る復讐者」としてその執行に及んだのである、と<sup>72</sup>。ナチ・プロパガンダが伝えようとしたのは、このような殺人とそれに類する殺人が、今や見通しのきかないほどの崩壊状態に陥ったナチ国家の機構がもたらしたのではなく、むしろナチ活動家の手により自主的に結成された新たな組織の手によるものである、ということだった。そこでは、ナチ活動家はその国家をなんとか存続させ、第一次世界大戦後の数年間に範をとりつつ闘争を継続しているとされた<sup>73</sup>。

ヒトラー自身とはといえば、首相官房地下の掩体壕において、自分自身の没落、そしてドイツの没落を、後世の人びとが英雄的な自己犠牲への歩みとして理解するような「歴史的魅力をもつ出来事として演出」することに苦心していた<sup>74</sup>。そうした中、彼のあとを追って自殺するか、ないしは戦場で命を落とすような信奉者は、ごく一部にとどまった。逆に「古参闘士」の多くは、自らの地域的支配が崩壊する最後の日においてなお、その翌日に自らが逃亡をはかることを理由として、政治的な敵対者や敗北主義者とみられる人びとを殺害し、その行為に何の矛盾も感じていなかった。ただし、このように一見すると矛盾する双方の行

為は、それらが次なる戦後と、それにともなう次なる「闘争期」への移行手段として理解されていた点で、むしろ同じ意味を有していたのである<sup>75</sup>。

## あいつらのナチズム

最後に、これまで検討してきた「古参闘士」の暴力行為が、終戦をまたいでどのような意味を獲得したのかを問題とすることにしよう。第一次世界大戦後に倣い、1945年を経てなお、急進ナショナリストの大衆運動やパラミリタリの内戦部隊を新たに結成しようとしたナチ活動家の試みは、周知のとおり、すべて挫折した。一般市民に対する最後の暴力行為と、その直後に散見された現地のナチ幹部の逃亡——この組み合わせは、英雄的な没落を物語る出来事としてではなく、むしろナチズムが自民族にテロを行使するような支配体制にほかならず、また卑劣にも自民族を見殺しにしたことの明白な証拠として、その後のドイツ社会で想起され続けることになる。

例えば、1945年から1950年代末にかけて、西ドイツ法廷で繰り広げられたナチの暴力犯罪に関する裁判のうち、戦争末期の最後の数ヶ月間における加害行為を主題として扱ったものは、半数にもほった。そして一連の裁判では、ナチ党の活動家ないしはSS部隊がおこなったドイツの一般市民に対する殺人行為が、またしても中心的な話題となった。その数は、ドイツ人をナチズムの本来的な被害者として位置づけようという社会全体の欲望を物語るに十分なものであった<sup>76</sup>。

ナチ活動家がドイツの一般市民に対して振るった暴力は、クラウス＝ディートマー・ヘンケが述べたように、実際には「『非ナチ化過程の』経験的ショック」へと帰結することになる<sup>77</sup>。だが、そうした暴力事件を対象に、報道での公表をともなう形で進められた司法審理は、戦後西ドイツにおける普通の人びとのために、ここで審議された加害者と被害者の配置関係を手本としながら、自らをナチ体制の潜在的な被害者の中に位置づける機会を提供したのである。

これに対し、同時期のドイツ民主共和国(DDR)——この点については補足にとどめる——では、1933年にコミュニストや社会民主黨員への虐待ないし殺害に及んだナチへの訴訟が前景化した。そしてここでも、西ドイツとはまた異なる条件枠組みのもと、自陣営の政治的秩序を担った人びとを、ファナティックなナチスという少数派勢力に虐げられた、初期の実質的・潜在的な被害者として描くことで、その存在を正当化するという動きがみられたのである。

西ドイツの裁判は、「われわれ」対「あいつら」という二元的な座標軸を設定した。結局のところ、1945年春の段階で厭戦気分に入り、自身に直結する生活環境を破壊する

ことの無意味さを悟ったドイツ人は、すべて「われわれ」の中に組み入れられた。と同時に、このような洞察力を有していたにもかかわらず、責任感ゆえにナチの上官の言いなりになってしまった人間もまた、ドイツ人への暴力を一度たりとも行使していない限りにおいて、「われわれ」の一部となった。法廷は被害者のバイオグラフィにもとづく形で、はっきりと次のように表明した。被害者もまた多くの場合、党员という正式な意味でのナチではあったが、前線が近づき、隣人の生存が脅かされる試練に直面する中で、彼らは隣人との連帯を選び、真のナチである狂信的な「あいつら」との友情を反故にする決断を下したのだ、と。

例えば1947年のマインツ地方裁判所では、降伏もやむを得ないと考えた国民突撃隊の指導者が、1945年3月にナチ活動家から殺害されたという事件について審理がなされたが、そこでは裁判官が、ナチ党に所属していた目撃者たちの証言に、それぞれ正当な価値があると認めたのであった。殺人犯の荒々しい態度は、目撃者のあいだに嫌悪感を広めたとされ、また被害者自身もナチではあったが、狂信者と目される殺人犯とは明らかに異なり、立派な人間だったとされる<sup>78</sup>。狂信者と、党员であるなしにかかわらず立派な態度をとったドイツ人との識別は、次なる段階において、1945年以前における証言者自身の振る舞いにポジティブな新解釈を施すことを可能にした。

アルベルト・シュペアーのもと、軍備統括責任者という最も重要な役割を担っていたヴァルター・ローラント [Walter Rohland] はすでに終戦直後、イギリス占領軍政府に宛てた陳情書において、ルール地方のインフラを破壊するという急進的狂信者の計画を、自分が終戦時に阻止したのだ、との主張を展開していた。しかし彼はそれにとどまらず、ナチ党の党员を全体として2つのグループに腑分けするための契機に、この主張を利用したのである。つまり一方では、権力掌握以前の段階ですでに党に合流していたアクティヴィスティックな急進派に、しかし他方では「誠実で建設的な批判をおこなうことで」、当然「尋常でないほどの危険にその身を晒しながらも」、「党の急進的な傾向を理性的な方向へと転換させる」という目的を胸に、1933年以降ナチ党に入党した自分のような男たちに<sup>79</sup>。

本稿で取り上げた裁判手続きでは、残念ながらユダヤ人迫害が問題とされることはなかった。しかし、にもかかわらず、裁判はもし可能であれば、被告人となった1945年以前のナチ活動家たちが、そうした迫害にも加わっていたことを指摘した。その効果として生み出されたのが、アウシュヴィッツでガス殺されたユダヤ人から、1945年に自分の村を破壊することに反対の声をあげたナチ党の支部指導者までをも含んだ、たったひとつの大きな被害者グループであった<sup>80</sup>。

今や有罪判決が下された1945年春の暴力は、その後の

時代において、ドイツ社会のダマスカス体験 [訳註：『新約聖書』において、ユダヤ教徒パウロがダマスカスに向かう途中、キリスト教徒パウロへと回心したエピソードに由来] として理解された。つまりマインツ地方裁判所は、前述した事件について1947年に次のような判決を下している。「当地において、国民社会主義の明白な支持者に対して遂行されたテロ行為は、このように、純粋に学問的な意味で検証可能な事件として、ヒトラー独裁の事件、本質、性格を明らかにする機会を提供したのである」。それにより、ヒトラー独裁の犯罪的な本性が、「超党派的に、そしてわれわれの文化が数千年にわたり伝えてきた、正義という普遍的な原理原則と、倫理という永遠不滅の原理原則にもとづきながら」、疑いの余地なく証明されたのだ、と<sup>81</sup>。

この判決は、同様の事件におけるその他の判決と同じく、加害者を病的で「盲目的な思い込み」にもとづき行動した人間として描いた。彼らは——1945年の普通のドイツ人との比較において——まさに人類学的な意味で全く異なる性質をもつ存在とされたのである<sup>82</sup>。マインツの裁判官はその上さらに——とあるナチの闘争概念をアイロニカルに転用したのか、それともそれを自分のものとして習得していたのかは定かでないものの——「人間以下の党员 [Parteiuermenschen]」という言葉すら用いたのだった<sup>83</sup>。しかしこうすることで、ナチズムを全体として、「あいつら」の仕業だと理解することが可能となったのである。

このような西ドイツ社会における、かつての暴力的なエリートとの決別は、今日的な視点からナチズムの不当性を証明することにつながった。それは確かに邪な動機にもとづくものではあったが、間違いなく有効な手段ではあった。そしてわれわれはここに、ひとつの橋を見出すことができる。その橋を渡ることで、かつてのナチ「民族共同体」のメンバーは、連邦ドイツの民主主義という、川の向こう側へと足を踏み入れることができたのである。

〈付記〉本稿は、Patrick Wagner, »Die letzte Schlacht der alten Kämpfer.« Isolation, Vergemeinschaftung und Gewalt nationalsozialistischer Aktivisten in den letzten Kriegsmonaten 1945«, in: Mittelweg 36 24 (2015), H. 4, S. 25–50の全訳である。オリジナル論文は、ハンブルク社会研究所 [Hamburger Institut für Sozialforschung] の雑誌 Mittelweg 36の2015年8/9月号で組まれた特集「暴力に向き合う [Der Gewalt ins Auge sehen]」に掲載されており、本特集には著者であるヴァーグナー氏のほか、ヤン・フィリップ・レームツマ [Jan Philipp Reemtsma]、ミヒヤエル・ヴィルト [Michael Wildt]、ヴォルフガング・クネーブル [Wolfgang Knöbl]、ウルリケ・ユライト [Ulrike Jureit]、ファヴィオ・アイヒマン [Flavio Eichmann]、マティアス・ホイスラー [Matthias Häubler] といった諸氏が、それぞれ暴力をテーマとする論文やコメン

トを寄せている。

小野寺拓也氏の研究に代表されるように、近年は日本の学界でも「民族共同体」を単なるナチのスローガンとして片付けることなく、その社会的機能と経験、そして第二次世界大戦末期における変容と戦後への連続性を重視する傾向が強まっており、また「古参闘士」の問題についても大曾根悠氏がすでに検討を始めている。そうした中で本稿を訳出することは、今後の議論の発展にとって大きな意義をもつと訳者には思われた。

コゼレック史学の手法に依拠することで、戦争末期のナチ活動家らが「闘争期」経験をリフレインし、新たな「戦後」を展望しながら殺戮行為に及ぶさまを明らかにした本稿は、ナチズム研究や加害者研究としてはもちろんのこと、経験史研究としても高い水準をもち、「経験」のもつ歴史的な重層性と重要性に改めて注目を促している。またここでメインの史料として扱われるのは、ゲッベルスの日記や民情報告、戦後の裁判記録など、日本の大学図書館でも比較的容易に手に取ることのできる刊行史料である。使いつくされた史料でも、読み方次第では新たな光を宿す——歴史学にとっては古典的な教えであるが、それをいかに実践するかを考えるうえでも、本稿から学ぶべきところは大きい。

訳出にあたり、一般的でない人名や組織名、原語表記が必要と思われる単語については、[ ] を使い本文中に原語を併記した。また訳者による註釈も [訳註:] の形で本文中に挿入している。なお、原論文の註34で「Friedrich Schörner」と表記されている人名は、「Ferdinand Schörner」の誤りである。この点については、著者のヴァーグナー氏に確認をとったうえで修正をおこなっている。

最後に、今回の訳出を快諾してくださったヴァーグナー氏、拙訳に目を通してくださった星乃治彦氏、そして演習の名のもと翻訳作業につきあってくれた九州大学文学部西洋史学研究室の学生諸氏に心から感謝申し上げます。

<sup>1</sup> 以下の叙述については、das Urteil des Landgerichts Braunschweig vom 7. Mai 1947, in: Justiz und NS-Verbrechen. Sammlung deutscher Strafurteile wegen nationalsozialistischer Tötungsverbrechen 1945–1966 [以下、JNVと略記], Band 1, Amsterdam 1968, S. 383–391, und das Urteil des Oberlandesgerichts Braunschweig vom 1. November 1947, in: ebd., S. 392–398 (beide Nr. 18), das Urteil des Landgerichts Braunschweig vom 12. Juni 1947, in: ebd., S. 433–449 (Nr. 21), das Urteil des Landgerichts Braunschweig vom 29. Juli 1948, in: JNV, Band 3, Amsterdam 1969, S. 33–46, das Urteil des Obersten Gerichtshofes für die Britische Zone vom 24. Mai 1949, in: ebd., S. 47–53 (beide Nr. 76), sowie das Urteil des Landgerichts Braunschweig vom 17. Dezember 1963, in: JNV, Band 19, Amsterdam 1978, S. 632–640 (Nr. 561)を参照。ブラウンシュヴァイクにおける一連の事件、ならびにハイリヒのバイオグラフィをめぐる叙述については、Eckehard Schimpf, Heilig. Die Flucht des Braunschweiger Naziführers auf der Vatikan-Route nach

Südamerika, Braunschweig 2005を参照。

<sup>2</sup> Urteil des Landgerichts Braunschweig vom 17. Dezember 1963, in: JNV, Band 19 (Nr. 561), S. 635からの引用。

<sup>3</sup> 「人狼部隊」の実態と神話については、Volker Koop, Himmels letztes Aufgebot. Die NS-Organisation »Werwolf«, Köln 2008, und Sven Keller, Volksgemeinschaft am Ende. Gesellschaft und Gewalt 1944/45, München 2013, S. 168–183を参照。

<sup>4</sup> Urteil des Landgerichts Braunschweig vom 12. Juni 1947, in: JNV, Band 1 (Nr. 21), S. 436を参照。

<sup>5</sup> Keller, Volksgemeinschaft; Daniel Blatman, Die Todesmärsche 1944/45. Das letzte Kapitel des nationalsozialistischen Massenmordens, Reinbek 2011; Gerhard Paul, »Diese Erschießungen haben mich innerlich gar nicht mehr berührt.« Die Kriegsendphasenverbrechen der Gestapo 1944/45, in: ders./Klaus-Michael Mallmann (Hg.), Die Gestapo im Zweiten Weltkrieg. »Heimatfront« und besetztes Europa, Darmstadt 2000, S. 543–568; Bernd-A. Rusinek, »Wat denkste, wat mir objertüm han.« Massenmord und Spurenbeseitigung am Beispiel der Staatspolizeistelle Köln 1944/45, in: Gerhard Paul / Klaus-Michael Mallmann (Hg.), Die Gestapo – Mythos und Realität, Darmstadt 1995, S. 402–416, und Norbert Haase, »Justizterror in der Wehrmacht am Ende des Zweiten Weltkrieges«, in: Cord Arendes / Edgar Wolfrum / Jörg Zedler (Hg.), Terror nach Innen. Verbrechen am Ende des Zweiten Weltkrieges, Göttingen 2006, S. 80–102を参照。

<sup>6</sup> Keller, Volksgemeinschaft, S. 51, und Elisabeth Kohlhaas, »Aus einem Haus, aus dem eine weiße Fahne erscheint, sind alle männlichen Personen zu erschießen.« Durchhalteterror und Gewalt gegen Zivilisten am Kriegsende 1945, in: Arendes et al. (Hg.), Terror, S. 51–79, ここではS. 73を参照。

<sup>7</sup> 例えば、Stephen G. Fritz, Endkampf. Soldiers, Civilians, and the Death of the Third Reich, Lexington 2005, S. 115の当該する章「敗戦の現実を前にした暴走 [Running amok against the reality of defeat]」を参照。また、Ian Kershaw, Das Ende. Kampf bis zum Untergang. NS-Deutschland 1944/45, München 2011, S. 446は、きめ細かな分析を「無法者 [Desperados]」、「党の狂信者 [Parteifanatiker]」、そして「熱狂的な体制の忠僕 [regimetreue Eiferer]」といった概念と結びつけている。

<sup>8</sup> Klaus-Dietmar Henke, »Die Trennung vom Nationalsozialismus. Selbsterstörung, politische Säuberung, »Entnazifizierung«, Strafverfolgung«, in: ders. / Hans Woller (Hg.), Politische Säuberung in Europa. Die Abrechnung mit Faschismus und Kollaboration nach dem Zweiten Weltkrieg, München 1991, S. 21–83, ここではS. 31.

<sup>9</sup> Herfried Münkler, Machterfall. Die letzten Tage des Dritten Reiches dargestellt am Beispiel der hessischen Kreisstadt Friedberg, Berlin 1985, S. 8.

<sup>10</sup> Michael Wildt, Volksgemeinschaft als Selbstermächtigung. Gewalt gegen Juden in der deutschen Provinz 1919 bis 1939, Hamburg 2007を参照。

<sup>11</sup> この点に関する最新の研究として、Keller, Volksgemeinschaftを参照。

<sup>12</sup> Ian Kershaw, »Der Nationalsozialismus als Herrschaftssystem«, in: Dittmar Dahlmann / Gerhard Hirschfeld (Hg.), Lager, Zwangsarbeit, Vertreibung und Deportation. Dimensionen der Massenverbrechen in der Sowjetunion und in Deutschland 1933 bis 1945, Essen 1999, S. 155–173; Hans-Ulrich Wehler, Vom Beginn des Ersten Weltkrieges bis zur Gründung der beiden deutschen Staaten. 1914–1949, Deutsche Gesellschaftsgeschichte, Bd. 4, München 2003, S. 551–561; Ludolf Herbst, Hitlers Charisma. Die Erfindung eines deutschen Messias, Frankfurt am Main 2010を参照。モデルそれ自体については、Herbst, Hitlers Charisma,

S. 11–57を参照。

<sup>13</sup> Herbst, Hitlers Charisma, S. 47–55のいくつかの類型化を参照。

<sup>14</sup> Ebd., passim.を参照。

<sup>15</sup> 「新しき国家性」というモデルについては、Rüdiger Hachtmann, »Elastisch, dynamisch und von katastrophaler Effizienz – Anmerkungen zur Neuen Staatlichkeit des Nationalsozialismus«, in: Wolfgang Seibel / Sven Reichardt (Hg.), Der prekäre Staat. Herrschen und Verwalten im Nationalsozialismus, Frankfurt am Main 2011, S. 29–73を参照。

<sup>16</sup> Kershaw, »Nationalsozialismus«, S. 170 ff.を参照。

<sup>17</sup> ナチ党の党員数拡大については、Jürgen W. Falter, »Die ›Märzgefallenen‹ von 1933. Neue Forschungsergebnisse zum sozialen Wandel innerhalb der NSDAP-Mitgliedschaft während der Machtergreifungsphase [1998]«, in: ders., Zur Soziographie des Nationalsozialismus. Studien zu den Wählern und Mitgliedern der NSDAP, Köln 2013, S. 280–302を参照。

<sup>18</sup> もちろん、こうした状況がアルミン・ノルツェンのナチ党史プロジェクトによって覆われることを期待したい。これについては、www.beitraege-ns.de/html/redaktion-nolzen.html [26. 12. 2014] ならびにArmin Nolzen, »Von der geistigen Assimilation zur institutionellen Kooperation. Das Verhältnis zwischen NSDAP und Wehrmacht 1943–1945«, in: Jörg Hillmann / John Zimmermann (Hg.), Kriegsende 1945 in Deutschland, München 2002, S. 69–96を参照。

<sup>19</sup> それでも、何人かの大管区指導者は自伝を出版した。ここでは、1918年の革命経験と「闘争期」による刻印づけとともに、戦争継続のための曲がりくねった自己正当化を、1945年春に至るまで跡づけることが可能である。Karl Wahl, »... es ist das deutsche Herz«. Erlebnisse und Erkenntnisse eines ehemaligen Gauleiters, Augsburg 1954; Rudolf Jordan, Erlebt und erlitten. Weg eines Gauleiters von München bis Moskau, Leoni 1971; und Hartmann Lauterbacher, Erlebt und mitgestaltet. Kronzeuge einer Epoche 1923–1945. Zu neuen Ufern nach Kriegsende, Preußisch Oldendorf 1984.

<sup>20</sup> ナチ党幹部向けの報告としては、例えば、Mitteilungen des Gauringes Franken vom 5. April 1945, in: Karl Kunze, Kriegsende in Franken und der Kampf um Nürnberg im April 1945, Nürnberg 1995, S. 338 ff.を参照。1945年1月から4月にかけて、党官房から発せられた膨大な数の当該指令は、ベルリン連邦文書館に所蔵されている。これについてはBundesarchiv Berlin [以下、BABと略記], NS 6/353を参照。

<sup>21</sup> Eintragung vom 25. 11. 1944 in: Elke Fröhlich (Hg.), Die Tagebücher von Joseph Goebbels. Teil II: Diktate 1941–1945, Band 14: Oktober bis Dezember 1944, München 1996, S. 278.

<sup>22</sup> Rede Goebbels' auf der Tagung der Reichs- und Gauleiter der NSDAP im Posener Schloss am 3. 8. 1944, in: Helmut Heiber (Hg.), Goebbels Reden 1932–1945, Bd. 2, Bindlach 1991, S. 360–404, ここではS. 372, 379 und 385.

<sup>23</sup> Ebd., S. 373, 400, 396 und 379. 同時に彼は、初期にナチ党に参加したがために、敗北した場合に暴力的な死を覚悟せねばならないほどの危険に晒されていた党友を代表する形で、聴衆の意識に訴えかけた。「私は今日、われわれが自らの生存のため、われわれの民族的な生存のためだけでなく、われわれ自身の生存のために闘争していると確信している。私はいかなる場合も、自らの首をかき切られるなどということは、ごめんこうむりたい。」Ebd., S. 383.

<sup>24</sup> ハンス・モムゼンは正当にも、こうした「『闘争期』」のロマン化」がすでに1943年秋の段階で増大していたことを指摘しているが、それはムッソリーニの失脚がナチ体制においても、内的な結束力が雲散霧消してしまうのではないかとの疑念を呼び覚まして以降のことであった。Hans Mommsen, »Die Rückkehr zu den

Ursprüngen – Betrachtungen zur inneren Auflösung des Dritten Reiches nach der Niederlage von Stalingrad«, in: ders., Von Weimar nach Auschwitz. Zur Geschichte Deutschlands in der Weltkriegsepoche. Ausgewählte Aufsätze, Stuttgart 1999, S. 309–324, ここではS. 311–314を参照。

<sup>25</sup> Max Domarus, Hitler. Reden und Proklamationen 1932–1945. Kommentiert von einem deutschen Zeitgenossen, Band II/2, München 1965, S. 2164.

<sup>26</sup> Ebd., S. 2203 f. さらに、Reden vom 1. und 30. 1. 1945 in: ebd., S. 2179–2185 und 2195–2198を参照。

<sup>27</sup> Ebd., S. 2205.

<sup>28</sup> Rundschreiben Bormanns »zur 25. Wiederkehr des Jahrestages der Programmverkündung« der NSDAP vom 24. 2. 1945, in: BAB, NS 6/353.

<sup>29</sup> 例えば、Goebbels in seiner Rundfunkrede vom 26. 7. 1944, in: Heiber (Hg.), Goebbels Reden, S. 342–359, ここではS. 355, ならびにGoebbels in seiner Posener Rede vom 3. 8. 1944, in: ebd., S. 370 und 372を参照。

<sup>30</sup> Frank Bajohr, Parvenus und Profiteure. Korruption in der NS-Zeit, Frankfurt am Main 2001, S. 19, ならびに1933年以降の「古参闘士」の給養については、ebd., S. 17–34を参照。

<sup>31</sup> Christoph Schmidt, »Zu den Motiven ›alter Kämpfer‹ in der NSDAP, in: Detlev Peukert / Jürgen Reulecke (Hg.), Die Reihen fast geschlossen. Beiträge zur Geschichte des Alltags unterm Nationalsozialismus, Wuppertal 1981, S. 21–43, ここではS. 28.

<sup>32</sup> 例えば、ミュンヘンで開催された中核的な追悼式典は、フェルトヘルンハレ（将軍廟）での顕彰碑の落成式と同時開催であったが、それを報じる1933年11月10日付『フェルクィッシャー・ベオバハター（VB）』の記事には、「1923年の死者に対する胸を打つような顕彰」との見出しががついていた。また、1923年11月9日に死亡した16名のナチの遺体は、ミュンヘンのケーニヒスプラッツ（王の広場）に位置する墓園に新たに移された。その際刊行された1935年11月9日号には、「諸君は第三帝国という自由のもと復活を遂げた。16名の最初の殉死者、フェルトヘルンハレからエーレンテンベル（名誉神殿）へと凱旋行進」というタイトルが掲げられた。そして1943年11月7日、VB はついに「殉死者」に対し、「諸君の犠牲は報われるだろう」と見出しで約束したのである。

<sup>33</sup> 例えばヒトラーは、1944年11月9日付布告において、1923年から1933年にかけて「殺害された何千という国民社会主義者、そして負傷した何万という国民社会主義者」について語った。Domarus, Hitler, S. 2162. 1933年以前に死亡したナチの実数は、1932年のナチ自身の見積もりによると、約200名であり、決してそれを上回ることはなかった。

<sup>34</sup> ゲルリッツ市長ハンス・マインズハウゼン [Hans Meinshausen] は1929年以降、ナチ党員だったが、例えばフェルディナント・シェルナー [Ferdinand Schörner] 元帥に向けた1945年8月4日付の電報において、「敵軍による占領の結果、たとえもう一度『非合法時代』を経験せねばならないとしても」、ナチズムは勝利を掴み取るだろうと予言した。Rolf Hensel, Stufen zum Schafott. Der Berliner Stadtschulrat und Oberbürgermeister von Görlitz Hans Meinshausen, Berlin 2012, S. 159 f.

<sup>35</sup> ヒトラーの後任となったカール・デーニッツが、1945年5月9日にフレンスブルクの駐留部隊の将校たちを前にした演説で、今しがた実現した降伏を部分的な成功にすぎないと説明したのも、この意味においてであった。「今日、われわれは完全なる軍事的崩壊に直面しているにもかかわらず、われらが民族 [Volk] の今日の様子は、1918年とは異なっている。まだ分裂はしていない。」したがってデーニッツにとっては、「国民社会主義がわれわれに与えてくれた、最も素晴らしく、最も良質なものの、われらが民族共同体の緊密さを [...] あらゆる状況でも維持する」ことこそ重

要と思われたのである。Gerhard Förster / Richard Lakowski (Hg.), 1945. Das Jahr der endgültigen Niederlage der faschistischen Wehrmacht. Dokumente, Berlin 1985, S. 364 f.

<sup>36</sup> Förster/Lakowski (Hg.), 1945, S. 239 f.

<sup>37</sup> SD報告書をどう有効活用するかについては、Ian Kershaw, Der Hitler-Mythos. Führerkult und Volksmeinung, Stuttgart 1999, S. 245–274; und Rainer Eckert, »Geheimdienstakten als historische Quelle. Ein Vergleich zwischen den Stimmungsberichten des Sicherheitsdienstes der SS und des Ministeriums für Staatssicherheit der DDR«, in: Bernd Florath / Armin Mitter / Stefan Wolle (Hg.), Die Ohnmacht der Allmächtigen. Geheimdienste und politische Polizei in der modernen Gesellschaft, Berlin 1992, S. 263–296を参照。

<sup>38</sup> この方向性を打ち出しているのが、Peter Longerich, »Davon haben wir nichts gewusst!«. Die Deutschen und die Judenverfolgung 1933–1945, München 2006, S. 38–52の考察である。

<sup>39</sup> Meldungen aus den SD-Abschnittsbereichen vom 8. 6. 1944, in: Heinz Boberach (Hg.), Meldungen aus dem Reich 1938–1945. Die geheimen Lageberichte des Sicherheitsdienstes der SS, Band 17, Herrsching 1984, S. 6571–6576, ここではS. 6573.

<sup>40</sup> SD-Berichte zu Inlandsfragen vom 8. 6. 1944, in: ebd., S. 6576–6581, ここではS. 6576.

<sup>41</sup> Meldungen aus den SD-Abschnittsbereichen vom 10. 8. 1944, in: ebd., S. 6697–6705, ここではS. 6702.

<sup>42</sup> 例えば、SD-Berichte zu Inlandsfragen vom 11. und 25. 5. 1944, in: ebd., S. 6521–6525, ここではS. 6521 ff. ならびにS. 6551–6557, ここではS. 6552 ff. を参照。

<sup>43</sup> Meldungen aus den SD-Abschnittsbereichen vom 8. 6. 1944, in: ebd., S. 6571–6576, ここではS. 6573.

<sup>44</sup> Meldungen aus den SD-Abschnittsbereichen vom 25. 6. 1944, in: ebd., S. 6597–6601, ここではS. 6600. さらに1941年7月22日付報告では、「深刻化するパニックの空気」さえも話題にのぼるほどだった。Ebd., S. 6651–6658, ここではS. 6651.

<sup>45</sup> Meldungen über die Entwicklung in der öffentlichen Meinungsbildung vom 17. 8. 1944, in: ebd., S. 6705–6708, ここではS. 6705.

<sup>46</sup> Bericht aus den Akten der Geschäftsführenden Reichsregierung Dönitz von Ende März 1945, in: ebd., S. 6734–6740, ここではS. 6739.

<sup>47</sup> Bericht an das Reichsministerium für Volksaufklärung und Propaganda vom 28. 3. 1945, in: ebd., S. 6732 ff., ここではS. 6733.

<sup>48</sup> Ebd., S. 6734から引用。

<sup>49</sup> Bericht aus den Akten der Geschäftsführenden Reichsregierung Dönitz von Ende März 1945, in: ebd., S. 6740.

<sup>50</sup> Ebd., ここではS. 6739.

<sup>51</sup> Ebd., S. 6734 f.

<sup>52</sup> Eintragung vom 2. 4. 1945, in: Fröhlich (Hg.), Tagebücher. Teil II: Diktate 1941–1945, Band 15: Januar – April 1945, München 1995, S. 666.

<sup>53</sup> Eintragungen vom 6. und 11. 2. 1945, in: ebd., S. 323 und 357.

<sup>54</sup> Eintragung vom 28. 3. 1945, in: ebd., S. 623.

<sup>55</sup> Eintragungen vom 26. und 24. 1. 1945, in: ebd., S. 228 und 205.

ゲッペルスはここで具体的に、「ヴァルテガウ [Warthegau]」の大区指導者アルトゥーア・グライザーを引き合いに出している。彼は赤軍がまだ何キロも離れた場所にいたにもかかわらず、大区首都ポーゼンから逃亡したのであった。

<sup>56</sup> Eintragungen vom 24. und 30. 3. 1945, in: ebd., S. 586 und 637.

<sup>57</sup> Eintragung vom 2. 4. 1945, in: ebd., S. 666. Mommsen, »Rückkehr«, S. 320も参照。

<sup>58</sup> Hans Zöberlein, Der Befehl des Gewissens. Ein Roman von den Wirren der Nachkriegszeit und der ersten Erhebung, München 1937を参照。

<sup>59</sup> 1944/45年における義勇軍の結成については、Perry Biddiscombe, »The End of the Freebooter Tradition. The Forgotten Freikorps Movement of 1944/45«, in: Central European History 32 (1999), S. 53–90, 特にS. 61–76とKoop, Himmlers letztes Aufgebot, S. 81–86を参照。

<sup>60</sup> Lagebericht des Salzburger Gauleiters Scheel laut Fernschreiben von Dienstleiter Hund aus der Münchner Parteikanzlei an Bormann vom 15. 4. 1945, in: BAB, NS 6/277, fol. 133.

<sup>61</sup> 以下の叙述については、das Urteil des Landgerichts München II vom 7. August 1948, in: JNV, Amsterdam 1969, S. 67–99 (Nr. 78), ここではS. 70 f., 74–77, das Urteil des Landgerichts Augsburg vom 30. Juni 1951, in: JNV, Band 8, Amsterdam 1972, S. 561–651 (Nr. 287), ここではS. 581–586, das Urteil des Landgerichts München II vom 13. Februar 1956, in: JNV, Band 13, Amsterdam 1975, S. 527–565 (Nr. 427), ここではS. 530 ff. und 534–540, sowie das Urteil des Landgerichts München II vom 8. Juni 1957, in: JNV, Band 14, Amsterdam 1976, S. 236–260 (Nr. 447), ここではS. 23–243, und Koop, Himmlers letztes Aufgebot, S. 145–154を参照。

<sup>62</sup> Keller, Volksgemeinschaft, S. 186を参照。ツェーバーラインが指揮した義勇軍による1945年4月15日のフロイデンシュタットの出撃については、Lagebericht der Münchner an die Berliner Parteikanzlei vom 19. 4. 1945, in: BAB, NS 6/277, fol. 40–42R, ここではfol. 41Rで述べられている。

<sup>63</sup> Hildebrand Troll, »Aktionen zur Kriegsbeendigung im Frühjahr 1945«, in: Martin Broszat / Elke Fröhlich / Anton Grossmann (Hg.), Herrschaft und Gesellschaft im Konflikt, Bayern in der NS-Zeit, Bd. 4, München/Wien 1981, S. 660–675を参照。

<sup>64</sup> Koop, Himmlers letztes Aufgebot, S. 147に収録された1945年4月25日付のピラの複製から引用。ツェーバーラインの内戦師団がどのように裁定に関与したかは、1946年3月20日に彼がコーンヴェストハイムの拘置所で投じたニュルンベルク軍事法廷のための宣誓書からなお明らかである。そこで彼は、1922年から1933年にかけての自らの政治的経験を、恐ろしいコミュニストがもたらす絶えざる脅威の経験として描いたのであった。これについては、現代史研究所文書館 [Archiv des Instituts für Zeitgeschichte] のデジタル化史料を参照。www.ifz-muenchen.de/archiv/zs/zs-0319.pdf [6. 1. 2015].

<sup>65</sup> Urteil des Landgerichts München II vom 13. Februar 1956, in: JNV, Band 13, Amsterdam 1975 (Nr. 427), S. 540を参照。

<sup>66</sup> Mommsen, »Rückkehr«, S. 323.

<sup>67</sup> Urteil des Landgerichts Weiden vom 19. 2. 1948, in: JNV, Band 2, Amsterdam 1969, S. 235–317 (Nr. 45)を参照。

<sup>68</sup> これらの史料群を扱う際の方法論については、Sven Keller, »Geschichte aus Gerichtsurteilen. Perspektiven auf die Gesellschaft der Kriegsendphase«, in: Jürgen Finger / Sven Keller / Andreas Wirsching (Hg.), Vom Recht zur Geschichte. Akten aus NS-Prozessen als Quellen der Zeitgeschichte, Göttingen 2009, S. 180–192を参照。本稿が利用した（一部複数の審級にわたる）判決は、（アムステルダム判決集の番号にもとづけば）以下の判例におけるものである。Fällen 18–21, 23, 39, 45, 72, 74, 76, 78, 96, 107, 113, 134, 169, 206, 287, 426, 427, 447, 467, 479 und 561 in den Bänden JNV, Bd. 1–6, 8, 13–15 und 19, erschienen 1968–1972, 1975–1976 und 1978.

<sup>69</sup> Keller, »Geschichte«, S. 188 f.; ders., Volksgemeinschaft, S. 7–11. また「経験空間」と「期待の地平」という2つの概念については、Reinhart Koselleck, »Erfahrungsraum und Erwartungshorizont – zwei historische Kategorien«, in: ders., Vergangene Zukunft. Zur Semantik geschichtlicher Zeiten, Frankfurt am Main 1979, S. 349–375を参照。

<sup>70</sup> シュヴァーベンがブレットハイムのナチ党支部指導者にして教

員であるレオンハルト・ヴォルフマイヤー [Leonhard Wolfmeyer] の事例を参照。彼は1945年4月10日にSSと国防軍の将校により殺害された。それは彼が、ヒトラー・ユージェントのメンバーを武装解除した農民に対し、死刑判決を下すための即決裁判の判決人となるのを拒否したからだった。これについては、Jürgen Bertram, *Das Drama von Brettheim. Eine Dorfgeschichte am Ende des Zweiten Weltkriegs*, Frankfurt am Main 2005, S. 28–49を参照。

<sup>71</sup> Urteil des Landgerichts Limburg vom 2. Dezember 1947, in: JNV, Band 2, Amsterdam 1969, S. 104–132 (Nr. 39), ここではS. 121から引用。やや異なる条文は、ebd., S. 108.

<sup>72</sup> Urteil des Landgerichts Oldenburg vom 4. November 1948, in: JNV, Band 3, Amsterdam 1969, S. 383–407 (Nr. 96), ここではS. 390から引用。加害者は被害者の死体を街頭の脇に置き去りにし、そこに「己が民族 [Volk] を裏切りし者」と銘打ったプレートを添えた。同様の報告をナチの報道機関は1944年12月以降、繰り返し拡散し続けた。これについては、Koop, *Himmlers letztes Aufgebot*, S. 60 und 66 f. を参照。

<sup>73</sup> ヴェーゲナーは数週間後に、デーニッツ内閣の次官 [Staatssekretär] として活動し、自身の職員のひとりである「古参闘士」ヘルムート・シュテルレヒト [Helmut Stellrecht] に宛てて、1945年5月16日にある覚書を作成した。そこでヴェーゲナーは、ナチ党が(一時的な)活動休止状態にあるとし、目下の敗戦が中期的にみて、「国民社会主義運動の嵐を生み出した」1918年の「敗戦と崩壊」に比べても、「なおより激しい抗議」を惹き起こすであろうと、具体的に記述した。Michael Buddrus, »Wir sind nicht am Ende, sondern in der Mitte eines großen Krieges.« Eine Denkschrift aus dem Zivilkabinett der Regierung Dönitz vom 16. Mai 1945«, in: Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte 44 (1996), S. 605–627, ここではS. 626より引用。

<sup>74</sup> Bernd Wegner, »Hitler, der Zweite Weltkrieg und die Choreographie des Untergangs«, in: *Geschichte und Gesellschaft* 26 (2000), S. 493–518, ここではS. 501.

<sup>75</sup> 暴力と逃亡の同時性については、Klaus-Dietmar Henke, *Die amerikanische Besetzung Deutschlands*, München 1995, S. 828–838を参照。

<sup>76</sup> 末期の犯罪の統計については、全体として Keller, *Volksgemeinschaft*, S. 24–27と、www 1.jur.uva.nl/junsv/Inhvzbrdddr.htm [26. 12. 2014] のデータバンクを参照。ここに記録された487件の刑事訴訟手続きは、1945年夏から1959年末にかけて、西ドイツの法廷でナチの殺人罪をめぐって進められたものである。そのうち240件が戦争末期の最後の数週間に始まった暴力行為を対象とするものだった。例えば、これらの訴訟手続きのうち、70件が強制収容所の囚人や外国人労働者への殺害事件を扱ってはいるものの、殆どの場合、SSないし国防軍の部隊や警察官、そしてナチ党幹部がドイツ人兵士や一般市民に対しておこなった殺害行為に関するものだった。また、ナチ党幹部もしくはそのサークル出身の義勇軍ないし人狼部隊の特別部隊に対する訴訟手続きは、ちょうど80件にのぼったが、それらは小分類の中では最大の数だった。

<sup>77</sup> Henke, »Trennung«, S. 31. またKeller, *Volksgemeinschaft*, S. 119–123を参照。

<sup>78</sup> Urteil des Landgerichts Mainz vom 2. Juni 1947, in: JNV, Band 1, Amsterdam 1968, S. 411–421 (Nr. 20), ここではS. 415 f. を参照。

<sup>79</sup> Henke, *Besetzung*, S. 523より引用。またEbd., S. 521–525, und Walter Rohland, *Bewegte Zeiten. Erinnerungen eines Eisenhüttenmannes*, Stuttgart 1978, S. 52 ff. und 143–152も参照。

<sup>80</sup> 例えば、ヴァッツラーの元ナチ党管区指導者に対する1947年12月2日付リンブルク地方裁判所の判決を参照。JNV, Band 2, Amsterdam 1968 (Nr. 39), S. 114.

<sup>81</sup> Urteil des Landgerichts Mainz vom 2. Juni 1947, in: JNV, Band 1, Amsterdam 1968 (Nr. 20), S. 416.

<sup>82</sup> Urteil des Obersten Gerichtshofes für die Britische Zone vom 24. Mai 1949, in: JNV, Band 3, Amsterdam 1969, S. 47–53 (Nr. 76), ここではS. 51.

<sup>83</sup> Ebd.





---

## 執筆者紹介／Contributors

網谷龍介 津田塾大学学芸学部教授

**Ryosuke Amiya-Nakada**, Professor, College of Liberal Arts, Tsuda University

植村 充 東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻博士課程

**Mitsuru Uemura**, Doctoral Student, Department of Advanced Social and International Studies, Graduate School of Arts and Sciences,  
The University of Tokyo

パトリック・ヴァーグナー マルティン・ルター・ハレ・ヴィッテンベルク大学

**Patrick Wagner**, Professor, Martin Luther University Halle-Wittenberg

---

## 東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センター 『ヨーロッパ研究 (European Studies)』論文・研究ノート募集

東京大学大学院総合文化研究科附属グローバル地域研究機構ドイツ・ヨーロッパ研究センターの研究紀要『ヨーロッパ研究 (European Studies)』(電子ジャーナル)の2019年12月刊行予定号に掲載する電子ジャーナル論文および研究ノートを以下の要領で募集します。

### 『ヨーロッパ研究 (電子ジャーナル)』募集要領

#### 1. 執筆資格

- 1) 東京大学大学院に籍を置く学生ならびに教員。
- 2) その他、ドイツ・ヨーロッパ研究センター執行委員会が適当と認めた者。

#### 2. 投稿論文・研究ノートの提出

- 1) 投稿希望者は2019年7月19日(金)15時までに [journal@desk.c.u-tokyo.ac.jp](mailto:journal@desk.c.u-tokyo.ac.jp) 宛にデータを送付すること。その際に、必ず添付した送付ファイルの形式を明記すること。また、同日までにA4用紙に印字した本体、表紙、要旨を各3部、ドイツ・ヨーロッパ研究センター事務室まで郵送提出すること。(同日消印有効)
- 2) 7月30日(月)夕方までに受領確認のメールが届かない場合には、ドイツ・ヨーロッパ研究センター事務室まで問い合わせること。
- 3) 匿名査読のため、論文・研究ノートの表紙は本体とは別にし、論文題目(日本語と英語の題目は必須、ドイツ語、フランス語で本文もしくは要旨が書かれている場合には該当言語でも明記すること)、氏名、所属、指導教員名(学生の場合)、住所、電話番号、メール・アドレス、欧文(日本語)校閲者、文字数(脚注、文末脚注、図表およびスペースを含める)を明記すること。論文本体には、以上のうち論文題目のみを記載すること。
- 4) 論文(研究ノート)には必ず要旨を付ける。要旨は論文(研究ノート)本体が日本語の場合には英語、ドイツ語、フランス語のいずれかの言語で、論文(研究ノート)が上記のヨーロッパ言語の場合には日本語で書くものとする。要旨にも該当言語での題目をつけること。
- 5) 欧文で執筆する論文(研究ノート)並びに要旨は必ず然るべきネイティブ・スピーカーの校閲を経ること。欧文校閲者の名前と身分を必ず表紙に明記すること。なお、日本語が母語でないものが日本語の論文(研究ノート)並びに要旨を執筆するさいも、表紙に日本語校閲者を明記すること。

#### 3. 論文の条件

- 1) 未発表のものに限る。
- 2) 主題は、ドイツ・ヨーロッパに関連するもの。
- 3) 使用言語は、日本語、英語、ドイツ語、フランス語とする。
- 4) 論文の長さは、本文、脚注、図表を含めて、日本語の場合、20,000字以上28,000字以内、欧文の場合、6,000ワード以上8,000ワード以内とする。特に、上限字数については厳守すること。上限字数を越える原稿は審査の対象外となることがある。また、匿名査読のため、論文本体および要旨には、執筆者を特定できるような記述はしないこと。
- 5) 論文要旨の長さは、邦文については1,600字、欧文については800ワード以内とする。

---

#### 4. 研究ノートの特件

- 1) 未発表のものに限る。
- 2) 主題は、ドイツ・ヨーロッパに関連するもの。
- 3) 使用言語は、日本語、英語、ドイツ語、フランス語とする。
- 4) 研究ノートの長さは、本文、脚注、図表を含めて、日本語の場合16,000字以内、欧文の場合には4,500ワード以内とする。字数を厳守すること。また、匿名査読のため、研究ノート本体および要旨には、執筆者を特定できるような記述はしないこと。
- 5) 研究ノートの要旨の長さは、邦文については800字、欧文については400ワード以内とする。

#### 5. 論文・研究ノートの審査

- 1) 論文等の採否はドイツ・ヨーロッパ研究センターが決定し、審査結果は9月下旬までに連絡する予定である。
- 2) 審査の結果、書き直しを求める場合がある。
- 3) ドイツ語、英語で執筆された論文、ドイツ研究、ドイツに関連したヨーロッパ研究、ヨーロッパ全体にかかわる研究にかんする論文が、掲載にあたって優先される。
- 4) 論文等が採用された場合、10月から12月にかけて校正を行う必要があるので、留意すること。掲載が認められても校正時に連絡が取れない場合、不掲載となることもある。

#### 6. 問い合わせ先および原稿送付先

東京大学大学院総合文化研究科附属グローバル地域研究機構

ドイツ・ヨーロッパ研究センター

153-8902

東京都目黒区駒場3-8-1 9号館3階313号室

TEL/FAX 03-5454-6112

E-Mail: [journal@desk.c.u-tokyo.ac.jp](mailto:journal@desk.c.u-tokyo.ac.jp)

ヨーロッパ研究 第18号

European Studies Vol.18

ドイツ・ヨーロッパ研究センター

2018年12月20日 発行

発行 東京大学大学院総合文化研究科附属グローバル地域研究機構  
ドイツ・ヨーロッパ研究センター  
東京都目黒区駒場3-8-1

製作 株式会社 白峰社  
東京都豊島区東池袋5-49-6

# ヨーロッパ研究 18

**DESK**

Zentrum für Deutschland- und Europastudien, Universität Tokyo, Komaba  
Center for German and European Studies  
Institute for Advanced Global Studies  
Graduate School of Arts and Sciences  
The University of Tokyo